

吉貴公御譜中
正文在文庫

延享三丙寅正月元日

宗信(花押 No.9)

祈らすとても神や守らん

こゝろたにまことの道にかなひなは

嘉辰令月歡無極萬歲千秋樂未央

吉書

宗信公御譜中

正文在文庫

追 録
舊 記 雜 録
卷九十二

吉 貴 公
繼 豐 公
宗 信 公
延 享 三 年
自 正 月
至 六 月

(表紙)

此よしよろしく御ひろう御申上被成へくり、なを
く 菊姫様にもよろしく仰上られたく思しめし
り、なをはるふかく仰進しられり、めてたくかしく、
初春の御しうき、となたもをなし御事にいわる入らせら
れり、まつく
總州様御機嫌よく被爲入、そのほか様方にも御機嫌よく
いらせられ、はるの御祝義御にきくしく御いわるあそ
ハしり御事、かすく御めて度思しめしり、
薩摩守様御機嫌よくはるに御移りあそハしり、一入御に
きくしく御祝ひあそハしり御事、御めて度思召り、こ
く御ほとこても御揃あそハし御機嫌よく、御にきくし
く御いわるあそハしり、さては此御もく録の通、年明初め
御ふみにて仰被進り御事迄ニ相かハらす進しられり御事
に御座り、誠に幾久しく萬く年もとの御事迄ニ思召り、
めてたくかしく、

朱力キ
延享三年 正月二日

ひちしま(範) 鷹
隼 津(久) 權左衛門さま
人さま
萩原 岡田

6

繼豊公御諸中

扣正文在勝手方

一長野・鹿籠金山御取細ニ付御届之儀、當三月申越趣有之候處、金山一卷之御帳無之、段々糺ニ隙取、此節水野壹岐守様ニ野村大右衛門參上、川上林右衛門を以御内談申上、御差圖之旨を以御勘定御奉行神尾若狹守様(奉志)ニ御取細之御届書并金山堀初年間書付持參、御用人兒玉繁右衛門を以差出外處、弥御届被仰出方可然外、右書付直ニ被留置、御勘定所ニ可被差出旨同人を以被仰聞、御届相濟外、左外兩金山只今迄之出金及何程外哉、且又堀子幾人罷居、此節御取細ニ付外者、幾人被減外哉、被聞召置度旨被仰聞外得共、其元外者不相知外付、國許江可申越旨申上置外由、大右衛門申出外間、相糺申越外ハ、首尾可被申上候、右之段達 貴聞、御取細可申渡由朱書を以申越、御届書寫壹通、堀初年間書附壹通、御留守居首尾書壹通被差致承知外、御届之儀ニ付外、最初 總州様御意爲有之儀外故、御届相濟外首尾、比志嶋隼人殿を以達 貴聞置、御取細之次第遂吟味、右段々之趣を以 薩州様達 貴聞外處、吟味之通可申付旨被 仰出、御取細之儀申渡外、出金

員數、堀子人數等之儀者、別紙之通外間、其趣を以可被致首尾候、此段申越外、以上、

(朱)「延享三年」 正月二日

(朱) 郷原(久) 轉

(朱) 鎌田太郎右衛門(直)

鳴津(久) 大藏殿(奉)

嶋津右平太殿(久)

右相付別紙

一玉金六貫三百八十貳匁五分、右長野・鹿籠兩金山當丑年中出金有之、以前より之出金高者、金山役所度々之火災ニ付相知不申外、

一堀子人數三百七人、右當金山當分之堀子人數ニ由、此節御取細ニ付外、頭より幾人之究相減外者致難儀外故、漸々農商等之稼其外面々見立を以山中相廻外様ニ申付管外故、幾人減少之儀者難相究外、以上、

(朱)「延享三年」 正月

(朱) 御返答

本文致承知達 貴聞外、去年一ヶ年分之出金被申越外

2377

宗信公御譜中

得共、最初御尋之節、只今迄之出金及何程_レ哉、其段被聞召置度旨神尾若狹守様_方被仰聞_レ趣_メ得者、一ヶ年分之出金被書出_レる者、最初御尋之趣_ニ致不_レ合_レ付、二三ヶ年分ならし_ニいたし、一ヶ年分之出金大概右通_ニ外、金山役所度_ク火災_ニる帳内燒失仕、前_ク出金相知不_レ申旨、口達を以申達_レ方可然_ト申談_レ外、最初水野壹岐守様爲及御内談事_外故、別紙書付野村大右衛門致持參、川上林右衛門_ニ取會、右之趣申達_レ處_ニ、右書付_ニる可宜旨被仰聞候付、若狹守様_ニ書付致持參、右件口達を以申上_レ處_ニ、御歸宅之節可申上取次より承_レ外旨、大右衛門申出_レ外、別紙書付壹通、御留守居首尾書_ニ通差越_レ外、以上、

二月二日

(本文卷八三三七五号文書ノ行開朱書ナリ)

延享三年丙寅正月四日、宗信被_ニ薩城便殿之城門_ニ述_ニ職于江都_ニ、家老頼娃内膳久周、側用人義岡左平太久中、近習役本田孫右衛門親芳・關山軍兵衛金麻等從_レ駕也、經_ニ九州路_ニ自_ニ豊前大里_ニ開帆、著_ニ播州坂越_ニ、取_ニ陸路_ニ二月

2378

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見_レ外、

公方様益御機嫌能被成御座、舊臘二日山王氷川社 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤_外、紙面之趣各申談及 上聞_外、恐_レ謹言、

六日到_ニ大坂_ニ、同月十二日出_ニ大坂_ニ、溯_レ流、翌十三日到_ニ伏見旅館_ニ、同十七日出_ニ旅館_ニ過_ニ東海之驛_ニ、三月二日著_ニ于江都芝邸_ニ矣、同月五日 上使執政酒井雅樂頭忠知來_ニ芝邸_ニ勞_ニ遠來_ニ蒙_ニ懇篤之 尊意_ニ格也、同月十五日因_ニ執政奉書_ニ宗信登_レ營、獻_ニ上御太刀一腰・御馬代黃金一枚・綿二十把_ニ、於_ニ黒書院_ニ拜_ニ謁大樹家重公_ニ奉_レ禮_ニ謝述職事_ニ、松平備中守正貞奏_ニ達之_ニ、時蒙_ニ懇篤之 尊言_ニ退席矣、且登_ニ西城_ニ、就_ニ奏者番松平紀伊守信岑_ニ獻_ニ御太刀一腰宛・御馬代黃金一枚宛_ニ、

大御所

亞相家治公_ニ奉_レ申_ニ謝前條_ニ退去、

朱力キ
延享三年 正月五日

本多中務大輔
忠良判

松平上總入道(島津吉貴)

2379 宗信公御譜中

正文在文庫

御狀令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、舊臘二日山王氷川社 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔延享三年〕正月五日

松平薩摩守殿(島津宗信)

本多中務大輔 忠良判

2380 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔延享三年〕正月七日

忠良判

松平大隅守殿(島津維豊)

〔在右裏〕 本多中務大輔 忠良判

2381 全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔延享三年〕正月七日

忠直判

松平大隅守殿

〔在右裏〕 西尾隱岐守 忠直

2382 吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、

公方様 大御所様_レ以使者御太刀・御馬代被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔延享三年〕正月十一日

堀田相摸守 正亮判

松平能登守 乘賢判

本多中務大輔 忠良判

酒井雅樂頭 忠知判

松平上總入道

2383

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被
獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ

延享三年

正月十一日

西尾隠岐守

忠直判

松平上總入道

2384

宗信公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、

公方様 大御所様江以使者御太刀・御馬代被獻之候、遂

披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)

「延享三年」

正月十一日

堀田相摸守

正亮判

松平能登守

乘賢判

本多中務大輔

忠良判

酒井雅樂頭

忠知判

松平薩摩守殿

2385

宗信公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)

「延享三年」

正月十一日

西尾隠岐守

忠直判

松平薩摩守殿

2386

繼豊公御譜中

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造興行事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

延享三年正月十一日 繼豊御判

2387

全上

爲年頭之御祝儀、

公方様 大御所様江以使者御太刀・御馬代被獻之外、遂

披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔宋〕延享三年 正月十一日 忠良判

松平大隅守殿 忠良

〔宋〕在右裏一 本多中務大輔

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐、謹言、

〔宋〕延享三年 正月十一日 忠直判

松平大隅守殿 忠直

〔宋〕在右裏一 西尾隱岐守

吉貴公御譜中

嚮是、繼豐在三于江都芝邸、而奉訟老父吉貴因病還國以來參覲遲延之事實、時蒙下問三年二而應、窺參覲之期、

大樹吉宗公之 台許上矣、 今茲延享二年九月

吉宗公讓與政務及將軍職於

家重公、告老故、今般吉貴參覲而雖欲奉演說嗣位

之賀儀、既及極老不能遂志意、仍同年十二月十二

日繼豐上書使戲下士小笠原縫殿助持廣呈上執政松平

能登守乘堅上奉訟之、同十四日自今年一復如前例、

蒙下問三年二而應、窺吉貴之參覲之期

大樹家重公之 台許上矣、 吉貴聞之乃呈上簡噴於

三御所之執政奉謝之、各投奉書見于左、

繼豐上書之案、寶曆十四年雖糾二案于芝邸及龜府家老座右筆所等、既歷二十一年一旦近畿芝邸罹災、今也不得之歎、是故文意不傳、向來有得之、乃宣記二載于譜中一

2390 正文在文庫

御札令披見外、

三御所樣益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤外、將又其方儀

多年病氣付、參府之儀不被相同外、此節就 御代替致參

府、御機嫌被相同度外得共、極老之儀故不能其儀外、唯

今迄之通三年置程斷可有之哉之段、同氏大隅守相同外付、

可爲其通旨相達、難有由得其意外、依之被申越外紙面之

趣各一覽之事外、恐、謹言、

〔宋〕延享三年 正月十五日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

2391 全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又其方儀多年病氣付、參府之儀不被相同外、此節就 御代替致參府、御機嫌被相同度外得共、極老之儀故不能其儀外、唯今迄之通三年置程斷可有之哉之段、同氏大隅守相同外付、可爲其通旨相達外、依之被申越外紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

朱力平
延享三年 正月十五日

酒井雅樂頭
忠知判

松平上總入道

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將亦其方儀多年病氣付、參府之儀不被相同外、此節就 御代替致參府、御機嫌被相同度外得共、極老之儀故不能其儀外、只今迄之通三年置程斷可有之哉之段、同氏大隅守相同外付、可爲其通旨相達外、依之被申越外紙面之趣令承知外、恐

2392 全上

々謹言、

2393 吉貴公御譜中
正文在文庫
芳翰令披見外、
將軍 宣下爲御祝儀、舊冬以 上使銘々卷物拜領之旨珎重外、依之入御念外段欣然之至存外、恐々謹言、

朱力平
延享三年 正月十五日

西尾隲岐守
忠直判

松平上總入道殿

朱力平
延享三年 正月十五日

紀伊大納言
宗直判

御返報

2394 全上

瑤章令披閱外、

將軍 宣下之御祝儀以 上使卷物拜領之、大隅守殿 薩摩守殿同然之事旁珎重存外、仍之被入御念外段欣然之至外、恐々謹言、

朱力平
延享三年 正月十五日

水戸宰相
宗翰判

松平上總入道殿
御報

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又同氏大

隅守儀舊臘以 上使御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、

紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

朱カキ

延享三年

正月十八日

松平上總入道

酒井雅樂頭

忠知判

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又同氏大

隅守儀舊臘以 上使御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、

紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

朱カキ

延享三年

正月十八日

松平上總入道

本多中務大輔

忠良判

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又舊臘同

氏大隅守儀御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、紙面之趣

令承知外、恐々謹言、

朱カキ

延享三年

正月十八日

松平上總入道

西尾隲岐守

忠直判

全上

なをく何もよろしく申上まいらせ外、めてたくか
しく、

閏十二月十五日付にて御文下され外、

三御所様益御機嫌よく成らせられ、御めてたく覺しめし

外由、扱は先月十六日 御代替はしめて 上使川崎權之(勝カ)

助にて、御同氏大隅守殿御事御鷹の鶴拜領被成、御てま

へ様におゐて有かたき御事と思召外よし、右之御禮

公方様

大納言様へ御申上被成外御文之趣、よろしく申あげ参ら
せ外へく外、めてたくかしく、

朱カキ
延享三年

松平

上總入道様

御返事
人々御中

豊をか

梅その

松しま

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さえた

6

2399

全上

なをく何もよろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

閏十二月十五日付にて御文被下り、

三御所様ますく御機嫌よく成らせられ、御めてたく覺

しめしり由、扱は先月十六日 御代替はしめて 上使川

崎權之助にて 御同氏大隅守殿事御鷹の鶴御拜領被成、

御てまへ様ニおめて有かたき御事に思しめしりよし、右

之御禮

大御所様へ御申上被成り御文之趣、よろしく申あげ参ら

せられり、めてたくかしく、

朱カキ
延享三年

まつ平

かつさ入道様

御返事
人々御中

豊岡

梅その

松しま

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さえた

6

2400

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く時分からしたいにのとかになりまいらせり、

いよく御きけんよくいらせられりや、被爲聞たく

御ほしめしり、 菊姫様も御なし御事り、よろしく

仰上られたく思しめしり、めてかしく、

上巳の御祝義御めてたく思しめしり、その御地にて

總州様御機嫌よく被爲入、そのほか様方にも御きけんよ

く御にきくしく御いわるあそハしりハんと、御めて度

思しめしゆ、こゝ御ほとこても御揃あそはし御機嫌よく、御にきくしく御いわるあそはしゆ、さては此御もく録

のことく、上巳の御祝義御いわるあそはしゆて進しられ、誠に幾久しく萬々年あいかハらす仰被進りやうにといわる入らせられり、此よしよろしく御ひろう本ノマ、被成へく、めてたくかしく、

朱カキ
延享三年 二月

ひち嶋
隼人さま
しま津(久道)
仲さま
人々
荻原
むめ
岡田

2401 宗信公御譜中

正文在文庫

御狀令披見り、如承改年之慶賀珍重り、

三御所様益御機嫌能被成御座、年始御規式可相濟と目出度被存由得其意り、隨ち鯛一箱被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕合り、恐々謹言、

朱カキ
「延享三年」
二月六日

堀田相摸守
正亮判
松平薩摩守殿

2402 全上

御狀令披見り、如承改年之慶賀珍重り、

三御所様益御機嫌能被成御座、年始御規式可相濟と目出度被存由得其意り、隨ち鯛一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合り、恐々謹言、

朱カキ
「延享三年」
二月六日

西尾隼岐守
忠直判
松平薩摩守殿

2403 全上

御狀令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又今度就御代替、從琉球中山王如先規以使者御祝儀申上度旨、同氏大隅守相伺り處、辰年其方參府り節召連候様相違り付る、被申越り紙面之趣各一覽之事り、恐々謹言、

朱カキ
「延享三年」
二月六日
堀田相摸守
正亮判

松平薩摩守殿

2404 重豪公御譜中

同三年丙寅春二月六日、行三七夜之賀儀、幼三字善次郎、

十三日始參詣魔府福箇追諏方神社、以産神之故也、

2405 宗信公御譜中

正文在文庫

御狀令披見外、

(吉宗孫女、伊達宗村妻)

利根姫君様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依

之

公方様御機嫌以使者被相伺之外、御安全御儀外間可御心

易外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔延享三年〕

二月十三日

松平薩摩守殿

堀田相模守

正亮判

2406 全上

御狀令披見外、

利根姫君様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依

之御機嫌以使者被相伺之外、御安全御儀外間可御心易外、

紙面之趣及言上候、恐々謹言、

〔延享三年〕

二月十三日

松平薩摩守殿

西尾隴岐守

忠直判

2407 全上

御狀令披見外、

利根姫君様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依

之

大御所様御機嫌以使者被相伺之外、御安全御儀外間可御

心易外、紙面之趣各申談

大御所様及 上聞外、恐々謹言、

〔延享三年〕

二月十三日

松平薩摩守殿

本多中務大輔
忠良判

2408

継豊公御譜中

扣正文在家老座

御代替付の、鞍置御馬二疋献上之儀舊冬奉伺、先規之通

献上可仕旨被仰渡置外、此節薩州より右御馬二疋牽越申

候、献上時節之儀御差圖被成可被下候、以上、

二月十六日

松平大隅守

2409

全上 正文在文庫

歳暮之 御内書可相渡外間、明日五半時 御城の家來可

被差出外、以上、

〔延享三年〕二月廿日

酒井雅樂頭

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

利根姫君様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依

之

御狀令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、去月十日東叡山 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

〔延享三年〕二月十八日

堀田相摸守 正亮判

〔延享三年〕二月廿五日

松平上總入道

堀田相摸守

正亮判

松平薩摩守殿

2413

全上

御札令披見外、

利根姫君様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意外、依

之

大納言様御機嫌以使者被相同之、御安全御儀外之間可御

心易外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

〔延享三年〕二月廿五日

西尾隠岐守

忠直判

松平上總入道

2411

全上

御狀令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、去月廿四日増上寺 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞候、恐々謹言、

〔延享三年〕二月十九日

堀田相摸守

正亮判

松平薩摩守殿

2410

宗信公御譜中

正文在文庫

松平大隅守殿

2412

正文在文庫

松平上總入道

堀田相摸守

正亮判

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

利根姫君様御逝去之段被承之、被絶言語由得其意り、依之

大御所様御機嫌以使者被相伺之り、御安全御儀外間可御心易り、紙面趣各申談

大御所様^ニ及 上聞り、恐々謹言、

^{朱カキ}

延享三年 二月廿五日

本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

全上

正月十九日付にて御ふみ下されり、舊臘十六日

利根姫君様御逝去被遊り御事御承知被成、是により

大納言様御機嫌御伺被成り御ふみの趣、よろしく申上まいらせり、かしく、

^{朱カキ}

延享三年

豊岡

梅その

松平

上總入道様

人々御中

まつ嶋

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さへた

吉貴公御譜中

正文在文庫

正月十九日付にて御ふみ下されり、舊臘十六日

利根姫君様御逝去被遊り段御承知被成、是により

大御所様御機嫌御伺被成り御ふみの趣、よろしく申上まいらせり、かしく、

^{朱カキ}

延享三年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

梅その

まつ嶋

山の井

うら尾

せかわ

全上

たきつ
さゑた

正月十九日付にて御ふみ下されり、舊臘十六日

利根姫君様御逝去被遊り段御承知被成、右之段 (田安宗右衛門)

督様 御簾中様へ御申上被成り趣、よろしく申上まいら

せり、かしく、

朱カキ
延享三年

豊岡

梅その

まつ嶋

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さへた

正月十九日付にて御ふみ下されり、舊臘十六日
利根姫君様御逝去被遊り御事御承知被成、右之段

(二備宗尹)
刑部卿様 御簾中様へ御申上被成り通、よろしく申上
まいらせり、かしく、

朱カキ
延享三年

豊岡

梅その

まつ嶋

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さへた

松平

上總入道様

御返事

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く、何もよろしく申上りへくり、めてたくかしく、

二月十一日付にて御ふみ下されり、

三御所様益御機嫌よく成らせられ、御めて度思召させら

れりよし、扱は正月七日御同氏大隅守殿より村路をもつ

て、年頭の御祝義御申上被成り處

公方様へ御目見仰付られ 上意も御座りて、其うへ御料

理頂戴致ゆよし御承知被成、誠に以有かたき御事と思しめしゆ由、御文之趣よろしく申上ゆへくり、めてたくかしく、

朱力半
延享三年

あ

右同所之内

脇元村

一高七百拾八石三斗八升壹合貳才

右同所之内

船津村

一高七百三拾石七斗八升八合貳夕三才

右同所之内

春花村

一高五百六拾三石四斗壹升五合八夕八才

薩州鹿兒嶋郡重富之内

觸田村

一高千四百七拾壹石六斗五合三夕八才

隅州始羅郡蒲生之内

下久徳村

一高千貳百四拾五石六斗五升九合三夕八才

薩州阿多郡伊作之内

田尻村

一高貳千貳拾六石四合六夕六才

隅州始羅郡重富之内

平松村

継豊公御譜中

正文在島津壯之助

諸所領知目録

一高四百貳拾四石四升九合九夕五才

薩州薩摩郡東郷之内

藤川村

一高三百九拾石四升六夕四才

薩州薩摩郡東郷之内

藤川村

一高千四百貳拾九石七斗八升五合五夕三才

隅州肝屬郡串良之内

岩弘村

一高六百三拾三石六升四合五夕九才

隅州囃吹郡清水之内

川原村

一高三百六拾七石貳斗四合七夕四才

日州諸縣郡飯野之内

坂元村

合高壹萬石

右爲礦附御藏入之處、御方事

總州様乍御二男就越前嶋津家跡相續、元文二年三月廿日

太守繼豐公以 御直書被宛行之條、全可被領知者也、其

節地面散在今般相纏故、依 仰如件、

延享三年丙寅三月二日

鎌田太郎右衛門
政直判

北條織部
續用口時守判

伊勢兵部
貞起判

樺山主計
久初判

2423

宗信公御譜中
寫正文在文庫

寫

御代替：付大隅守・薩摩守誓詞差上外儀、先達の本多中

2421

繼豐公御譜中

嶋津周防殿
(忠紀)

延享三年三月二日、嗣嫡薩摩守宗信參府、同月五日 上

使酒井雅樂頭忠知來_二於芝邸_一傳_二台命_一勞_レ之、宗信即

到_二執政各第一奉謝、繼豐亦以_二島津但馬守忠雅_一禮_二謝於

執政之各第一也、詳記_二于宗信之譜_一 以在雅禮謝依、繼豐有病也

2422

宗信公御譜中

正文在文庫

明十五日五半時登 城、參府之御禮可被申上外、以上、

(朱)

「延享三年」

三月十四日

堀田相摸守

松平能登守

本多中務大輔

酒井雅樂頭

松平薩摩守殿

務大輔様は相伺外處、大隅守儀若病氣快氣之節可相調外、薩摩守ニ若參府之節誓詞相調外様可仕旨被仰渡置外、薩摩守今日參府之御禮申上候間、御序次第誓詞仕爲差上度外、御差圖被成可被下外、此段以使者申入候、以上、

(卷)「延享三年」三月十五日

松平大隅守使者

(久通)嶋津左衛門

2424 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、正月十日東叡山 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及上

聞外、恐く謹言、

宋九斗

延享三年 三月十八日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

2425 繼豊公御譜中

去歲依ニ

家重公嗣位、今茲延享三年丙寅三月廿一日徵ニ侯伯ニ示ニ關國政事之令條、時繼豊有病不能登レ營、故如ニ

官諭遣ニ使者於執政之亭ニ奉レ伸賀詞、詳見于後、

2426 全上

寫正文在文庫

追啓廻狀之趣承知之旨、今晚中先各々豊前守方江可被申聞外、以上、

松平能登守殿御渡外御書付寫一通相達外間被得其意、御同列四品以上之御方江不殘様早く可被達候、答之儀若先く銘く及不及挨拶、各々河野豊前守方江可被申聞外、以上、

三月廿日

大目付

(伊達宗村)松平陸奥守殿

松平兵部大輔殿

右留守居

2427

宗信公御譜中

正文在文庫

御用之儀外間、明日五半時可有登 城外、尤熨斗目半袴可爲着用外、以上、

(卷)

「延享三年」

三月廿日

堀田相摸守

宗信公御譜中

松平薩摩守殿

松平能登守

本多中務大輔

酒井雅樂頭

同年三月二十一日、因^レ執政各位之奉書^ニ宗信登^レ營、

大樹家重公出^ニ御大廣間^一、徵^ニ在府之侯伯譜代及萬石以

上^ニ一同列居、時降^ニ尊詞^一示^ニ論闡國政務之法令^一、執政

松平能登守乘賢傳^ニ達之^一、

公入御、厥后法令之條目^{謂之武家}林大學頭信充讀^{謂之法度}之拜聞畢

而執政挨拶、宗信各退席、且宗信各登^ニ西城^一奉^レ伸^ニ

賀儀^一退去、是豫應^ニ執政之教^一也、

全上

寫正文在文庫

御法令被 仰出外^ニ付

三月

廿一日

廿二日

全上

寫正文在文庫

寫

右兩日共^ニ登^レ城之面^ニ、御本丸相濟、西丸^ニ出仕

御祝儀可申上外、

一病氣、幼少^ニ出仕無之面^ニ、老、老中隱岐守宅^ニ使者

可被差越外、在國在邑之面^ニ、老承次第使札可差越外、

但隱居之面^ニ、ハ不及此儀外、

右之通可被相觸外、

御手紙拜見仕外、然者明廿一日、明後廿二日兩日共^ニ

御登^レ城之御方樣、西丸^ニ及御出仕可被成由御書付^ニ

有之、明日御同席御方樣不殘西丸^ニ御登^レ城被遊外樣

こと御通達可被成外、

一御衣服御髮斗目・御半袴^ニ御座外、

一御揃刻限五半時^ニ御座外、

右被仰下外趣、豐前守^ニ則申聞外處、前條之通御通達

被成外樣宜及貴報旨申付外、已上、

(卷)

「延享三年」

三月廿日

犬丸權太夫

森 總右衛門

谷田作兵衛様

藤本伴右衛門

全上

寫正文在文庫

三月廿一日

御代替ニ付、御法令依被 仰出、御三家紀伊宰相殿・

尾張中將殿始、萬石以上之面々

但 菊之間縁類詰者萬石以下も罷出

且伏見奉行・交替寄合登 城殿斗目、
半梅

一御座間

御着座御殿斗目
御半梅

紀伊大納言殿(宗直)

尾張中納言殿(宗勝)

水戸宰相殿(宗翰)

紀伊宰相殿(宗將)

尾張中將殿(宗勝)

右順々被出席、一同着座之時、今日 御法令被 仰出
之段 御意有之、目出度被存旨年寄共言上之、被退去、

右衛門督殿(田安宗盛)
(一稱宗尹)

刑部卿殿

右次第同前

一御黒書院

出御

御先立

御刀

御上段

御着座

(前田宗盛)
松平加賀守

右出席 御目見 御法令被 仰出旨 上意有之、年寄

共及御取合、大廣間御次間迄退座、

(直定)
井伊掃部頭

(頼恭)
松平讃岐守

(直徳)
井伊備中守

右一同出座 御目見 御法令被 仰出旨 上意有之、

年寄共及御取合退座、

一大廣間 渡御

御先立

一御中段 御着座

御下段 御左之方能登守・雅樂守・中務太輔・相摸守・

隱岐守かぎの手ニ着座、

一御同所 御右之方井伊掃部頭・松平讃岐守列座、

一御同所 西之方板縁鷹間詰御奏者番大岡越前守・山名

(皇統) 因幡守、鴈間詰御奏者番嫡子、菊之間縁頼詰

同嫡子・伏見奉行伺公、

一御同所 御疊縁ニ若年寄

大御所様若年寄

大納言様若年寄

一大廣間 出御以前ニ御下段之上四疊目より御次間にか

け、四品以上并壹萬石以上之面々・同嫡子・交替寄合

並居、一同 御目見、此時御法令被 仰出旨能登守傳

達之 上意有之、年寄共及御取合、早ぬ 入御、

一入御以後御法令御文臺ニ載之、御帳臺方中奥御小姓持

出之、御中段ニ置退、其後林大學頭罷出讀之、此節御

次間より松平加賀守出席、井伊備中守表罷出、何表謹

ぬ承之、早ぬ年寄共及挨拶退出、

(卷) 「延享三年」

全上

寫正文在文庫

寫

口上之覺

御條目御寫壹通

右昨廿一日晚、於松平能登守様家來之者に御渡被成、大

廣間四品以上之御方様に順達可仕旨被仰渡り間、右壹通

致順達、御承知之御届御銘々様方能登守様に御届可被成

と存り、御順達相濟次第此方に御返可被成り、御順達之

御先之別紙相添申り、右同様之御寫松平加賀守殿に表御

渡申合可致順達旨被仰渡り付、御同席殘御方様に表、則

加賀守殿より御通達有之筈御座り、右之趣安藝守旅中に

早速申遣り、御同席様に不殘様早々御順達仕り様、伊勢

守申付り、

(卷) 「延享三年」

三月廿二日

右使

野矢直之丞

全上

寫正文在文庫

武家諸法度寫

一文武忠孝を勵し可正禮義事、

一參勤交替之儀、每歲可守所定之時節、從者之員數不可

及繁多事、

一人馬兵具等分限に應し可相嗜事、

一新規之城郭構營堅禁止之、居城之障壘石壁等敗壞之時

者、達奉行所可受差圖也、櫓扉門以下者如先規可修補

事、

一 企新規結徒黨成誓約并私之關所新法之津留制禁事、

一 江戸并何國にても不慮之儀有之といふとも、猥不可懸

集、在國之輩者其所を守り下知を可相待也、何所にて

も雖行刑討、役者之外不可出向、可任檢使之左右事、

一 喧嘩口論可加謹慎、私之諍論制禁之、若無據子細有之

者、達奉行所可受其旨、不依何事令荷擔者、其咎本人

よりおもかるへし、并本主之障有之もの不可相抱事、

但 頭有之輩之百姓訴論者、其支配に令談合可濟之、

有滯儀者評定所に差出之可受捌事、

一 國主城主壹萬石以上、近習并諸奉行・諸物頭、私不可

結婚婚姻、摠め公家と於結縁邊者、達奉行所可受差圖

事、

一 音信贈答嫁娶之規式、或饗應、或家宅當作等其外萬事

可用儉約、摠め無益之道具をこのミ不可致私之奢事、

一 衣裳之品不可混亂、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上

免許之事、

附 徒若黨之衣類者羽二重・絹・紬・布・木綿、弓鐵

炮之者者紬・布・木綿、其下に至りてハ萬布・木

綿可用事、

2434

一 乘輿者一門之歷、國主城主壹萬石以上并國大名之息、

城主及侍從以上之嫡子、或年五十以上許之、儒醫・諸

出家者制外事、

一 養子ハ同姓相應之者を撰ひ、若無之におゐてハ由緒を

正し、存生之内可致言上、五十以上十七歳以下之輩、

及末期雖致養子、吟味之上可有之、^(立之)縱雖實子筋目違た

る儀不可立事、

附 殉死之儀弥令制禁事、

一 知行之所務清廉沙汰之、國郡不可衰弊、^(令勵カ)道路・驛馬・

橋船等無斷絶可令往還事、

附 荷船之外、大船ハ如先規停止事、

一 諸國散在之寺社領、從古至于今所附來者不可取放之、

勿論新地之寺社建立、弥令停止之、若無據子細有之者

達奉行所可受差圖事、

一 萬事應江戸之法度、於國々所々可遵行事、

右條々堅可相守之者也、

延享三年三月廿一日

全上

寫正文在文庫

寫

三月廿三日松平陸奥守様より御順達
有馬中務大輔様江御順達被仕候

(島津 總 懸)
松平大隅守様

同 薩摩守様
(宗 傳)

三月廿二日松平大膳大夫様より御順達
松平大隅守様江御順達被仕候

(伊達 宗 村)
松平陸奥守様

松平修理大夫様
(頼 孝)

松平織部正様
(頼 次)

松平筑前守様
(黒田 總 高)

松平越前守様
(信 忠)

三月廿二日上杉民部大輔様より御順達
松平陸奥守様江御順達被仕候

(毛利 宗 慶)
松平大膳大夫様

有馬中務大夫様
(頼 徳)

三月廿二日松平安齋守様より御順達
松平大膳大夫様江御順達被仕候

上杉民部大輔様
(宗 房)

松平大和守様
(明 徳)

松平丹後守様
(宗 教)

松平出羽守様
(宗 符)

松平左京大夫様
(頼 昌)

松平秀之助様
(義 敏)

伊達大膳大夫様
(村 侯)

〔延享三年〕

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者正月廿三日

三日

竹姫君様被爲 入候節、菊事 御懇之蒙 上意、從

三御所様拜領物被 仰付之、從右衛門督殿 刑部卿殿表

被遺物有之、且又從

公方様同氏大隅守に表拜領物被 仰付、重疊難有由得其

意外、紙面之趣各一覽之事外、恐く謹言、

朱力平 延享三年 三月廿二日 堀田相模守 正亮判

松平上總入道

2436

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者正月廿三日

三日

竹姫君様被爲 入外節、菊事 御懇之蒙 上意、從

三御所様拜領物被 仰付之、從右衛門督殿 刑部卿殿表

被遺物有之、且又從

公方様同氏大隅守に表拜領物被 仰付、重疊難有由得其

2438

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

意外、紙面之趣各一覽之事外、恐く謹言、

朱力斗
延享三年 三月廿二日

松平能登守
乘賢判

松平上總入道

2437

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者正月廿

三日、大奥に

竹姫君様被爲 入外節、菊事 御懇之蒙 上意、從

三御所様拜領物被 仰付、其上右衛門督殿 刑部卿殿よ

り表被遺物有之、且亦從

公方様同氏大隅守に拜領物被 仰付之、重疊難有由得其

意外、紙面之趣令承知外、恐く謹言、

朱力斗
延享三年 三月廿二日

西尾隱岐守
忠直判

松平上總入道

2439

繼豊公御譜中

正文在文庫

敬白 天討靈社起請文前書之事

一私儀若輩之至御座候之處、去歲三司官役被仰付、冥加

不淺難有仕合奉存候、弥以御國許御奉公入念可相動候

事、

一乍恐奉對

繼豊様 吉貴様 宗信様毛頭不可奉存疎意候事、

一從御國許被 仰下候諸事、御條書之趣堅可相守候、若

企惡意邪儀者於有之者、則可致披露候事、

一對國王無別心可抽忠勤候事、

一國中之掟并諸事無最肩親疎可致沙汰候事、

右條く僞於申上者、

(茶)「靈社之神名略之」

今歸仁親方

公方様益御機嫌能被成御座、正月廿四日増上寺 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐く謹言、

朱力斗
延享三年 三月廿五日

酒井雅樂頭
忠知判

松平上總入道

延享三年丙寅三月廿六日

(采之血判)
朝見判

繼豊公御譜中

正文在文庫

敬白 天爵靈社起請文前書之事

一私儀若輩之至御座候之處、去歲三司官役被仰付、冥加不淺難有仕合奉存候、弥以御國許御奉公入念可相動候事、

一乍恐奉對

繼豊様 吉貴様 宗信様毛頭不可奉存疎意候事、

一從御國許被 仰下候諸事、御條書之趣堅可相守候、若

企惡意邪儀者於有之者、則可致披露候事、

一對國王無別心可抽忠勤候事、

一國中之掟并諸事無臆親疎可致沙汰候事、

右條々僞於申上者、

(采)
「靈社之神名略之」

延享三年丙寅三月廿六日

宜野瀨親方
(采之血判)
朝雅判

宗信公御譜中

正文在文庫

營中進使者序、寄一翰外、青陽賀儀珍重、愈可爲平安、此邊無吳、仍如目錄令贈與之也、

(采)
「延享三年」 三月廿七日
(近衛内前)
〔花押〕
No.15

薩摩侍從とのへ

繼豊公御譜中

正文在文庫

三月廿一日御用之儀外間、朝五半時御鬘斗目御着用

の 薩州様御登 城可被成旨、前日御老中様御連名之

御奉書御到來、御請被仰上置外處、以御廻狀 御本

丸相濟、西丸に仕御祝儀可申上外、病氣幼少に

出仕無之面々者老中に使者可被差越外、在國在邑之面

々者使札可被差越外、隱居之面々不及此儀旨別紙之通

被仰渡外、廿一日御刻限之通 薩州様御登 城、大廣

間い何れ表様御出仕

公方様出御、御中段に御着座、御法令被 仰出旨松平

能登守様御傳達 上意有之、御取合早の 入御被遊、

其後林大學頭様御條目被爲讀、御承知早の御老中様御

挨拶有之御退出、直に 西御丸に 薩州様御登 城、

御祝儀被仰上外、御老中様方に御見廻に不及由、於

御城御一統ニ被仰談御見廻無御座外、

一 太守様より右同日御留守居御使者を以、御廻狀之通御老中様方（古長）に今日御法令被 仰出、恐悦被思召外、御病中故以御使者御祝儀被仰上由之御口上ニ御勤相濟外、

一 御隱居之面々ハ不及此儀旨御廻狀之通外故、 總州様御勤及不申外、

一 御城ニ由之次第、 星野久務差越外書付寫、 爲御見合差上申外、

一 右ニ付 御兩殿様より御内證御勤ニ及可申哉と 御守殿（編吉兼女、八重姫）に相伺候處、 養仙院様御方より 御本丸に被相伺外得者、 女中御使を以御祝儀可被仰上旨御差圖有之外

段 御守殿に爲御知有之、 姫君様より女中御使ニ御祝儀被仰上外間、 太守様 薩州様より奉御文を以

三 御所様御銘々可被仰上旨御差圖ニ由、 其通御内證御勤相濟申外、

一 總州様より表向御勤者無御座外得共、 御内證御勤可有御座哉と 御守殿に相伺、 御本丸に御伺外得者

公方様迄ニ御文可被差上旨申來外段承知仕外間、 被達貴聞、 御文被差越外ハ、 日積相考差出可申外、 爲御見合

御兩殿様御文御案文差上申外、

一 右御條目之寫、 松平能登守様より松平加賀守様・松平安藝守様御方（古長）に御渡、 大廣間四品以上之御方様に御順達外様被仰渡外由ニ由、 安藝守様御方より段々御順達ニ由御到來外付達 貴聞、 以御使者御次渡相濟申外、

右御條目御右筆に書寫させ差越申外、

一 大御所様御代替之節、 享保二年酉三月武家諸法度御弘有之、 右御條目之儀未々迄讀聞せ外ハ不及事外、 專御仕置之事外得者、 於其元御城代御家老・若御年寄・大御目附迄ハ於御家老座御右筆に讀せ、 承知爲仕候様可申越旨 總州様被 仰出、 右之面々承知爲有之筋ニ

書留相見得外付、 右之趣達 貴聞外處、 先例之通可申越旨 御意外條、 於御家老座御右筆讀、 備中殿を初、 大御目附迄承知可有之外、 此節之御條目御記録方ニ及

記置外様可被申渡哉、 先例之通可被申渡外、

右申越外條、 可被達 貴聞外、 御廻狀一通并御條目寫、 右ニ相付書附貳通、 御文御案文壹通、 久務より

遣外横折帳差越申外、 以上、

〔（朱）延享三年〕 四月三日 頼娃内膳

鳴津左衛門

繼豐公御譜中

延享三年四月七日繼豐奉_レ祝_二

家重公將軍、宣下_二設_レ賀宴_ニ焉、繼豐有_レ病故嗣適宗信

代_二繼豐_一招_レ執政本多中務大輔忠良・堀田相摸守正亮、

若年寄堀田加賀守正陳、奏者松平主計頭武元・太田攝

津守資俊、御留主居内藤越前守信明、大目附河野豐前

守通喬、町奉行島長門守正祥、作事奉行本多近江守、

普請奉行加藤備後守、日光奉行服部大和守、浦賀御番

青山齋宮等_(成彦)於東武芝邸上備_二盛膳_一奏_レ猿樂、松平越前守

信友・松平大膳大夫宗廣・松平越中守定賢・松平筑後

守定郷・鳥居伊賀守忠胤・京極甲斐守高永・松平備前

守定章・立花出雲守貫長・阿部伊豫守正右・松平河内

守定多・立花民部長熙・水野肥前守忠見・酒井飛騨守

忠香、島津但馬守忠就及戲下士數十輩咸以_二親戚故舊_一之

故_二來扶_レ繼豐之款待_一矣、於_レ茲各獻_二杉重一組、鮮鯛一

折於

三御所_二次贈_レ檜重・茶・肴於不_レ臨_レ席之執政、若年寄

而賀_二今日之饗宴_一矣、

○同十二日亦奉_レ賀_二宣下_一設_レ宴焉、松平陸奥守宗村・

細川越中守宗孝・松平彈正大弼宗政・立花飛騨守貞似・

宗信公御譜中

同年四月七日奉_レ賀_二

家重公將軍

宣下_一、招_レ請執政本多中務大輔忠良・堀田相摸守正亮、

若年寄堀田加賀守正陳、奏者衆松平主計頭武元・太田攝

津守資俊、留守居内藤越前守信明、大目附河野豐前守通

喬、町奉行島長門守正祥其外諸有司等於第_上、而饗_二應_一之、

繼豐因_二舊癖_一宗信代而總勤_レ事、委見_二繼豐之譜中_一、

同月十二日同招_二請松平陸奥守宗村・細川越中守宗孝、松

平彈正大弼宗政・立花飛彈守貞似・有馬日向守孝純其外

戲下諸士等於芝第一申賀饗_二應_一之、宗信代_二繼豐_一同_二于

前_一、委載_二繼豐之譜中_一、

全上

〔延享三年〕四月十九日

嶋津(念)但馬守(就)

有馬日向守孝純・金森兵部少輔臺近・松平攝津守澄猶・伊東若狹守長丘・谷出羽守衡衝(衛)・青木甲斐守一都・金森出雲守頼門及麾下之士數十輩於芝邸又備盛膳奏猿樂・松平信友・松平定賢・松平定郷・鳥居忠胤・京極高永・柳生但馬守俊峯・阿部正右・松平定多・松平主水正定温・松平監物定靜・立花長熙・水野忠見・酒井忠香・島津忠就・同又四郎久柄其外戲下故舊之士數十輩來而扶三奔走、

全上

扣正文在家老座

覺

私先祖以來用事御座外節者、松平大隅守國本は時々罷越外付の、私儀及其時々不及奉伺罷越度旨申上外處、願之通被仰出、此間兩度罷越外、向後用事御座外節者、右之通弥不及奉伺罷越外様仕度外、此段御代替之儀御座外故申上候、以上、

扣正文在家老座

嶋津但馬守先祖以來用事有之候節者、私國本は時々参外、但馬守事及前々之通用事有之外節者罷越度旨申上外處、

願之通被(念)仰出外付の、此跡私國本は但馬守罷越外、右

通外故、此以後及不及奉伺罷越外様仕度外、

御代替之儀外故、此段申上外、以上、

〔延享三年〕四月十九日 松平大隅守

宗信公御譜中

扣正文在家老座

大守様長々御病氣ニ付、先年御隠居之御内意 姫君様より萩原の御方に被仰付 御本丸御老女に被仰込

大御所様御代之内達 上聞候處、未間及無之、其上

薩州様別の御年若ニ被成御座外間、右之御願御無用ニ

外、右之段者水野壹岐守様は及無御沙汰可被成旨段々

上意之趣有之付得共、此節 御代替付の者、當

公方様御代ニ罷成外付、御先代右通御承知被成外

及、此節御沙汰可被 仰上儀と被 思召外旨、段々被

申越趣大藏殿・右平太殿より委細御差圖之通、萩原の

御方に被申達置、其後段々御延引ニ付る者右兩人より

(源經久胤)

問合被申越置通り、然處荻原の御方より内膳に御用有
之由被仰聞罷出外處、被 仰聞り者、去ル十四日豐
岡様・浦尾様より荻原の御方に御用外間、御本丸に
罷上りり様申來罷上り、豐岡様御部屋に被爲呼、右御
兩人より被仰聞り者 太守様長く御病氣之御事外故、
先年御内意御承知之乍上、御隠居御願御沙汰可被仰上
と被思召外由ニ付、 姫君様より委細御内意之趣致承
知居り得共、御兩人共ニ先頃より御病氣ニ有、豐岡様
ニ者今以御勤不被成、浦尾様ニ者三日以前より少く御
食事なども参り故、押る 西丸に御参 大御所様に得
と被申上り外處、暫何之御返答無之、御考被遊り御様
子ニ有 上意り者、いまた 太守様御年生御隠居ニハ
早過り、長く御病氣之事ニ有りへ者、菟哉角被相考り
段者尤之儀ニ得共、右通御隠居御年生ニ者早過、其
上 薩州様御年はへも未御若過キり、御様子ハ別有諸
事御おとなしく被成御座り得共、いまた別有御年若之
事外へハ、御家督被成りるも諸事御苦勞之筈ニ有、
大御所様御代ニ候ハ、曾も不入事ニ有、御内々御留メ
被遊思召り、水戸様杯之御様子ニ御御弱ニ共被成御座
りハ、究る 御隠居ながら御留メ被遊 思召り得

共、右通諸事御おとなしく御見得被成り付る者、爲
御隠居其通ニ及御差圖難被遊り、何共 思召ニ者不叶
外へとも

御父子様進及 御隠居之御事外へハ御差計御差圖難被
成り、當

公方様思召如何可有之及難被計り間、此上ハ御隠居之
御願被差出方ニ社可有之外、返く御氣之毒ニ有得共、
外ニ御勤弁及無之外間、御願被差出外ハ、御勝手次
第可被成り、先年御内意被仰上り節及、壹岐守様杯に
曾る御沙汰被成間敷旨被 仰出置りへ共、此上者得と
御相談及可有之事り由、右御兩人様より荻原の御方承
知り付、則 姫君様に申上り得者、右段々 上意之趣
難有被思召上り、此上者 總州様思召次第御願被差出
ニ有社可有之外間、御國元に申上、猶又 總州様思召
之程爰元は到來次第 姫君様に可申上り、先其内ハ壹
岐守様へ申上り儀者無用ニ可仕り、尤 太守様 薩州
様に者一向御沙汰不申上可罷居り、御國元より御到來
次第 姫君様御聞被成り上御差圖可被成り、此段 姫
君様御意之由、荻原の御方へ御申聞り付、委細承知仕
り、早速御國元に申越、何分ニ及返答到來次第可申上

ハ、壹岐守様且又 御兩殿様に及御沙汰申上間敷由、
一々奉畏ハ、乍然御國元ハ申越ハ往返間及有之、
延引罷成筋ニハ有御座間敷哉、御間柄之儀ハ得者、隨
分穩便ニ壹岐守様思召之程承知仕、其趣及申越ハ、
猶以 總州様御勤弁可有御座哉、乍早速御相談存ハ段
荻原の御方に申談ハ處、成程左及可有之儀候得共、

姫君様思召ニ御差圖之事候得者、先御國元ハ申越、
右 御意之通可仕由、重カ致承知ハ付、此段申越ハ、

右次第ハ故、佐々木新三郎様ハ申上、御案文相調差
上ハ様ニ及難仕ハ付、最前御差圖之上ナカラ此節御案
文ハ差上申ハ、御長病ニ御隱居御願之事ハ、

外ニ譯有之御願之事ニ及無之ハ故、其元ニ被相伺
總州様思召之程御案文申請被差越ハ、猶又爰元ニ

及佐々木様入御披見、御取直シ有之ハ様可被仰付哉、
何分ニ及御到來已後爰元ニ及佐々木様御案文申請可差
上哉、此段及申越ハ、

一右通段々御懇之 上意爲有之儀ハ得者、 總州様より
御守殿迄御禮被仰上筋ニ及可有御座哉、御賢慮次第奉
存ハ、

一弥御願被差出儀ハ、御献上物彼是御事多善ハ間、

漸々御献上之御道具等相しらへ、其元ハ申越ハ儀共ハ
可申越ハ、御家督被 仰出、御禮被仰上ハ節者、御家
來 御目見御先格之通可有御座事と乍憚奉存ハ、此人
柄付ハ及思召之程御内々被致承知被申越ハ、爰元
ニ相伺ハ様可仕ハ、

一御家督被仰出ハ、來年 薩州様御下向之節、御供御
家老を初、御役々人數御部屋栖之節とハ旁相替替ハ、
私共同役爰元詰人數御入輿以後 御家督様御留守之節
及貳人被仰付儀ハ、此段及各考之上内々御沙汰可
被仰上哉、御考次第ニ存ハ、

右早々飛脚を以申上善ハ得共、式日御使急ニ申付差
越ハ間、右之趣備中殿ハ被申上、被達 貴聞儀共
ハ被申上、早々御返答可被申越ハ、右御用筋之儀ハ
先年内膳相詰ハ節致首尾ハ故、内膳ハ被仰聞ハ由致
承知ハ、此段者爲御存ハ、以上、

四月十七日 穎娃内膳

嶋津左衛門

榊山主計殿

伊勢兵部殿

北條織部殿

鎌田太郎右衛門殿

比志嶋 隼 人殿

鳴津 權左衛門殿

繼豐公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露_レ處一段

之御仕合_レ、恐_レ謹言、

〔延享三年〕

四月廿一日

忠知判

松平大隅守殿

忠知

酒井雅樂頭

全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露_レ處一段

之御仕合_レ、恐_レ謹言、

〔延享三年〕

四月廿一日

忠直判

松平大隅守殿

忠直

西尾隱岐守

繼豐公御譜中

將軍家嗣位之後、當家始參觀之年者獻_二鞍馬二匹_一之先蹤也、繼豐雖_レ養_レ痾留_中滯于江府上、

家重公嗣位之後、延享三年丁_三繼豐始參觀之年_一矣、故去

歲具窺_二之執政_一、而今歲延享三年丙寅四月二十五日蹈_二先

蹤_一、進_二獻領國所_レ産龍蹄_置鞍馬二匹_一也、詳開_レ於後、

全上

扣正文在家老座

御代替_二付、御鞍置御馬二疋_一獻上仕度旨相同申_レ處、例

參府之時節獻上可仕由先達_レ被_レ仰渡置_レ、當月參府之時

節_二御座_レ、何日比差上可申哉、御差圖被成可被下_レ、

以上、

〔延享三年〕

四月十九日

松平大隅守

全上

扣正文在家老座

進上

御馬 御鞍置 二疋

以上

黒藤毛四歳四寸五分、薩州寄田野牧
黒河原毛四歳四寸五分、薩州恩島牧

一御乘轡 二間 市口丹波大掾藤原吉次作

一掛素梨子地蒔繪龜甲模樣御鞍同斷
一掛素梨子地蒔繪入子菱模樣御鞍同斷

一御鑑 二掛 右同作
内

一口素梨子地御紋蒔繪龜甲之模樣
一口素梨子地御紋蒔繪入子菱菊柳枝模樣

一御鞍 二口 伊勢因幡貞域作
内

覺

扣正文在家老座

2454 全上

四月廿五日

御馬 御鞍置 二疋

黒筆毛四歳四寸五分、巖州寄田野牧
黒河原毛四歳四寸五分、巖州長嶋牧

献上

松平大隅守

扣正文在家老座

全上

2453

松平大隅守
繼豐

2455

全上

以上

一御手助 二掛 紅糸
一御手綱 二筋 縮緬紫染分
一切附馬肌二通 金磨唐草模樣 馬氈力革有
一泥障 二掛 虎皮緣裏共金磨 礪目銀
一右之緒 二通 紅糸房付
一二重腹帶二筋 晒筋染
一大房 二掛 紅糸龜甲金糸交
一添繩 二筋 紅糸
一三尺繩 二筋 紅糸
一取付持付二通 紅糸金礪目有
一野沓 二通 梨子地銀逆輪有
一四方手 貳通 右同斷
一取繩 二筋 紅糸
一馬巾 二通 腹當有 緞子裏茶守緒紅糸
一鼻革 二通 豎共金磨御紋有 裏紫革
一とちかね二 磨
一半綱 二筋 磨紺染

正文在文庫

鞍置御馬二疋被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐
く謹言、

〔卷〕
「延享三年」四月廿五日 忠知判

松平大隅守殿

忠知

〔在右裏〕
酒井雅樂頭

2456

繼豊公御譜中

扣正文在家老座

嶋津但馬守殿鹿兒嶋に被爲越外儀、前之通御伺不及被
爲越外様こと之儀者 御代替に付る者此御方方表被 仰
出、但馬守殿方表御届有之先例に外故、達

貴聞、別紙之通御用番酒井雅樂頭様に先月十九日被差出
外處、翌廿日可爲前之通旨御附札に被仰渡外、但馬
守殿より及一所被差出外處、前之通と被仰渡外由、此
御方に被仰出外、爲御見合彼方書付差越外條、可達
貴聞外、其元書留に及可相成儀と相考外付、御留守居首
尾書共都る別紙四通差越申外、以上、

〔卷〕

「延享三年」五月朔日

穎娃内膳

嶋津左衛門

樺山主計殿

伊勢兵部殿

北條織部殿

鎌田太郎右衛門殿

2457

繼豊公御譜中

扣正文在家老座

鞍置御馬御獻上之儀、例參府之時節可被獻旨被 仰渡、
先月御獻上之御手當之段、二月廿八日御使便申越通外、
依之達 貴聞、先月御參府之御時節に外、何日可被獻
哉之旨、先月十九日御用番酒井雅樂頭様に別紙之通被
相同外處、翌廿日御留守居被召呼、御勝手次第可被獻
外、前日被相同外様御附札を以被仰渡、同廿四日雅樂
頭様に伺、御目録御留守居を以被差出外處、明朝可被
獻外、刻限者御用番之若御年寄様に可相伺由、御用番
若御年寄水野壹岐守様に雅樂頭様御差圖之趣を以相伺
外處、明朝六半時前御馬爲牽外様被仰渡、翌廿五日期
御差圖之御刻限、壹岐守様に岩下佐次右衛門并御馬方

菱刈新五兵衛御馬爲牽參上仕、獻上之御鞍置御馬御差圖之通爲牽^レ段、御取次^ニ申達、別紙御目錄御鞍皆具付差上^レ外處、諏訪部^定文右衛門^地様^ニ爲牽^レ様被仰聞^レ付、

文右衛門様^ニ參上仕、壹岐守様御差圖^ニ爲御馬爲牽^レ旨御取次^ニ申達、別紙毛附目錄并若御年寄様^ニ差出^レ同様之皆具附差出^レ外處、御書院^ニ被差通、文右衛門様御挨拶有之、馬場道惡敷^レ付御厩^ニ御出、御馬二疋首尾能御請取被成^レ間、此旨可申上^レ由被仰聞^レ、左候^ニ雅樂頭様^ニ參上仕、獻上之御鞍置御馬二疋壹岐守様御差圖^ニ爲文右衛門様^ニ爲牽^レ申^レ外處、首尾能御請取獻上相濟^レ由^ニ付、別紙御目錄差上御請取被置、御獻上首尾能相濟申^レ、右御獻上^ニ付御奉書即日御到來候付、早速御受之御書被差出^レ、

一 右御獻上相濟^レ付、先達^ニ壹岐守様^ニ御内談被相究置^レ外通、御馬御獻上之當日御老中様方^ニ縮緬十卷^ツ、御肴一折宛御留守居御使者を以被進相濟申^レ、且又此節^ニ西御丸^ニ御獻上御馬無^レ外^レ付^レ者、西尾隱岐守様^ニ卷物・御肴被進方^ニも可有御座哉之旨壹岐守様^ニ御内談之上、雅樂頭様^ニ被得御内意^レ外處、隱岐守様^ニも可被進儀^ニ被思召^レ間、御取次御用人存奇之旨^ニも

致挨拶候様被仰聞^レ由、御留守居申出^レ付、隱岐守様^ニ及御同様被遣相濟^レ、

一 雅樂頭様・壹岐守様^ニ者此節御馬御獻上^レ付^レ者去年以來段々御世話^ニ被掛^レ付、御内々より御留守居御使者を以、御代替^ニ付鞍置御馬御獻上御家格不相替無御

滞相濟、御大慶被思召^レ、右^ニ付^レ者每度被得御内談^レ外處、段々思召寄御丁寧被仰聞、忝思召候、右之御禮猶以御内々より被仰進^レ、

但 右御兩所様御事、御馬御獻上御願^ニ付^レ者、段々御世話被掛^レ付、先頃御願之通被仰渡^レ以後御入之品をも被進^レ、御獻上相濟^レ當日、猶又右之通被仰進^レたる儀^ニ御座^レ、

右申越^レ條 總州様可被達 貴聞^レ、其元書留^レ者可有之事^レ付、爲御見合御奉書寫并御獻上御同書・御目錄・御鞍皆具附目錄御留守居首尾書共^ニ都^レ別紙九通差越申^レ、以上、

五月朔日

穎娃内膳
嶋津左衛門

榊山主計殿

伊勢兵部殿

北條織部殿

〔朱〕御返答

本文被申越趣致承知、紙面を以達 貴聞外、被差越外
別紙九通此方は留置外、以上、

五月廿八日

〔本文書ハ二四五七号文書ノ行間朱書ナリ〕

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々世もしたい長閑に成まいらせ外、いよ々御
機嫌よくいらせられ外や、きかせられ度御ほしめし
外、

大守様もかハラせられ外御事御さあそハし外ハす御
事ニ御さ外、何もよろしく御申上成へく外、めてか
しく、

端午の御祝義、となたもをなし御事にいわる入らせられ
外、まつ々その御地にて

總州様御機嫌よく被爲入、方々様もかハラせられ外御
事御さあそハし外ハす、御にき々鋪御祝ひあそハし外

ハんと、かす々御めて度御ほしめし外、こ々御ほとこ

ても御揃あそはし御機嫌よく、御にき々御いわる
あそハし外御事ニ御さ外、扱ハ此御もく録のことく、端
午の御しう義わざと御祝ひあそハし外て進しられ外御事
ニ御さ外、誠にいく久しく萬々年もとの御事迄に思召
外、此よしよろしく御申上へく外、めてたくかしく、

〔朱カキ〕延享三年

ひし嶋

津

人さま

荻原

嶋

權左衛門さま

岡田

人々

藤え

継豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲堀田相摸守可
述外也、

〔朱〕「延享三年」五月二日



薩摩

中將殿

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之候、遂披露外之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔延享三年〕五月二日

松平大隅守殿

西尾隱岐守 忠直判

宗信公御譜中

正文在文庫

猶以爲御禮今日不及登 城外、以上、

明日蹴鞠被遊

上覽外付、可致見物旨被 仰出外條、長袴着用四時以前

可有登 城外、以上、

〔延享三年〕五月三日

堀田相摸守 松平能登守

本多中務大輔

酒井雅樂頭

松平薩摩守殿

全御譜中

同年五月四日受執政奉書、宗信被肩衣長袴登、

營、今般因

將軍

宣下之賀慶與諸侯伯等、於櫻之間緣類、從順列居、

時

家重公出御于白書院下段角、有尊辭而入御、既而

蹴鞠始難波前中納言 宗建卿見勳之、自櫻之間至波之間、如前各衆列

居而拜視蹴鞠、畢而使執政酒井雅樂頭忠知以公

意再見所望事、命長澤澤壹岐守資顯高家傳達之於宗建

卿、暫而又蹴鞠始、終而於紅葉之間、如前各衆聯座

拜戴御菓子御茶而退去矣、

○同月六日宗信與諸侯伯等登本營、於波之間廊

下各列居、謁執政奉申謝一昨四日拜視蹴鞠之事、且登西城就奏者番衆奉禮謝前件因前條總且自吉貴者不及此事

證以文庫申謝三經所、

吉貴公御譜中

延享三年丙寅正月四日、薩摩守宗信發魔城述職于江

都、家老穎娃内膳久周、用人西彦太郎純孚、義岡左平太

久中等從駕也、經九州路自豐前大里開帆、著播

州坂越、自夫到大坂伏見過東海之驛、三月二日著

江都芝邸矣、同月五日 上使執政酒井雅樂頭忠知來于

芝邸一、宗信蒙_二懇篤之_一、尊意_一、事達_二大磯館_一、吉貴聞_レ之、則呈_二上書_一讀於執政_二拜_一謝之、執政奉書見_二于左_一、

2465 正文在文庫

御札令披見_レ、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤_レ、將又同氏薩摩守參府付_レ、上使被成下、難有由得其意_レ、依之被差越使者_レ、紙面之趣各一覽之事_レ、恐_レ謹言、

朱カキ 延享三年 五月九日

松平上總入道

本多中務大輔 忠良判

2466 全上

御札令披見_レ、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤_レ、將又同氏薩摩守參府付_レ、上使被成下、難有由得其意_レ、依之被差越使者_レ、紙面之趣各一覽之事_レ、恐_レ謹言、

朱カキ 延享三年 五月九日

松平上總入道

酒井雅樂頭 忠知判

2467 全上

御札令披見_レ、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤_レ、將又同氏薩摩守參府付_レ、上使被成下、難有由得其意_レ、依之被差越使者_レ、紙面趣令承知_レ、恐_レ謹言、

朱カキ 延享三年 五月九日

松平上總入道

西尾隱岐守 忠直判

2468

吉貴公御譜中

正文在文庫

なを_レ御表よりも御申上被成_レ由、なを又御ふ_ミの趣よろしく申上まいらせ_レへ_レ、めてたくかし_レ、

四月六日付にて御ふみ下され_レ、

三御所様益御機嫌よく御座なされ恐悦に覺しめし_レ由、さては御同性薩摩守殿御參府なされ_レ付、上使酒井雅樂頭にて御懇の 上意之段有かたく覺しめし_レ由、右之御禮御申上被成_レ御ふ_ミの趣、よろしく申上まいらせ_レへ_レ、めてたくかし_レ、

朱カキ
延享三年

方

豊岡

梅その

まつ嶋

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さえた

松平

上總入道様

御返事

2469

全上

なをく何もよろしく申あげまいらせり、めて度かしく、

四月六日付にて御ふみ下されり、

三御所様益御機嫌よく成らせられ、御めてたく覺しめし

り由、扱は御同姓薩摩守殿御参府被成りニ付て、上使

酒井雅樂頭にて御懇の 上意之段有かたく思召りよし、

右之御禮

大納言様へ御申上被成り御文之趣、よろしく申あげ参ら

せりへくり、めてたくかし、

朱カキ
延享三年

方

豊岡

梅その

松しま

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さえた

松平

上總入道様

御返事
人々御中

2470

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く御表よりも御申上被成りへとも、なお又御申

上被成り通よろしく申上まいらせりへくり、かし、

四月六日付にて御ふみ下されり、

三御所様益御機嫌よく御座なされ、恐悦ニ覺しめしり由、

しかれば御同姓薩摩守殿御参府被成りニ付、上使酒井

雅樂頭にて御懇の 上意之段ありかたく覺しめしり由、

右之御禮

大御所様へ御申上被成り御ふみの趣、よろしく申上まい

らせりへくり、めてたくかしく、

朱カキ
延享三年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

梅その

まつ嶋

山の井

うら尾

せかわ

たきつ

さゑた

お

2471

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又同氏薩摩守参府之御禮申上之、難有由得其意り、紙面趣各一覽之事り、恐々謹言、

朱カキ

延享三年

五月十三日

酒井雅樂頭

忠知判

松平上總入道

2472

全上

御札令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又同氏薩摩守参府之御禮申上之、難有由得其意り、紙面之趣各一覽之事り、恐々謹言、

朱カキ

延享三年

五月十三日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

2473

全上

御札令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又同氏薩摩守参府之御禮申上之、御懇之蒙 上意、難有由得其意り、紙面之趣令承知り、恐々謹言、

朱カキ

延享三年

五月十三日

西尾隠岐守

忠直判

松平上總入道

2474

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御機嫌好入らせられり御事、きかせられ度

2475

覺しめしり、何もよろしく申せとの御事ニ御さり、
めてたくかしく、

土用中ながら殊外の御あつさにて御座り得共、先々

總州様御機嫌好入らせられ、御あつさの御障りさまもあ
らせられず哉、數々きかせられ度覺しめしり、さては
此御はこの内御ち々み、御そ々う成御事ニ御座りへ共、
土用中御機嫌被爲聞り御事までに進しられり、誠に幾久
しく萬々年もと祝おほしめしり、此段よろしく御申あ
け被成りへくりやうことの御事ニ御座り、めてたくか
しく、

朱カキ
延享三年

ひし嶋 萩原
はやとさま 岡田
しま津 権左衛門さま 藤え
人々

吉貴公御譜中
正文在文庫

返々御あつさの御さハリもあらせられず、御機嫌
よくいらせられりや、きかせられ度御はしめしり、
何もよろしく申上成へくり、めてたくかしく、

2476

御生身玉の御祝義仰被進り、まつく

總州様御機嫌よく被爲入、その外様方御機嫌よく御にき
くしく御いわるあそハしりハんと、かすく御めて度
御はしめしり、こゝ御ほと

大守様

姫君様 さつま守様 菊姫様も御機嫌よく御いわるあそ
ハしり、扱ハ此御もく録のことく、御生身玉の御祝義御
いわるあそハし進しられり御事ニ御さり、まことに幾萬
々々年も御機嫌よく御繁昌の御事にて、相かハらす御生
身玉の御しうき進しられり様にと祝ひ入らせられり、此
よしよろしく御申上被成へくり、めてたくかしく、

朱カキ
延享三年 五月十七日

ひし嶋 萩原
隼 人さま 岡田
しま津 権左衛門さま 藤え
人々

全上

返々何もよろしく申上まいらせり、めてたくか
しく、
五月二日附にて御文下されり、

三御所様益御機嫌よくならせられ、御めてたく思しめし
けよし、扱はこの度御條目仰出されけり御事、御めて度思
しめしけりとの御事、此段御申上被成御文の趣、よろしく
申上まいらせけり、めてたくかしく、

朱力キ
延享三年

豊をか

梅その

松しま

うら尾

せかわ

たきつ

さえた

まつ平

かつさ入道様

御返事

宗信公御譜中

扣正文在家老座

(朱)一御返答

萩原殿より内膳殿に御用之由に御申達外、豊岡様、

本文二、御意之趣承知仕、達、御膳候儀共、御守殿江申上置候段、

浦尾様より御用之旨被仰越、豊岡様於御部屋、御兩人

先達而頭迄、御返答申越置候、亦当番御願被差出候儀、相究候段、

萩原殿に被仰達外、御隠居御家督御願之御内意、

別紙二御問合申越置候、以上

從、姫君様御承知被成置外得共、御兩人共先頃より御

病氣に、浦尾様少く御快候故、押る 西御丸に御參

大御所様被達 上聞候由に、上意之通委細萩原殿

承知之趣、姫君様に被申上外得共、御懇之 上意難

有被 思召外、此上、總州様思召次第御願被差出に

る社可有之の間、御國元江申上、猶又 總州様思召之

ほと、其御元江御到來次第、姫君様に可申上外、先其

内、水野壹岐守様に表申上候儀、致無用、尤

御兩殿様に、一向御沙汰不申上可罷居外、御國元御到

來、姫君様被聞召上可被成御差圖由、姫君様御意之

段被致承知外付御國元江申越、御返答到來之趣可申上

外、御兩殿様壹岐守様に先御沙汰申上間、御旨奉畏外、

乍然往反問、可有之外得共、隨分穩便に壹岐守様に、

申上、思召之程御國元江申越外ハ、猶 總州様御勸

弁、可有御座哉之段、萩原殿に被申談外ハ、其通に

及可有之儀外得共、 姫君様思召に御差圖之御事、

外得共、先 御意之通可被致由御申聞外由、段々被申

越趣備中殿、いづれも致承知、達 貴聞外處、弥御隠居

御家督之御願可被仰上外、右に付る者御手當及有之、

急に難調儀に、間、當暮來春中御願可被仰出候條、
御献上物并脇に被進外御道具、其外御用意可申渡外、
御願之通に不相濟、此度御用無之に、何れ先キ様

御用之筈ニ旨 御意ハ間、被相調爰元ハ被申越儀共
 老問合可有之ハ、右御手當ニ付御用係之御役々等申渡
 ハ儀老必無用ニハ、表立相聞得候ハ老不宜ハ條、御用
 係老不申渡、内々御手當可申付ハ、右通ニ老隱シ候
 儀ハ心違老可有之ハ、隱シ候儀ニ老無之ハ間、若留
 守居仲間其外より相尋儀老ハ、御内々老御隠居御家
 督御願之御用意ハ共、いまた御願之時節老不相知由
 可致挨拶候、尤此方より起リハ其沙汰老致間敷候、
 一御内意相濟被成御大慶ハ、御献上物等御手當相濟、弥
 御願可被仰上ハ、御禮 姫君様ハ被仰上ハ段、荻原殿
 ハ各より可被申達ハ、

一大御所様段々御懇之 上意之趣ニ付ハ老 總州様より
 御守殿迄御禮被仰上ニ老可有御座哉之旨被申越ハ、
 爲御禮 御守殿迄御文を以老可被仰上ハ得共、此度之
 儀、誠之御内々之御事ニハ故、御文老被差扣ハ間、御
 禮之儀 姫君様御賢慮次第、何分ニ表宜様御頼被思召
 ハ由、荻原殿ハ各より可被申達ハ、

一御内意被仰上候付ハ老、早速御禮被仰上儀と、自然
 大御所様被 思召上儀老可有御座ハ間、先年御隠居御
 家督之御内意被仰上ハ節

大御所様上意之趣 別ハ御禮便之筋ニ老御沙汰御無用
 之由ニ候故、其以後一切御沙汰ニ老不及被差置ハ、此
 節御内意被仰上ハ付ハ老、内々御手當老相濟可被仰上
 儀ニ老ハ得共、先年右 上意之趣御座ハ處、被成御手
 當ハ老御家中老勿論、江戸町人類迄老御隠居御家督
 之御用意有之と存筈ハ、然老 上意之趣ニ致相違ハ故、
 御手當無之被差置ハ、此節御願ニ付ハ老、御手當相濟
 候已後、當暮來春中ニ社御願可被仰上由、 姫君様よ
 リ豊岡様・浦尾様に被仰込
 大御所様被達 上聞置度儀ニハ條、右之趣荻原殿ハ各
 より可被申達ハ、

一御願之趣、從 姫君様 公方様に御内意被仰上筋老有
 御座間敷ハ哉、 大御所様に御内意被仰上ハ得老

公方様に老被仰上様可有御座ハ間、 姫君様達 御聽、
 御賢慮を以御内意被仰上度被思召ハ、右御願ニ付ハ老、
 御國元より御家老上座之者被召呼置、御禮之節 御目
 見仕事ハ、自然此節老御願被差扣ハ様との御内意ハ
 、御國元より被召呼置候ハ被召歸迄之儀ニ老ハ得
 共、ケ様之御手當老有之事ニハ段をも、豊岡様・浦尾
 様に被仰達置度被思召ハ由、荻原殿ハ委細各より可被

申達外、

一 荻原殿より被致承知外次第を以て、御願書御案文先佐々木様に老難被申上ニ付不被差越外間、總州様思召之程奉伺、御案文差越外ハ、佐々木様被入御披見、御取直有之外様可被仰付哉、又老爰元より御到來以後、佐々木様御案文申請可被指上哉之由被申越外、御願書之旨趣老

太守様御長病故御隠居、

薩州様御家督之御願被仰上一通之事ニ外間、此御方より御案文被遣ニ不及外、御願書被差出次第老

總州様御隠居御願之通之節ニ有宜筈ニ外旨 御意外、當暮來春中御願被仰出儀ニ外得老、其内佐々木様に御案文御頼有之、爰元は被差越ニ有可有之外、其節此御方より御願書之致下書、佐々木様懸御目御案文申請儀ニ外ハ、長々病氣有之、勤表難成存外なと、相調外ハ不宜外、長々病氣有之、勤表不罷成外と究外之御文言宜外、

公義向決定不致文言老不宜由、前方爲被 聞召譯有外之、尤佐々木様右式之儀老御存之筈ニハ外得共、下書佐々木様に被差越儀ニ外ハ、右通爲決趣可被相調

外、

一 御願被仰上筈ニ罷成外ハ、壹岐守様に老爲御知早ク可被仰進外、其外御一門様方に老御願書被差出外當日、今日御願書被差出外との趣ニ有爲御知之仕出有之外様可被致外、

一 御願之通被仰渡外ハ、御禮被仰上外節、御家來 御目見人柄 總州様思召之程内ニ承知仕可申越旨被申越外、右人數之内御家老上座一人、爰元御見合を以被仰付可被差越外、將又來年詰御家老伊勢兵部被差越筈外、御目見人數ハ右御家老上座一人・詰之御家老、其外ハ詰合之御用人・御近習役之内、其御元ニ有御見合を以可被仰付儀外、

一 御守殿より御内意被仰上御願ニ付、御家老上座之人老御國元より弥被召呼置候様ニ之御事ニ外ハ、御願相濟筋ニ有可有之外、又老右之人御國元外被召呼ニハ及間敷と之儀ニ有、御願書ハ被差出外様被成御承知、御願之通被仰出儀共ニ萬一罷成外ハ、御禮之節御家來 御目見役付老無之儀ニ外間、詰合之御家老・御用人・御近習役都合九人 御目見有之外有相濟筈外、一 御家督ニ有來年御下向ニ有外ハ、御供御家老を初、

御役々人數御部屋栖之節者可相替々間、此段者爰元之申談

總州様江御沙汰可申上旨被申越々、達 貴聞御意々者、御家督逆々御道中御家老壹人御供被仰付々先例々候間、來年之儀表壹人被召列可相濟々、其外御供廻此内之通之御不足も無之得者、被相重之及間敷々、大御備者御家督初之御下向之御事之得者、六十人御備可被召列儀と被思召上々、

右之通可申越旨 御意候、以上、

〔延享三年〕
五月十八日

嶋津權左衛門

比志嶋 隼 人

鎌田太郎右衛門

北條 織 部

嶋津 右平太

伊勢 兵 部

樺山 主 計

嶋津左衛門殿

穎娃内膳殿

正文在文庫

明廿四日四時、大隅守殿御所持之 御判物并寫、領知目錄・同寫、紀伊守宅江以使者可被差出々、且鄉村帳表出來々ハ、可有持參々、以上、

〔延享三年〕
五月廿三日

〔本田正參〕
本 紀伊守
〔秋元原明〕
秋 攝津守

松平大隅守殿

留守居

2479
全上

扣正文在家老座

御朱印頂戴之寺社之輩、不依寺社領之多少、境内計之難爲 御朱印於令所持者、御朱印可被下之間、御領・私領之有之寺社領、御朱印之寫を差添、當三月より五月迄之内可差出旨、舊冬松平能登守殿より被仰渡り得共、私領分ニ 御朱印頂戴仕置々寺社無御座候、此段申出々、以上、

〔延享三年〕
五月廿四日

〔本〕
松平大隅守

正文在文庫

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

〔延享三年〕^(朱) 六月十一日 正亮判

松平大隅守殿

正亮

堀田相摸守^(朱)
^(在右裏)

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・泡盛酒二壺被獻之外、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

〔延享三年〕^(朱) 六月十一日 武元判

松平大隅守殿

武元

松平右近將監^(朱)
^(在右裏)

大御所様_ニ琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

〔延享三年〕^(朱) 六月十一日 忠知判

松平大隅守殿

忠知

酒井雅樂頭^(朱)
^(在右裏)

正文在文庫

御札令披見_レ、就酷暑之節
三御所様御機嫌被相同之外、益御安全御事_レ間可御心易_レ、隨_レ御輕節一箱被獻之外、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

〔延享三年〕^(朱) 六月十一日 松平右近將監 武元判

松平上總入道

2486

御札令披見り、就酷暑之節

三御所様御機嫌被相伺之り、益御安全之御儀間可御心
易候、隨ち簾節一箱被獻之り、各申談遂披露り處一段之
御仕合り、恐く謹言、

朱力平

延享三年 六月十一日

松平上總入道

堀田相摸守

正亮判

2485

全上

御札令披見り、就酷暑之節

三御所様御機嫌被相伺之り、益御安全御儀間可御心易
り、隨ち

大御所様に簾節一箱被獻之り、各申談遂披露り處一段之
御仕合り、恐く謹言、

朱力平

延享三年 六月十一日

松平上總入道

酒井雅樂頭

忠知判

全上

返く益御機嫌よくならせられり御事ニ御さり、御
表よりも御申上被成りへ共、なを御申上なされり由、

2487

何もよろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

五月六日附にて御ふみ下されり、

三御所様御機けんよくならせられ、御めてたく覺しめし
り由、土用中なをもて御機嫌御うかゝひなされり御文の
やう、よろしく申上りへくり、めてたくかしく、

朱力平

延享三年

松平

上總入道様

御返事

高瀬 清崎

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くいよく御機けんよく成らせられ、何もよろ
しく申上參らせりへくり、めてたくかしく、

五月六日付にて御文被下り、

三御所様ますく御安全に成らせられ、御めてたく思し
めしり由、土用中猶もて御機嫌御伺い被成りとの御事、
御文の趣よろしく申上りへくり、めてたくかしく、

朱力平

延享三年

あ

豊岡 梅園

松平

上總入道様

御返事
人々御中

松しま

うら尾

瀬かわ

たきつ

さえた

2488

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、四月十四日池上本門寺

(家重生母) 深徳院様 御位牌所 御参詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力年

延享三年 六月十六日

堀田相摸守

正亮判

松平上總入道

2489

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、四月廿日東叡山 御靈前

御参詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力年

延享三年 六月廿三日

堀田相摸守

正亮判

松平上總入道

2490

全上

御札令披見外、

大御所様益御機嫌能被成御座、四月廿日東叡山 御靈屋

御参詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談

大御所様に及 上聞外、恐々謹言、

朱力年

延享三年 六月廿三日

酒井雅樂頭

忠知判

松平上總入道

2491

継豊公御譜中

正文在文庫

端午之 御内書可相渡外間、明日五半時 御城に家來可

被差出外、以上、

(悉)

「延享三年」 六月廿六日

堀田相摸守

松平大隅守殿

(表紙)

吉 貴 公
 繼 豐 公
 宗 信 公

延 享 三 年
 自 七 月
 至 十 二 月

追 舊 記 雜 錄
 卷 九 十 三

2492 越前島津氏忠紀譜中

寬保三年癸亥七月三日 吉貴公賜_リ腰刀_ヲ治工藤原正近長_一腰
 於忠紀_一也、同月二十六日又賜_二脇刀_一治工秋広長_一腰_一也、開_二
 于左_一、

2493 御脇差 一腰 秋広銘有 裏表種有 平物 長者尺七部半

一御縁頭鍔浪毛彫有

外略

宋力_キ 寬保三年癸亥七月廿六日

2494 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見_ハ、

公方様益御機嫌能被成御座、五月八日東叡山 御靈前
 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤_ハ、紙面之趣各申談及 上
 聞_ハ、恐_ク謹言、

宋力_キ 延享三年 七月七日

(島津吉貴) 松平上總入道

西尾隱岐守

忠直判

2495 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之_ハ、遂披露_ハ處一段
 之御仕合_ハ、恐_ク謹言、

(宋) 「延享三年」 七月六日 忠直判

(島津繼豊) 松平大隅守殿 忠直

(宋) 「在右裏」 西尾隱岐守

2496 全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

〔延享三年〕七月六日

武元判

松平大隅守殿

武元

〔在右裏〕松平右近將監

繼豊公御譜中

正文在阿久根蓮華寺

廣濟寺住持職事任先例可令執務之狀如件、

延享三年七月十一日 中將繼豊御判

永麟西堂

繼豊公御譜中

同年七月十九日以_二上使_一戸田彌十郎_{〔忍丸〕}賜_二御鷹所_一擊雲雀於繼豊_一、有病故嗣嫡宗信代_二繼豊_一到_二執政之各第一拜_一謝之、

○同年西國巡見之

上使_{〔昌慶〕}德永平兵衛・夏目_{〔保徳〕}藤右衛門・小笠原内匠七月二十三日自_{〔信尾〕}肥後水俣來_二薩州出水米之津_一宿焉、而巡_二見我領國_一、家老伊勢兵部貞起受_二繼豊

之旨_一、豫到_二于茲_一迎之、用人大野清右衛門清堅・木村四郎左衛門時央、留守居野村大右衛門盛凭_{〔用〕}・種子島宇左衛門時以_{〔内用〕}等到_二水俣_一迎之、貞起者先_二上使_一二日經_二巡見之諸所_一、清堅・時央・盛凭_一時以者從_二上使_一二經_二過國中_一、其外預_レ事者多矣、同二十四日 上使自_二米之津_一到_二阿久根_一、二十五日到_二水引大小路_一夏目氏染_レ病留_二此所_一保養也、以故清堅・時以及預_レ事者分而留_レ焉、德永氏・小笠原氏者有_二公幹_一兩日留_レ此、而八月朔日從_二大小路_一駕_レ舟、泝_レ流到_二東郷船倉町_一、上_レ岸取_レ陸到_二宮之城_一、同二日山箇野金山、三日到_二重富脇本_一、清堅・時以留_二於大小路_一、故使_レ用人蒲生十郎左衛門清高・使番土持平右衛門辰昌_{〔内用〕}自_二廳府_一到_二脇本_一同_二時央_一・盛凭_一從_二上使_一、同四日到_二廳府_一、德永氏者入_二客屋_一、小笠原氏者宿_二市廓_一、用人三崎平太久迺舍_二繼豊之旨_一、勸_レ使者於_二兩上使_一、同日島津備中貴備_{〔家老〕}・家老樺山主計久初・島津右平太久郷北條織部時守到_二兩上使之旅亭_一勞_レ之、同五日喜入、六日山川、從_レ是欲_レ航_二隅州大根占郷_一、然風不順也、留滯兩日、同九日渡_二大根占郷内島濱_一、直取_レ陸到_二大始良_一、同十日日州志布志、十一日宿_二寺柱_一、於_レ是貞起又舍_二

宗信公御譜中

同年七月二十日使^三 上使島田莊五郎政氏來^三芝野^一、自^三家重公^二隨^三先闕^一、拜^下戴貴鷹所^三搏擊^二之雲雀三十翼^上、乃

繼豐之旨^二到^三 兩上使之亭^一、告^下多日經^三過領國^二之勞^上、同十二日 兩上使發^三寺柱^一入^三伊東修理大夫祐隆之領^一、時央^三清高^一・盛凭^三辰昌等護^二送領國之境^一、上使旅具僕從等無^二礙滯^一入^三他邦^一、各告^三別歸^二府、○夏目氏染^レ病留^三水引大小路^一療養矣、故家老鎌田太郎右衛門政直同年八月二日從^三廳府^一來問病、在留裁^レ絆、樺山久初亦八月十六日從^三廳府^一來問病、同^三政直^一留裁^レ絆、而夏目氏赴^三歸路^一、八月十九日發^三大小路^一宿^三阿久根^一、同二十日發^三阿久根^一出^三米之津^一入^三肥後領^一、久初自^三大小路^一直歸^レ府、政直到^三阿久根^一告^レ別歸^レ府、大野清堅護^三送領國之境^一、境之谷也告^レ別歸^レ府、種子島時以者因^三夏目氏病^一、送^三到筑後瀬高^一、而夏目氏於^三瀬高^一八月二十九日出^三會^一 兩上使^一、於是時以告^レ別歸^レ國、同晦日 三上使到^三同國久留米^一、於^レ茲夏目氏病^レ不好、而九月二日終^レ命、自^三久留米^一告^レ訃來、自^三大小路^一至^三久留米^一始終附^三國醫^一使^レ看^三夏目氏病^一、

吉貴公御譜中

延享三年鎮西巡國

上使德永平兵衛・夏目藤右衛門^{夏目氏者種敬慈留在水引大小路村旅亭}・小笠原内匠巡^三見吾領國^一、八月四日止^三宿廳府客館^一、是時吉貴雖^レ老令^三島津登久連^一使^三于客館^一勞^レ之矣、且夏目氏因^レ病不得^レ巡見^一、留^三滯于大小路村旅亭^一、吉貴別以^三有川幸右衛門貞利^一之使^三于旅亭^一而問^レ病、且隨^三從之^一、具載繼豐之譜中、

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被獻之外、遂披露^レ處一段之御仕合^レ、恐^レ謹言、
(卷) 延享三年^一 八月四日 忠知判

松平大隅守殿

忠知

酒井雅樂頭

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被
獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐々謹言、

〔卷〕
「延享三年」
八月四日

武元判

松平大隅守殿

武元

〔卷〕
一在右裏
松平右近將監

2503 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

大御所様益御機嫌能被成御座、六月九日東叡山

〔吉宗生母〕
淨圓院様御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤、紙

面之趣各申談

大御所様、及 上聞外、恐々謹言、

朱カキ
延享三年 八月九日

西尾隠岐守

忠直判

松平上總入道

504 吉貴公御譜中

正文在文庫

なを、何もよろしく御さた申上まいらせ、めて
たくかしく、

七月十三日付にて御ふミ下され、

三御所様益御機嫌よく御座なされ、御めてたく覺しめし
外由、さては六月十五日

大御所様よりはしめて 菊姫の方へ土用中の御尋として
御拜領もの被成り御事、有かたくおほしめし外由、御禮
御申上被成り御ふミの通り、よろしく申上外へく、め
てたくかしく、

朱カキ
延享三年

松たいら

上總入道様

御返事

高瀬

清崎

2505 全上

返々、何もよろしく申あけまいらせ外へく、めて

たくかしく、

御文下され、先々

三御所様御機嫌能成せられ、御目出度思召外よし、左様
ニ御座外得者、先月十五日

大御所様を菊姫御方へ、はしめて土用御尋として拜領物
仰付られり御事、御手前様にも有かたく思召由、右之
御禮御申上被成り趣、よろしく申上まいらせり、めてた
くかしく、

朱力平
延享三年

松平
上總入道様
御返事
人々御中

豊岡
梅その
松しま
山の井
うら尾
せかわ
たきつ
さえた

2506

宗信公御譜中
寫正文在文庫

寫

明朝六時過私宅に被相越可有誓詞り、

一爵文迄調可有持參事、

一宛所老中三人座並之通可被相調事、

2508

全上
寫正文在文庫

寫

起請文前書

一奉對

公方様忠勤之志專一奉存知、不可有表裡事、

2507

今般因
全御譜中

一判形者手前への被致、血判者此方への可被致事、
〔朱〕
「延享三年」八月廿四日

〔朱〕
「在口裏」
松平薩摩守に

家重公御代替、宗信去歲在國、請獻起請文顯誠實、
於執政本田中務大輔忠良委見繼豊、上之譜中、是故今載八月二十四日
執政番堀田相摸守正亮教諭曰、明二十五日早日所獻誓詞
宜從先規而誌條目及押字來私亭二點血於押字上、
因宗信詣正亮之第、親展誓文刺指染血於花押、正
亮及大目附河野豊前守通喬在席而檢見之、通喬取誓
文而捧正亮、所獻之誓文見于後、

一御一門方公家衆并親類縁者其外挾野心族於有之者、早速可致言上候、勿論一味同心仕間敷事、

一就于

御代替弥重 公義、御仕置等疎略不奉存可相守候事、右條々致違背者

梵天帝釋四大大天王惣而日本國中六十餘州大小神祇殊

伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿大自在

天神部類眷屬神討冥討各可罷蒙者也、仍起請文如件、

延享三年八月廿五日

松平薩摩守判

酒井雅樂頭殿

堀田相摸守殿

西尾隱岐守殿

全上

寫正文在文庫

戸田采女正様

松平豊後守様

土井大炊頭様

相馬彈正少弼様

土井伊豫守様

本多豊後守様

酒井山城守様

本多越中守様

小笠原信濃守様

本多兵庫頭様

本多肥前守様

2510

継豊公御譜中

正文在琉球國國司

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊目録之通贈給之、入念外之段令祝着外、猶期後喜之時外、恐惶不宣、

「延享三年」九月二日 中將繼豊御判

謹上 中山王

2511

全上

松平肥後守様

佐竹右京大夫様

薩州様

松平遠江守様

丹羽若狹守様

芳翰令披見外、去歲就

御代替、來々辰年先例之通江府に以使者御祝儀可申上旨
被仰渡、其段相違外處難有被存之由、因茲紙面之趣令承
達外、恐惶不宣、

〔米〕
「延享三年」
九月二日 中將繼豐御判

謹上 中山王

2512 全上

芳墨令披見外、去冬從

大御所様御腰物・御看致拜領外爲祝儀、被差渡與那霸親
方、殊太刀・馬代白銀百兩并別錄之表贈給之、入念儀忻
然之至外、恐惶不宣、

〔米〕
「延享三年」
九月二日 中將繼豐御判

謹上 中山王

2513 宗信公御譜中

正文在琉球國國司

爲年頭之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通贈給之、入念外之
段令祝着外、猶期後喜之時外、恐惶不宣、

〔米〕
「延享三年」
九月二日 侍從宗信（花押）
No.16

謹上 中山王

2514 全上

芳簡令披見外、去歲

御代替之爲御祝儀、來々辰年先例之通江府に使者可差上
旨被仰渡外、依之紙面之趣入念儀外、恐惶不宣、

〔米〕
「延享三年」
九月二日 侍從宗信（花押）
No.16

謹上 中山王

2515 全上

芳墨令披見外、去冬從

大御所様御腰物・御看致拜領外爲祝儀、被差渡與那霸親
方、殊太刀・馬代白銀百兩并別錄之表贈給之、入念儀欣
然之至外、恐惶不宣、

〔米〕
「延享三年」
九月二日 侍從宗信御判

謹上 中山王

2516 繼豐公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲西尾隱岐守可
述外也、

(采) 一延享三年

九月七日



薩摩

中將殿

全上

2517

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外
處一段之御仕合外、恐々謹言、

(采) 一延享三年

九月七日

松平右近將監
武元判

松平大隅守殿

2518

宗信公御譜中

寫正文在文庫

寫

御代替ニ付 薩州様御誓詞之儀、當三月十五日 御參府
之御禮被仰上外、當日別紙之通以御使者、其節之御用番
松平能登守様ニ被仰出置外、然處先月廿四日堀田相摸守

様より御留守居被招呼、明朝六時過被相越可有誓詞旨別
紙之通被仰渡、則日表方以御使者御受被仰上外、御誓詞
御前書等之儀

太守様御部屋栖之内被遊り先例を以、別紙之通認被仰付、
前以御書判被遊置、先月廿五日期 薩州様相摸守様御宅
ニ御出、御誓詞之儀先達而御留守居相摸守様ニ參上仕
居、御用人ニ相渡置外、左外而 薩州様御席ニ被爲附外
節、御用人淺井八兵衛御誓詞持出、御前書神名讀終 薩
州様御前ニ御誓詞差上、御血判被遊り節、御詰之大目附
河野豊前守様御請取、相摸守様御判元御見届被成御退座、
別紙御名書御順之通御誓詞相濟外、相摸守様ニ御禮之儀
御用人ニ被仰込等之處、御用人取込居外付、御立之節御
取次番ニ御禮被仰置外、御血判被遊り脇々被成方を以、
御血判之爲御用御懷中被遊り針ニ而、御血判被遊相濟申
外、且又御詰之大目附様ニ御禮

此御方様迄ニ、御詰之節考、以御使者御禮被仰達先例ニ
外得共、此節考御多人數之事外付、御使者及不申外、
右之通首尾能御誓詞相濟申外間

總州様可被達 貴聞外、別紙寫四通差越申外、以上、
(采) 一延享三年寅

九月八日 嶋津左衛門 (久傳)

右ノ書中ニ別紙写四通トアルハ八月廿四日付前ニアリ、參照アルベシ

樺山(久初) 計殿
 伊勢(貞起) 部殿
 鳴津(久郷) 右平太殿
 北條(貞守) 部殿
 鎌田太郎右衛門殿

繼豊公御譜中

先レ是

家重公襲爵、故有下侯伯所レ領之國郡可レ改ニ賜 印章之
 命上、秋元攝津守涼朝・本多紀伊守正珍爲ニ之奉行、豫
 依レ命累世所レ賜之

家康公

秀忠公

家光公

家綱公

綱吉公

家宣公

吉宗公之 印章及享保二年八月十八日之領知目錄及

副ニ其摸寫八卷・郡村高辻簿四冊・同鹿簿四冊ニ爲、副

國史吉田用右衛門清純・馬廻伊勢傳右衛門貞紀從ニ薩
 州ニ護來、今茲延享三年五月二十四日使下家老穎娃内膳
 久周呈下之本多正珍之館上、涼朝・正珍及林大學頭信充・
 同内記信言等列居校ニ正之ニ、則還眞留ニ寫於正珍ニ矣、
 而繼豊有レ病故、嗣適宗信代ニ繼豊一任ニ執政之奉書、同
 年十月十一日登レ營、

家重公出ニ御黒書院一、徵下松平加賀守宗辰・宗信(繼豊)・
(後野)松平安藝守吉長・松平肥後守容貞・佐竹右京大夫義峯上、

各有下賜ニ領知之 命上、賜ニ薩摩大隅一圓・日向諸縣郡
 及琉球國繼豊領知之 印章一、執政堀田相摸守正亮在ニ
 尊前ニ所レ授レ之、宗信敬戴ニ而退、乃登ニ 西丸ニ奉ニ拜謝レ
 之、專到ニ執政之各第一奉ニ謝レ之、宗信歸ニ芝邸ニ傳ニ 台
 命於繼豊一、則謹拜ニ受 印章一也、

○同月十六日應ニ秋元涼朝・本多正珍之招一、留守居相良
 彌一兵衛長主候ニ涼朝館一、正珍手自附ニ繼豊領知之目錄
 於長主ニ矣、

○同月二十七日 印章及領知目錄令發ニ東武、馬廻宮之
 原宇右衛門通直・新番折田八郎右衛門常昭等護レ之、經ニ
 東海・山陽・九州之驛一、同年十二月二十五日到ニ著魔
 城一、

嚮_レ是

大樹家重公嗣位、是故如_二先規_一奉_レ侯伯所_レ領國郡應_レ改_二

賜

印章_二之令_上、今年十月十一日應_二執政奉書_一、代_二繼豐_一而

宗信登_レ營、於_二黑書院_一蒙_二

家重公之尊言_一、賜_二薩摩大隅兩國、日向國諸縣郡内百

六十四箇村并琉球國繼豐領知印章_一、執政堀田相摸守正亮

進_レ席、而手自見_レ授_二與之宗信_一、拜戴退出、乃登_二西

城_一奉_レ禮_二謝

吉宗公

家治公_一退去矣、委見_二繼豐之譜中_一、

正文在文庫

猶以名代之書付可被差出外、以上、

御用之儀外間、名代一人明日五半時登_レ城外様可被致外、

尤榎斗目半袴可爲着用外、以上、

(卷)
「延享三年」十月十日

西尾隱岐守

堀田相摸守

正文在文庫

薩摩大隅兩國并日向國諸縣郡之内百六拾四箇村、高六拾

萬五千石餘、此外琉球國拾貳萬三千七百石_{目録在}事充行之

訖、依代々之例領知之狀如件、

延享三年十月十一日

薩摩

中將殿

(徳川家重)
(花押) No.17

正文在文庫

目錄

薩摩國一圓

伊佐郡 五拾貳箇村

高三萬八千四百壹石三斗六升貳合四夕七才

薩摩郡 三拾三箇村

高四萬貳千七百拾九石壹斗三升四合七夕五才

鹿兒嶋郡 貳拾七箇村

高三萬三百三拾九石六斗九升四合貳夕

日置郡 四拾八箇村

高五萬千六百四拾八石四升三合九夕

阿多郡 貳拾箇村

高貳萬三千五百七拾石四斗七升五夕

河邊郡 三拾五箇村

高三萬五千四拾五石七斗壹升八合

甕嶋郡 貳箇村

高貳千七百九拾壹石三斗八升五合

潁娃郡 七箇村

高壹萬五千九百三拾九石三斗八升四合七夕

揖宿郡 七箇村

高壹萬六千八百五拾七石五升六合七夕

給黎郡 六箇村

高壹萬四百六拾四石貳斗七合

谿山郡 六箇村

高壹萬五千四拾七石八斗九升五合五夕

出水郡 七箇村

高貳萬三千七百三拾五石貳斗五升六合

高城郡 八箇村

高八千四百四拾五石九斗九升壹合四夕

大隅國一圓

菱刈郡 拾三箇村

高九千九百八拾六石八斗五升六合

栞原郡 三拾貳箇村

高貳萬千八百貳拾四石四升三合

始羅郡 三拾九箇村

高貳萬六千六百四拾三石四斗六升貳合

噲啖郡 六拾三箇村

高四萬三千八百八拾四石四斗八升

肝屬郡 三拾八箇村

高四萬貳千拾五石九斗八升八合

大隅郡 三拾貳箇村

高貳萬百九拾貳石三斗壹升三合

熊毛郡 九箇村

高五千貳百五十七斗壹升九合

奴護郡 四箇村

高千八拾石五斗九升

日向國

諸縣郡之内

百六拾四箇村

向名村	昌明寺村	鶴田村	浦之名村	紙屋村	漆野村
上下田村	内豎馬場村	龜澤村	入野村	南方村	廣澤谷村
岡松村	岡本村	高牟禮村	北方村	切畑村	樋渡村
裏村	嶋中村	東村	山内村	上床村	目黒村
柳水流村	榎田村	栗下村	大裏村	樋渡村	北俣村
中福良村	吉村	同西村	深歳村	田尻村	向高村
長山村	湯田村	長江浦村	内山村	去川村	飯田村
中福良村	灰塚村	大川平村	五町村	川上村	倉岡村
宮原村	原田村	前田村	柚木崎村	花見村	小山田村
坂本村	大明司村	正原村	有田村	藏永村	高濱村
池嶋村	今西村	杉水流村	新橋村	尾野見村	堀内村
北方村	東方村	細野村	原田村	野神村	夏井村
十日町村	大豆別府村	小林村	内之藏村	井崎田村	野井倉村
温水村	西方村	眞方村	志布志村	槻野村	安樂村
堤分村	水流迫村	須木村	田之浦村	五十町分村	原口村
奈佐木村	高原村	蒲牟田村	井藏田村	木前村	後校村
大牟田村	繩瀬村	江平村	安久村	田邊村	鷺巢村
入木村	朝倉村	前田村	宮丸村	早水村	屋敷村
笛水村	三箇山村	麓村	下川内村	石山村	下川内村
			上川村	田尻村	宮原村

外

都合六拾萬五千八百六拾三石六斗三升

高拾貳萬貳拾四石五斗八升

- | | | |
|-------|------|------|
| 大井手村 | 穗滿坊村 | 櫻木村 |
| 餅原村 | 高木村 | 薄谷村 |
| 梶原村 | 水流村 | 上中原村 |
| 水流村 | 大西村 | 岩滿村 |
| 東霧嶋村 | 岩滿村 | 安永村 |
| 前川内村 | 下財部村 | 屋敷村 |
| 下財部村 | 橫市村 | 金田村 |
| 今平村 | 石寺村 | 富吉村 |
| 梅北村 | 屋敷村 | 下財部村 |
| 溝之口村 | 山之口村 | 花木村 |
| 樺山村 | 寺柱村 | 河東村 |
| 野之見谷村 | 郡本村 | 中裏村 |
| 大裏村 | 永吉村 | 勝岡村 |
| 野方村 | 益丸村 | 今村 |
| 持留村 | 岡別府村 | 藍之原村 |
| 假宿村 | 橫瀨村 | |

高拾貳萬三千七百石

右今度被差上郡村之帳面相改及 上聞、如 御代々之
高所被成下 御判也、此儀兩人奉行依被 仰付執達如
件、

延享三年十月十一日 本多紀伊守 正判

秋元攝津守 涼朝判

松平大隅守殿

（在總目之裏）

2524

吉貴公御譜中
正文在文庫

御札令披見外、

大納言樣益御機嫌能被成御座、八月十九日濱御庭に被爲
成外段被承之、恐悅旨尤外、紙面之趣及言上外、恐々謹
言、

朱力平

延享三年

十月十五日

松平右近將監

武元判

松平上總入道

2525

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くいよ御き嫌よくいらせられ御事、御め
てたく御ほしめし御事、何もよろしく御申上被成りや
うに、よく申せとの御事御さけ、めてかしく、

御ふみのやうかたしけなく思しめし御事、時分柄ことのほ
か御ひえしく御座外へ共、まつその御地にて
總州様御機嫌よく被爲入御事、御めて度思しめし御事、こ
御ほとにてても御揃あそハし御機嫌よくいらせられ、
扱ハ此度カ□ハ

公方様大守様 薩州様へ 上使にて、御鷹の雲雀御は
いりやうあそハし御事、御ふいてうあそハし御事

姫君様へも御こまくと仰被進、誠に御懇入らせられ御事
御事ニ思召、いく久しく萬年も相かハらす御はいり
やうあそハし御事といわる入らせられ、此よし宜御
申上成へく、めてたくかしく、

宋カキ 延享三年 十月十七日

ひし嶋 隼 人さま 萩原
しまつ 權左衛門さま 岡田
御返事 藤え

2526

継豊公御譜中

正文在文庫

重陽之 御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可
被差出、以上、

〔卷〕

「延享三年」

十月廿一日

西尾隠岐守

松平大隅守殿

2527

宗信公御譜中

同年十月二十三日使 上使山口勘兵衛直意來芝邸、

自

家重公ニ隨先規ニ拜戴貴鷹所ニ搏撃ニ之鷹ニ羽上、乃宗信
詣ニ執政各位第一奉申謝之、

2528

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くことのほか寒しもつよく御座外へ共、いよ
御機嫌よくいらせられや、きかせられ度おほ
しめし御事、菊姫様も御なし御事ニよろしく御ほせ
進しられたく思しめし御事、何もよろしく申上へく
御事、めてかしく、

2529

寒中なからことのほかひえまいらせりへ共、まつく
 總州様御機嫌よく被爲入、寒氣の御さハリもあらせられ
 すりや、きかせられたく思しめしり、そのほか様方も御
 きけんよくいらせられり御事、被爲聞たく思しめしり、
 こゝ御ほとこても御揃あそハし、御機嫌よくいらせられ
 り、さては此御もく録の通、寒中御左右被爲聞り御事ま
 てに進しられり、誠に幾久しくとの御事迄御さり、此よ
 しよろしく御ひろう御申上成へくり、めてたくかしく、

朱カキ
 延享三年

ひち嶋 隼人さま 荻原 ぶ
 しま津 仲 さま 岡田 人
 仲 さま 岡田 人

全上

返くくいよく御機嫌よく、御にきくしくいらせ
 られり御事、御めて度おほしめしり、 菊姫様こも
 よろしく暮の御祝義仰被進度御ほしめしり、何もよ
 ろしく御申上成へくり、かしく、
 なぞく備中殿にも此地へ御着被成、御めて度御悦
 こ思しめしり、御言傳仰進しられかたしけなく思し

2530

めしり、かしく、

御歳暮の御祝義おなし御事にいわる入らせられり、まつ
 くその御地こて

總州様御機嫌よく、そのほか様方も御きけんよく、御
 にきくしく御いわるあそはしりハんと、かすく御め
 て度思しめしり、こゝ御ほとこても御揃あそハし御機嫌
 よく、御にきくしく御いわるあそはしり、さては此御
 もく録のことく、御歳暮の御しうき御いわるあそハしり
 て進しられり、誠に幾久しく萬々年もといわる入らせら
 れり、此よしよろしく御ひろう御申上成へくり、めてた
 くかしく、

朱カキ
 延享三年 十一月十七日

ひち嶋 隼人さま 荻原 ぶ
 嶋津 仲 さま 岡田 人
 仲 さま 岡田 人

全上

返くこゝ御ほとこても御揃あそハし御きけんよ
 く、御にきくしく御いわるあそはしり、何もよろ
 しく御申上成へくり、めてたくかしく、

暮の御めてたき、となたもおなし御事にいわる入らせられり、まつく

總州様御機嫌よく被爲入、御にきくしく御いわるあそハしり御事、かすく御めてたく思しめしり、扱は此御もく録の通、御身鏡あいかはらす御いわるあそはしりて進しられり、まことにいく萬々年も御はんしやうの御事迄、あひかはらす進しられり□本られり、いわる入らせられり、此よしよろしく御ひろう御申上被成へくり、めてたくかしく、

延享三年 十一月十七日

朱カキ
ひち嶋 傘人さま
をき原
しま津 仲 さま 人、
むめ
岡 田

2581 繼豊公御譜中

先是、繼豊享保二十乙卯年在國受病保養未全成一翌丙辰年既臨期強參觀矣、爾來宿病未愈、是以雖請台許在留東武療養至于今、奈疾爲病身覺不能朝覲也、以故延享三年十一月十八日上書請賜致仕教嗣適宗信相續家督、同月二十一日、依命宗信登營、

柳生但馬守俊峯亦代繼豊登營、於白書院執政各列居、酒井雅樂頭忠知降鈞命、令繼豊致仕宗信家督也、俊峯來傳之、於是同年十二月朔日宗信登營拜謁大樹家重公

嗣君家治公奉謝襲封、俊峯亦代繼豊拜

兩公奉謝致仕之辱、獻上御太刀一腰・縮緬十卷・御馬代金十兩於

家重公、御太刀一腰・御馬代金十兩於

大御所吉宗公、同品於

家治公、是依致仕之拜謝也、而后贈投太刀・絹帛・酒肴等於執政及諸有司且親戚知己、以爲致仕之遺物也、

2532 宗信公御譜中

同年十一月十八日奉訟繼豊因舊病隱居使宗信督之家統之上書、使柳生但馬守俊峯到執政酒井雅樂頭忠知之第二呈之矣、

○同月二十一日繼豊受繼豊・宗信列位執政之奉書、是故柳生俊峯代繼豊、與宗信共登營、於白書院緣類一同進席、執政各聯座、就中酒井忠知傳家重公之台命、蒙許繼豊應訟隱居宗信乃襲封併

賜薩隅兩國日州諸縣郡及琉球國上、奉禮謝之退席、
直登^二西城^一奉^レ禮^二謝^一封於

吉宗公

家治公^二退去、且俊峯者代^二繼豐^一詣^二執政各位^一之第一、
奉^レ申^二謝許^一繼豐之隱居、

全御譜中

正文在文庫

仰出

今日

^(總意)隅州様御願之通御隱居、我等は家督被^レ仰付^レ付^レ、

家老其外諸役人此内之通家督方に直^二可相勤^一、

隅州様御側廻^二可勤^一者ハ只今之通可相勤^レ、

^(吉慶二男、貴德)一島津備中勤方之儀、此内之通可相勤旨申聞置^レ、

^(吉慶)一總州様御方勤之面々并奥向に勤^レ者及此内之通可相勤^レ、

外、

右之通家老中令承知之、諸役人一同ニ家老より直^二

申渡、於國元及此趣を以申渡^レ様可致^レ、

^(奉)「延享三年」

寅十一月廿一日

繼豐公御譜中

抄正文在家老座

御隱居御家督御願書御案文、水野壹岐守様に去ル十四
日被入御内見、追ふ何分可被仰進旨御返答被仰越^レ段
者、一昨十六日飛脚便申越通^レ處、十六日晚壹岐守様
より相良彌一兵衛被召呼、御願書何ぞ思召寄^レ無^レ之^レ
付、御内談被成置候間、十八日・十九日兩日中被差出
外様可申上旨被仰聞^レ由申出、達 貴聞、御守殿に
及右之段申上、

太守様御名代柳生但馬守様に御頼、今十八日御願書可

被差出旨被仰出^レ付、御留守居御使者を以但馬守様に

御頼被仰入、御用御頼梶川三之丞様^(忠奉)及但馬守様を以

御願書被差出^レ間、御一所ニ御添御出^レ様御頼置、別

紙御願書御書判御印判被遊、昨十七日但馬守様に内膳

御使者^二の被差越置、今朝六過御用番酒并雅樂頭様御

宅に但馬守様御持參、三之丞様^二及御一所御越、雅樂

頭様御逢、但馬守様^レ、大隅守長^レ病氣付隱居、薩摩

守に家督之願申上度、右願書御持參候旨被仰達、御直

御願書御請取被置^レ、三之丞様^二及御取合被仰上^レ、

右ニ付 御目見仕^レ御家來御國元^レ參着相揃^レ哉と雅

樂頭様被仰外付、皆共相揃罷居外旨、但馬守様方御答被仰上、彼御方御退出、直ニ但馬守様芝御屋敷に御出、右之次第内膳に被仰聞達 貴聞、首尾能御受取被置、御安堵被遊外段、則御挨拶被仰達外、御守殿に及右之段申上外、但馬守様御立以後、御留守居御使者を以御禮被仰越、三之丞様ニ表方御使者ニ御禮被仰達外、雅樂頭様ニ表但馬守様を以御願書被差出外處、御請取被成外御挨拶、御留守居御使者を以被仰達、壹岐守様に及右之段御留守居ニ為御知、早速被仰達外、右之通御願書被差出、御用番御受取置かれ外旨、御一門様方・御心安御方様に若今日御留守居、又表方御使者を以爲御知被仰達外、

一 追の御願之通被仰渡外節表、但馬守様御名代御頼可被成外、自然其節御差支表御座外ハ、京極甲斐守様御名代御頼被成筈外、

一 御願之通被仰渡外ハ、御獻上物御伺可被仰上外、

總州様御使者御獻上物等之儀及被相伺筈候、右段々壹岐守様に御内談被仰達置外、相究趣追々可申上外、右早々爲可申上急飛脚貳人今日差立遣外條

總州様御女中様方可被達 御聽外、右之通首尾能御請

2535

取頂上之御儀奉存外、先年御願書被差出外節表、佐土原に若爰元方淡路守殿に書狀差越しらせ爲有之と書留(島津惟久)相見得候得とも、飛脚故書狀差扣外間、自其元爲知被申越ニ有可有之外、且又御願被差出外段表爲承知、先例を以今日之便京大坂に申越、追の御願之通被仰渡外節表早々可申上外、以上、

〔延享三年〕十一月十八日(初)伊勢兵部(貞起)

穎娃(内膳) 島津左衛門(久傳)

樺山(初) 主計殿
島津(久傳) 右平太殿

北條(時守) 織部殿

鎌田(政) 右衛門殿

比志(隼) 人殿

島津(久傳) 仲殿

〔御返答〕

本文被申越趣致承知達 貴聞、御女中様方に及申上、佐土原に及申越外、此段及御返答外、以上、

但御願書寫者此方に扣置外、

十二月十一日

(本文書ハ二五三四号文書ノ行間朱書ナリ)

全上

扣正文在家老座

私儀去ル卯年於國許相煩、色々養生仕外處全快不仕、乍病中押候而辰年致參府、其以後不相勝外付、段々滯府之願申上保養仕外得共今以快無之、長病之儀御座外得者兎角相勤可申躰無御座外、依之隠居被仰付、同氏薩摩守に家督被仰付被下外様奉願外、以上、

(卷)

「延享三年」

十一月十八日

松平大隅守判

印判

酒井雅樂頭殿

堀田相摸守殿

西尾隠岐守殿

本多伯耆守殿

全上

扣正文在家老座

(卷)「翻返答

去ル十八日

御隠居御家督御願書被差出外段者則日飛

本文被申越趣逐一致承知、繪州被達 貴聞御返答左、申越候」

脚便申越通外、然處昨廿日 御老中様御連名之以御奉書、今廿一日四時御用外間、

太守様御名代御壹人

薩州様御登 城候様被仰渡、則御請之御書 御名代之

御名書被差出外、

一 太守様御名代柳生但馬守様御頼、今朝 薩州様・但馬守様御登 城、御一所ニ御白書院於御縁類御老中様御列座、酒井雅樂頭様外、大隅守儀病氣ニ付、願之通隠居被仰付、家督無相違薩摩守に被下之、諸事大隅守代之通可相心得旨被仰渡候付、難有奉存外旨御請御禮被仰上御退出、直ニ西御丸に御上り

大御所様 大納言様は薩州様御禮被仰上、御老中様方に御見廻御禮被仰上外、

一 但馬守様ニ若右仰渡之趣、此御方に御出御座之間ニ御備中殿御承知

隅州様被達 貴聞、御相應御挨拶御同人を以被仰達、

御禮之御名代御頼、御老中様方に御廻御禮被仰上外、

一 右付 御兩殿様外若御年寄様方に若左衛門・内膳御使者を以御禮被仰達、御側衆に若 御兩殿外物頭御使者を以御禮被仰達外、

一 總州様より御勤之儀御伺被仰上答御座外、

(朱)「本文 総州御勤之儀ニ付而者、去ル十一日備山孫平太便、同十九日飛脚便事人、仲より委由申越通候、相違御勤事首尾為相済ニ而可有之候」

一 御願之通被仰渡りニ付、御内證御勤之儀 御守殿に得

御差圖

三 御所様御銘に 御兩殿様を以今日御禮被仰上外、

一 今日御願之通被仰出候付

(朱)「本文之趣於爰元廣御奥に申上、御一門以下月次御礼船出候面には、右平太守様御事 隅州様と奉稱、

太より口達ニ而申達、御側方御役人江主計より申達、表方、御側方、御歸薩州様御事者、太守様と可奉稱外、御名之御順、太守

手方江廣路之通致通達候」 總州様 隅州様と唱、書付等ニ表仕外様被仰出、

今日より右之通相心得外様申渡外、

一 先年 御隠居 御家督之節者、長崎御奉行・御隣國之御

方様は老御家督様より以御書被仰達事付、此節及先

例之通御書近日御使便ニ被差越答外、其許方御隣國為

御知等之儀、右之考を以先例被相糺ニ可可有之外、

一 太守様 隅州様より 總州様御女中様方に御吹聴御祝

等之儀者、近日御使便被仰越答外、依之備中殿并私共

よりも其節御祝儀申上答外、

一 御守殿并 御兩殿様は備中殿并私共今日御祝儀申上、

(朱)「本文於爰元廣先例を以申渡、去ル十一日御祝儀相済候、

月次御禮罷出外面々者、右付而書別紙を以申越候」

太守様御歸館之節御通掛之 御目見被仰付

總州様 隅州様は及御祝儀申上、諸士之儀者今日明日

兩日ニ御祝儀申上外様申渡外、其元方御祝儀之儀先例

を以被申談ニ可可有之外、

一 御願之通被仰渡り付る者、備中殿御承知之御用筋段々

被相調候付、追々被仰越答外、

右ニ付る者段々御用可有御座外間、近日御使便可申越

外、

一 京大坂は老御願之通被仰渡り段今日便申越外、佐土原

(朱)「本文佐土原江者去ル廿一日御しらせ申越候」 右若其元方為御知被申上ニ可可有之外、

右之通早々為可申上、極々急飛脚貳人申付差越外條、

(朱)「右及御返答候、 總州様御女中様方に可被申上外、御願之通首尾能被

仰出、恐悅御同意奉存外、為御見合御奉書寫、御請

之御書并御名代之御書付差越申外、以上、

(朱)「延享三年」

十一月廿一日

伊勢兵部

(朱)

「十二月廿三日」

(朱)

上 頼娃内膳

鳴津左衛門

(朱)

樺山主計殿

鳴津右平太殿

北條織部殿

2539

繼豊公御譜中

正文在文庫

御用之儀外間、明廿一日四時其方名代一人并同氏薩摩守
登 城外様可被致外、以上、

(朱)
「延享三年」十一月廿日

西尾隠岐守

堀田相摸守

酒井雅樂頭

松平大隅守殿

2540

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將亦今度紅
葉山 御宮御修復出來 正遷宮相濟外段被承之、目出度
被存由得其意候、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱力半
延享三年 十一月廿五日

松平右近將監
武元判

2541

松平上總入道

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又今度紅
葉山 御宮御修復出來 正遷宮相濟外段被承之、目出度
被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力半
延享三年 十一月廿五日

酒井雅樂頭

忠知判

松平上總入道

2542

全上

御狀令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又今度紅
葉山 御宮御修復出來 正遷宮相濟外段被承之、目出度
被存由得其意外、紙面之趣各申談

朱力半
延享三年 十一月廿五日

西尾隠岐守

忠直判

松平上總入道

宗信公御譜中
寫正文在文庫

寫

今度御家督被遊り付、備中殿を初私共にも只今之通相
勤、諸事

御先代之通可相心得旨於 御前御直御意承知仕 仰出
之御書付備中殿より御渡被成り旨、去ル廿一日飛脚便
ニ申越り、此節右 仰出御書付差越り條

總州様被備 御覽、各拜見可被仕り、右御意之趣者各
名代拙者共承知仕り間 仰出之御書付拜見相濟、御請
御禮被申上ニ有可有之り、今日之便ニ私共よりも

總州様御女中様方ニ以書狀御禮申上り、御意之趣備中
殿御承知之段ハ兵部方以書狀申上、各名代并私共承知
仕り段者備中殿方以書狀被仰上り、

一諸御役人ハ去ル廿二日 仰出之趣於席々口達ニ有申
聞、御書付御右筆讀之拜聞仕、いづれも御禮申出、左
衛門より首尾書ニ有申上り、其許御役人拜聞相濟りハ
、首尾書を以被申上ニ有可有之り、
右申越り、以上、

〔延享三年〕十一月廿五日

伊勢兵部

類娃内膳

嶋津左衛門

樺山主計殿

島津右平太殿

北條織部殿

鎌田太郎右衛門殿

比志嶋隼人殿

島津仲殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

一筆令啓達り、

三御所様益御機嫌能被成御座り間、可御心易り、將亦御
鷹之鶴拜領之り條、以宿次差越之り、恐々謹言、

朱力キ

延享三年

十一月廿九日

西尾隠岐守

忠直判

堀田相摸守

正亮判

酒井雅樂頭

忠知判

松平上總入道

全上

寫正文在文庫

此狀箱并鶴壹、從江戸至薩州鹿兒嶋松平上總入道所に相届、返札可來外間、於江戸月番之老中に急度可持參者也、

朱力キ
延享三年

寅十一月廿九日

雅樂印

右宿中

繼豊公御譜中

正文在文庫

明日隱居之御禮被 仰付外間、名代五時 御城に可被差出外、以上、

(卷)
「延享三年」

十一月晦日

西尾隱岐守

堀田相摸守

酒井雅樂頭

松平大隅守殿

宗信公御譜中

正文在文庫

明日五時登 城、家督之御禮可被申上外、以上、

(卷)
「延享三年」

十一月晦日

西尾隱岐守

宗信公御譜中

松平薩摩守殿

堀田相摸守
酒井雅樂頭

同年十二月朔日宗信・繼豊受_二執政之奉書_一、柳生但馬守

俊峯代_二繼豊_一、與_二宗信_一共登_レ營、獻_二御太刀一腰・御

刀一腰_{備前國廣守長二尺四寸五分半代金二十枚}・綿緬二十卷・白銀百枚・御馬二匹

符棟、於_二白書院_一拜_二謁

大樹家重公

大納言家治公、奉_レ禮_二謝宗信襲封之儀_一、且柳生俊峯亦

獻_二御太刀一腰・御馬代黃金十兩・綿緬十卷於

家重公、拜_二謁

兩公、奉_レ禮_二謝許_二繼豊之隱居_一、秋元攝津守涼朝奏_二達

之_一、乃退席、厥后再召_二宗信_一、故如_レ元進_二于數居内_一、

時蒙_二懇篤之尊詞_一退去、此時家臣_{各著製斗目}一門島津備中

貴_備伊賀守、家老島津左衛門久甫_{朽木土佐守}・顯娃内膳久

周_{水井直}直陳奏達、伊勢兵部貞起_{朽木玄}各奉_レ獻_二御太刀一腰・御馬代

白銀一枚・綿緬五卷_一、番頭義岡左平太久中_{水井直}、用人市

來次郎左衛門政方_{朽木玄}・西彦太郎純孚_{水井直}・伊地知千左

衛門季伴朽木玄綱・戸田傳五郎成庸水井直各奉_レ獻_二御太刀一腰_一。

御馬代白銀一枚・綿緋三卷_一、奉_レ拜_二調_一

兩公、是因_二當家之舊範_一也、宗信乃登_二西城_一、謁_二太田

攝津守資俊_一、御太刀一腰・御馬代黃金十兩于_二

吉宗公_一、同品于_二

家治公_一繼豐獻_レ之奉_レ禮_二謝許_一隱居_一矣、且獻_レ御太刀一

腰・御刀一腰青江成次長三尺三寸五部代金三十枚・白銀百枚・御馬一匹青江于

吉宗公_一、御太刀一腰・御刀一腰備前國豐次長二尺二寸四部代金二十枚

家治公_一、奉_レ禮_二謝襲封之儀_一、家臣九人亦陪從登_二西

城_一、各御太刀一腰・御馬代白銀一枚奉_レ獻_二

家治公_一、奉_レ禮_二謝拜謁之儀_一退去矣、宗信及家臣等詣_二執

政_一、若年寄各位之第一、奉_レ申_二謝前件_一、且贈_レ白銀三枚

宛于_二

三御所之老女_一、同_二二枚宛于_一表使_上、此外贈_二投太刀・絹

帛・酒肴等執政及諸有司親戚知己_一而謝_レ之、

2549 繼豐公御譜中

繼豐致仕之後、同年十二月三日以_二上使島田庄五郎_一、

賜_二御鷹所_一擊之鶴於芝邸_一、有_レ病故水野肥前守忠見代_二繼

豐_一、到_二執政之各館_一禮_二謝_一之、家督宗信亦同到_二執政_一

禮_二謝_一之、

2550 宗信公御譜中

十二月十一日宗信於_二芝第座之間_一、自_二老君繼豐_一使_二穎娃

內膳久周_一、讓_二賜當家世傳來之家系文獻及許多品之寶器

等於宗信_一、因_二先規_一附_二與讓狀_一觀目職別稱、時島津備中貴備、

島津左衛門久甫・伊勢兵部貞起侍_二席末_一、委詳_二于後_一、

2551 全上

正文在文庫

貴殿事家督首尾能被 仰付、別亦悅入、因茲先祖代、

相傳之家玆別錄之表令讓與之間、堅固被致所持、至于子

孫萬_一、歲可被讓渡之狀如件、

延享三年十二月十一日 大隅守繼豐御判

松平薩摩守殿

2562 全上

正文在文庫

重物目錄

一系圖

一文書五帖

一 同卷物數十軸

一 家康公御墨印一通

一 秀忠公御感狀一通

一 御判物六通附領知目錄五通

一 記錄四百貳拾五册

一 源氏重代膝丸之御太刀一腰政小十文字
光世作

一 頼朝卿御太刀一腰號大十文字
無銘

一 頼朝卿御守脇指一腰編作
無銘

一 五指量愛染明王像一體弘法大師一刀
三拜之作

一 多田滿仲御守本尊

一 摩利支天一體

一 忠久公御鎧一領

一 右御鎧うつし一領網切

一 太刀一腰兼永作

一 旗二流一流八時雨之旗
八幡十

一 太刀一腰青江恒元作

一 般若之劍一振波平行安作

一 太刀一腰宗近作血吸之劍

一 手鎗一本城州長吉作

一 一本杉馬驗一本

一 太刀一腰真利作

一 琴一面遠鷹

一 衛府太刀一腰真眞作

一 鞍一口鎧一掛麤子地襪之高掛繪紫大形
虎皮障泥野杏四方手添

一 旗一流八幡大菩薩之文字有之

一 太刀一腰康次作

一 腰物一腰包平作鷹之巢

一 脇指一腰宗近作八景

一 釜一口

一 小泉

一 胄一頭平野衝

一 茶入一箇

一 腰物一腰長光作

一 脇指一腰弥正宗

一 脇指一腰堀尾正宗

一 太刀一腰正恒作

一 腰物一腰來國光作

一 太刀一腰備前長光作

一 腰物一腰正宗作

一 腰物一腰吉家作

- 一 脇指 一 腰筑州住左文字作
- 一 太刀 一 腰備前守家作
- 一 腰物 一 腰無銘左文字作
- 一 脇指 一 腰貞宗作
- 一 腰物 一 腰國行作
- 一 腰物 一 腰則光作
- 一 脇指 一 腰備前兼光作
- 一 腰物 一 腰則宗作
- 一 腰物 一 腰備前吉房作
- 一 腰物 一 腰備前助眞作
- 一 腰物 一 腰一文字作
- 一 腰物 一 腰備前長光作
- 一 腰物 一 腰三條吉家作
- 一 腰物 一 腰越中國則重作
- 一 腰物 一 腰來國光作
- 一 脇指 一 腰來國光作
- 一 腰物 一 腰備前則宗作
- 一 腰物 一 腰貞宗作
- 一 腰物 一 腰正宗作
- 一 脇指 一 腰來國行作

一 腰物 一 腰延壽作

一 鞍一口鏡 一 掛龜甲高壽繪金貝散シ
四方手漆

一 鞍一口鏡 一 掛菊之御紋高壽繪梨子地
桐之地紋壽繪有錦黒塗

一 旗一流

一 腰物 一 腰吉房作

一 鞍一口紋猿金具

一 鞍一口鏡 一 掛黒塗紋金具

一 轡一間正宗作

以上

延享三年十二月十一日

2553

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

三御所様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間可御心易
外、隨而鯛一箱被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕
合外、恐々謹言、

朱力斗

延享三年

十二月十三日

堀田相摸守

正亮判

松平上總入道

全上

御札令披見外、就寒中

三御所様御機嫌被相伺之外、益御安全御事外間可御心易外、隨而蝸一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力半

延享三年

十二月十三日

松平右近將監

武元判

松平上總入道

全上

御札令披見外、就寒中

大御所様御機嫌被相伺之外、益御安全之御儀外間可御心易外、隨而蝸一箱被獻之外、各申談

大御所様は遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力半

延享三年

十二月十三日

酒井雅樂頭

忠知判

松平上總入道

全御譜中

大樹家重公嗣位、故如先規奉候伯所領國郡應改賜印章之令上、今茲延享三年丙寅十月十一日應教、代繼

豐嗣嫡宗信登 營、

家重公出御于黒書院、從列位次序、而徵松平加賀守宗辰及宗信、松平安藝守吉長・松平肥後守容貞・佐竹右京大夫義峯、各被蒙賜印章之台命上、賜薩摩大隅兩國・日向國諸縣郡内百六十四箇村並琉球國繼豐領知印章、執政堀田相摸守正亮出席、而手自被授與之宗信、拜戴退去、乃登西城奉謝

大御所及

家治公退去矣、且詣執政各位之第一申謝之、以故吉貴乃呈上簡牘於

三御所之執政奉謝之、投奉書、

2557 正文在文庫

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又十月十一日同氏大隅守爲名代、薩摩守儀

御前口被召出、領知之

御判物頂戴之、難有由得其意外、紙面趣及言上外、恐々

謹言、

朱力半

延享三年

十二月十五日

松平右近將監

武元判

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又十月十

一日同氏大隅守爲名代、薩摩守儀

御前に被召出之、領知之

御判物頂戴之、難有由得其意外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

朱力キ

延享三年

十二月十五日

堀田相摸守

正亮判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又十月十

一日同氏大隅守爲名代、薩摩守儀

御前に被召出之、領知之

御判物頂戴之、難有由得其意外、紙面之趣各申談

大御所様口及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ

延享三年

十二月十五日

酒井雅樂頭

忠知判

宗信公御譜中

寫正文在文庫

寫

今月十一日

太右様御座之間に御出座、從

隅州様内膳御使者別紙御讓狀を以、御家御代々御讓物

不殘被進外段御口上之、御讓狀被進御拜見被遊外、

左外右御讓物之儀者御國元於御對面所、御勝手次第

御覽可被成旨被仰進候旨申上外處、委細御承知被遊外

段御受被仰上外、右之節備中殿并左衛門(馬津久甫)伊勢貞起兵部相詰外、

一右付右先達右申越外通、御什物別錄に被相記被進事

候間、被相糺被申越外ハ、右別錄者追右被進筈外、

一同日於御休息所 隅州様より大場庄太左衛門御使者に

右、御爰之御本尊不殘被進外段被仰進候、先年

隅州様御家督之節者彌勒院御使に右被進たる事外得

共、此節者右通外、

右申越候條 總州様可被達 貴聞候、左外右來年御

下向之節御讓物被備 御覽外儀共相しらへ被置之

可有之、右之段御記録方并御看經方は被申渡儀ニ候ハ、可被申渡外、以上、

〔^卷延享三年〕十二月十八日

伊勢兵部
頼娃内膳
島津左衛門

樺山主計殿

島津右平太殿

北條織部殿

鎌田太郎右衛門殿

比志嶋隼人殿

嶋津仲殿

2561 宗信公御譜中

正文在文庫

家來九人

御目見被仰付外間、召連可被罷出外、

2562 全上

正文在文庫

御用之儀外間、明十八日四時可有登城外、以上、

〔^卷延享三年〕十二月十七日

本多伯耆守
西尾隱岐守
堀田相摸守
酒井雅樂頭
松平薩摩守殿

2563 宗信公御譜中

同年十二月十八日因執政之奉書ニ宗信登レ營、於白書院縁類ニ執政聯座、就レ中_{用番}堀田相摸守正亮傳ニ台命於宗信、轉ニ任左近衛少將_{位階}、乃拜謝而退去、直登ニ西城ニ奉レ禮ニ謝于

吉宗公

家治公ニ退去、且詣ニ執政各位之第一亦奉レ申ニ謝之、

2564 全上

正文在文庫

上卿 轉法輪大納言

延享三年十二月十八日 宣旨

侍從源宗信朝臣

宜任左近衛權少將

藏人左中辨藤原資興奉
〔在右裏〕
口 宣案

2565 全上

正文在文庫

薩摩少將

上卿

轉法輪大納言

職事

日野西左中辨

2566 全上

正文在文庫

侍從源朝臣宗信

正二位行權大納言藤原朝臣實顯宣、奉

敕、件人宜令任左近衛權少將者、

延享三年十二月十八日大外記兼掃部頭中原朝臣師充奉

2567

繼豐公御譜中

正文在文庫

今朝鯛一箱被獻之外、遂披露候處一段之御仕合外、恐、

謹言、

〔延享三年〕十二月十九日 正亮判

松平大隅守殿

正亮

〔在右裏〕
堀田相摸守

2568 全上

今朝鯛一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐、

謹言、

〔延享三年〕十二月十九日 武元判

松平大隅守殿

武元

〔在右裏〕
松平右近將監

2569 全上

今朝

大御所様に鯛一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、

恐、謹言、

〔延享三年〕十二月十九日 忠知判

松平大隅守殿

忠知

(朱)
酒井雅樂頭

2570 宗信公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之、遂披露_レ處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

(朱)
「延享三年」十二月十九日 正亮判

(朱)
松平薩摩守殿

正亮

堀田相摸守

2571 全上

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之、遂披露_レ之處一段之御仕合_レ、恐_レ謹言、

(朱)
「延享三年」十二月十九日 武元判

(朱)
松平薩摩守殿

武元

松平右近將監

2572 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見_レ、

公方様益御機嫌能被成御座、十月廿四日東叡山

(家重生母)
深徳院様御靈前 御參詣之儀被承之、恐悅旨尤_レ、紙面

之趣各申談及 上聞_レ、恐_レ謹言、

朱力キ
「延享三年」十二月廿二日 堀田相摸守 正亮判

松平上總入道

2573 宗信公御譜中

正文在文庫

一筆令啓達_レ、雖寒氣之節_レ弥御無吳_レ哉、承度存_レ、我等無恙在之事_レ、仍兩種進之_レ、恐_レ謹言、

(朱)
「延享三年」十二月廿三日 尾張中納言 宗勝判

松平薩摩守殿

御宿所

2574 継豊公御譜中

正文在文庫

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲酒井雅樂頭可述外也、

(奉) 延享三年

十二月廿七日



松平大隅守殿

全上

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(奉) 延享三年

十二月廿七日

松平大隅守殿

松平右近將監
武元判

2576

宗信公御譜中

正文在文庫

明廿八日五時登城、少將之御禮可被申上外、以上、

(奉) 延享三年

十二月廿七日

本多伯耆守
西尾隱岐守
堀田相摸守
酒井雅樂頭

松平薩摩守殿

2577

全御譜中

同月二十八日受執政之奉書、宗信著殿斗登營、於白書院二拜二調于

大樹家重公

大納言家治公二奉禮二謝任官、小出伊勢守英智奏二達之、

時

家重公徵宗信、少進蒙懇篤之尊詞退去矣、乃登西城二奉禮二謝于

兩公、且詣執政各位之第二奉申二謝之、

2578

宗信公御譜中

正文在文庫

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲酒井雅樂頭可述外也、

(奉) 延享三年

十二月廿七日



薩摩少將殿

全上

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外
處一段之御仕合外、恐々謹言、

(奉)

「延享三年」十二月廿七日

松平右近將監

武元判

松平薩摩守殿

2582

〔宋〕「延享三年」十二月廿一日
〔宋〕「張紙二面」
先格之通可有獻上外、

〔島津宗徳〕
松平薩摩守

全上
寫正文在文庫

寫

鯛一折

若菜之御祝儀

黄金十兩

生見玉之御祝儀

右 隅州様御家督内 御入興以後御献上被遊來外、此節御家督被 仰出外付 大守様より及御先格之通御獻

上可被遊哉之旨、舊臘廿一日別紙之通御用番堀田相模

守様に被相伺外處、御先格之通御献上被遊外様、同廿

七日御付紙ニ有被 仰渡外、此段申越外、 總州様被

達 貴間外儀老御考次第ニ外、別紙御伺書寫差越申外、

以上、

〔宋〕「延享四年」

正月二日

伊勢〔貞起〕兵部

樺山

〔久〕主計殿

嶋津

〔久〕右平太殿

北條

〔織〕守部殿

2583

鎌田太郎右衛門殿

〔島津宗徳〕
松平大隅守殿

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔宋〕「延享四年」正月七日

武元判

〔島津宗徳〕
松平大隅守殿

武元

〔宋〕「在右裏」
松平右近將監

2584

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔宋〕「延享四年」正月七日

忠直判

松平大隅守殿

忠直

〔宋〕「在右裏」
西尾隱岐守

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔延享四年〕^(朱) 正月七日 武元判

〔在口裏〕^(朱) 松平薩摩守殿 武元

〔在右裏〕^(朱) 松平右近將監

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔延享四年〕^(朱) 正月七日 忠直判

〔在口裏〕^(朱) 松平薩摩守殿 忠直

〔在右裏〕^(朱) 西尾隱岐守

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造興行事、
一可專勸農事、
一可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

延享四年正月十一日 宗信(花押) No.16

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、

公方様 大御所様^に以使者御太刀・御馬代被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕^{初年} 延享四年 正月十一日 本多伯耆守 正珍判

西尾隱岐守 忠直判

堀田相摸守 正亮判

酒井雅樂頭 忠知判

〔萬津吉貴〕^(朱) 松平上總入道

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被
獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ
延享四年 正月十一日 松平右近將監 武元判

松平上總入道

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被
獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)
「延享四年」 正月十一日 武元判

松平大隅守殿

武元

(卷)
「在右裏」
松平右近將監

全上

爲年頭之御祝儀、

公方様 大御所様_レ以使者御太刀・御馬代被獻之外、遂

披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)
「延享四年」

正月十一日

忠直判

松平大隅守殿

(卷)
「在右裏」

忠直

西尾隱岐守

吉貴公御譜中

去歲延享三年丙寅十一月二十一日應_レ教柳生但馬守俊峯

代_替・薩摩守宗信亦共登_レ營、於_二白書院_一執政列居、酒

井雅樂頭忠知述_二台許於俊峯_一、繼豐_{隱居}矣_{是稱疾猶附于芝邸故依兼日之}

也_語、宗信乃襲封、忠知傳_二台命_一、則奉_レ謝_レ之、且宗信

登_二西城_一拜_二謝

吉宗公及

家治公_二而退去矣_一、十二月朔日宗信・柳生俊峯_{代_替}應_レ徵

登_レ營拜_二謁

大樹家重公

家治公、爲_二隱居襲封之拜禮_一、奏者番秋元攝津守涼朝

奏_二達之_一、時蒙_二懇篤之_一台命_{退去}、宗信登_二西城_一謁_二

奏者番太田攝津守資俊_一、拜_二謝

兩公_二而退去矣_一、委_二錄_{繼豐}・宗信之譜中_一、是故吉貴於_二

江府_一以_二使節_一獻_二干鯛一箱・昆布一箱・御樽一荷于_二

家重公、干鯛一箱・御樽一荷于

吉宗公、同品于

家治公、而奉謝繼豐隱居宗信襲封之忝、且副簡牘

呈上

三御所之執政、奉書開于左、

正文在文庫

御札令披見、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、將又同氏大

隅守願之通舊冬隱居、薩摩守に家督被 仰付之、難有由

得其意、依之爲御禮以使者御樽看被獻之、遂披露

處一段之御仕合、恐、謹言、

朱力キ

延享四年

正月廿七日

松平右近將監

武元判

松平上總入道

2594

全上

御札令披見、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、將又同氏大

隅守願之通舊冬隱居、薩摩守に家督被 仰付之、難有由

得其意、依之爲御禮以使者御樽看被獻之、各申談遂

披露外處一段之御仕合、恐、謹言、

朱力キ

延享四年

正月廿六日

西尾隱岐守

忠直判

松平上總入道

2595

全上

御札令披見、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、將又同氏大

隅守願之通舊冬隱居、薩摩守に家督被 仰付之、難有由

得其意、依之爲御禮

大御所様に以使者御樽看被獻之、各申談遂披露外之處

一段之御仕合、恐、謹言、

朱力キ

延享四年

正月廿六日

堀田相摸守

正亮判

松平上總入道

2596

吉貴公御譜中

正文在文庫

なを、御表より御禮御申上被成外へとも、なを又

御ふみの通よろしく申上まいらせ、めてたくかし

く、

2597

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御表方御禮御申上被成りへ共、なをまた御禮の通何もよろしく申上まいらせり、めてたくかし

十二月十八日付にて御ふみ下されり、

三御所様益御機嫌よく御座なされ、恐悦に覺しめし由、將又御同氏大隅守殿御病氣ニ付、去月廿一日御ねかひ之通御隠居仰付られ、薩摩守殿御家督相違なく 仰付られ、御てまへさまにおゐて有かたき仕合に覺しめし由、右之御禮御申上被成り通よろしく申上まいらせり、めてたくかし、

栄カキ
延享四年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

梅その

まつ嶋

山の井

うら尾

瀧津

さゑた

2598

く、

十二月十八日付にて御文下されり、

三御所様御機嫌よく御座なされ、御目出度思召りよし、大隅守殿御ひやう氣ニ付、去月廿一日御ねかひ之通御隠居おほせ付られ、薩摩守殿へ御家督相違なく 仰付られ、御手まへ様にも有難思召被成りよしにて、御文のやう何もよろしく申上まいらせり、めてたくかし、

栄カキ
延享四年

松平

上總入道様

御返事

高瀬

清崎

全上

なをく御表より御禮御申上被成りへとも、なを又御ふみの通よろしく申上まいらせり、めてたくかし、
十二月十八日付にて御ふみ下されり、

三御所様益御機嫌よく御座なされ、恐悦に覺しめし由よし、將又御同氏大隅守殿御病氣ニ付、去月廿一日御ねかひ之通御隠居 仰付られ、薩摩守殿へ御家督相違なく 仰付られ、御てまへさまにおゐて有かたき仕合に覺しめし由、右之御禮

大納言様へ御申上被成り御ふみの通、よろしく申上まい

らせり、めてたくかしく、

朱カキ
延享四年

豊岡

梅その

まつ嶋

山の井

うら尾

瀧津

さゑた

松平

上總入道様

御返事

2599

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又舊臘朔

日同氏薩摩守儀家督之御禮申上、難有由得其意り、依之

爲御禮被差越使者り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々

謹言、

二月十二日

本多伯耆守

正珍判

松平上總入道

2600

全上

御札令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又舊臘朔

日同氏薩摩守儀家督之御禮申上、難有由得其意り、依之

被差越使者候、紙面之趣及言上り、恐々謹言、

朱カキ
延享四年 二月十二日

松平右近將監

武元判

松平上總入道

2601

全上

御札令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又舊臘朔

日同氏薩摩守儀家督之御禮申上、難有由得其意り、依之

爲御禮被差越使者り、紙面之趣各申談

大御所様及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ
延享四年 二月十二日

西尾隠岐守

忠直判

松平上總入道

2602

全上

なをく表向より御申上被成りへ共、なをまた御申

あけ被成りとの御事、よろしく申上まいらせり、め
てたくかしく、

(繪巻女)
菊姫

正月六日附にて御文下されり、

三御所様御機嫌よく御座成らせられり御事、御目出度お
ほしめし被成り由、扱は冬年御同氏薩摩守殿御家督の御
禮しゆひよく御申上被成、其うへ御懇の上意も御座り
御事、御手前様におき有難おほしめし被成りよし、右の
御禮御申上被成り御文之様、何もよろしく申上まいらせ
り、めてたくかしく、

朱力キ
延享四年

松平

上總入道様

高瀬

御返事

清崎

右

宗信公御譜中

正文在文庫

今度於増上寺

(家直近衛氏)
天英院様七回御忌御法事ニ付

松平(宗)薩摩守

松平(吉)上總入道

松平(總)大隅守

右御香爨可被差上り、尤諸事三回御忌之通可被心得り、

但薩摩守よりハ三回御忌之節、大隅守献上之員數之通、

大隅守若上總入道同様ニ可被差上り、

(巻)
「延享四年」二月

松平薩摩守に

2604

全上

正文在文庫

今度

天英院様就御法事、私并同氏上總入道・大隅守・菊より
御香爨献上之儀、三回御忌之通相心得可申旨被仰渡趣承
知仕り、右三回御忌之節私儀伺之上參詣仕り、此節之儀
表參詣仕度り、此段相伺申候、以上、

(巻)
「延享四年」二月十六日 松平薩摩守

(朱)「御張紙二冊
可爲伺之通り」

2605

吉貴公御譜中

去歲延享三年丙寅十二月十八日宗信應レ徵登レ營、於二白

書院^一執政列居、堀田相摸守正亮述^二 台命^一、轉^二任左近

衛少將^一如元^位、是依^二當家之先規^一也、則奉^レ謝^レ之、且登^二

西城^二拜^一謝之^二退去矣、同月二十八日宗信應^レ徵登^レ營

拜^二謁

大樹家重公

家治公^一、奉^レ謝^レ見^レ任^二少將^一之忝^上、奏者番小出伊勢守英

知奏^二違之^一、此日亦登^二西城^一拜^二謝

吉宗公

家治公^二而退去矣、厥后吉貴呈^二上簡牘於

三御所之執政^一、奉書見^二于左方^一、

2606 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見^レ、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤^レ、將又舊臘同

氏薩摩守少將被 仰付之、難有由得其意^レ、紙面之趣各

申談及 上聞^レ、恐^レ謹言、

朱カキ

延享四年

二月十八日

本多伯耆守

正珍判

松平上總入道

2607 全上

御札令披見^レ、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤^レ、將又同氏薩

摩守儀、舊臘十八日少將被 仰付^レ段被承之、難有由得

其意^レ、紙面之趣及言^レ、恐^レ謹言、

朱カキ

延享四年

二月十八日

松平右近將監
武元判

松平上總入道

2608 全上

御札令披見^レ、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤^レ、將又舊臘同

氏薩摩守少將被 仰付之、難有由得其意^レ、紙面趣各申談

大御所様^レ及 上聞^レ、恐^レ謹言、

朱カキ

延享四年

二月十八日

西尾隱岐守

忠直判

松平上總入道

2609 全上

返^レ御表より御申上被成^レへとも、なを御申上被

成^レ通よろしく申上^レへ^レ、めてたくかしく、

2610

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく表向よりも御申上被成り得共、猶又御申上被成りとの御事、何も宜申あけまいらせり、めてた
くかしく、

正月十八日附にて御ふみ下されり、
三御所様益御機嫌よくならせられ、御めてたく思しめし
りよし、扱は舊臘十八日御同姓薩摩守殿少將に 仰付ら
れり段、御手まへ様にも有難き御事と思しめしりとの御
事、右の御禮御申上被成御ふみの趣、よろしく申あけり
へくり、めてたくかしく、

朱力キ
延享四年

あ

まつ平
上總入道様 御返事
人々御中
梅その
松しま
山の井
うら尾
たきつ
さえた
とよをか

2611

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御表より御申上被成りへとも、なをまた御
申あけ被成り由、何もくよろしく申上まいらせり、
めてたくかしく、

御ふみ下されり、
三御所様益御機嫌よく成せられ、御めてたく思しめし被
成り由、扱は舊臘十八日御同姓 薩摩守殿少將に被 仰
付、御手まへ様も置有かたく思しめしり由、右の御禮
大納言様へ御申上被成度よし、御文の趣よろしく申上ま
いらせりへくり、めてたくかしく、

朱力キ
延享四年

あ

松平
上總入道様 御返事
人々御中
梅その
まつ嶋
山野井
うら尾
たきつ
さえた
とよ岡

正月十八日付にて御ふミ下されり、
三御所様益御機嫌よく御座なされ、御めてたく覺しめし
外由、扱は冬年十八日御同姓薩摩守殿少將に 仰付られ
外段御承知被成、有かたくおほしめしゆとの御事、右の
御禮御申上被成り御ふミのとをり、よろしく申あけまい
らせりへくり、めてたくかしく、

朱カキ
延享四年

まつ平

上總入道様

御返事

高瀬

清崎

宗信公御譜中

延享四年丁卯二月十八日 宗信表「襲封之賀儀」、招請

將軍家之執政西尾隱岐守忠直、

家治公之執政松平右近將監武元、 將軍家若年寄堀田

加賀守正陳、

家治公之若年寄戸田淡路守氏房、 將軍家奏者衆松平

豐後守資訓・青山因幡守忠知、留守居年寄酒井越中守、

大目附石川土佐守、普請奉行水谷信濃守、長崎奉行安

部主計頭、院附山口孫次郎、佐渡奉行遠藤六郎右衛門、

浦賀奉行青山齋宮等於芝邸^(成佐)而饗^三、應之、是故松平越前
守信友・松平隱岐守定喬・鳥居伊賀守忠胤・阿部伊豫
守正右・松平河内守定多・松平主水正定温・立花民部
長熙・水野肥前守忠見・松平監物定諱其外戲下士各配^レ
席而在^三勝手^一也、四座之猿樂觀世大夫等奏^三囃子^一、燕
終而各退出矣、

○饗宴畢而兩執政及兩若年寄各退出、而後賀^レ之重而奏^三

囃子^一也、

繼豊公御譜中

正文在文庫

歳暮之

御内書可相渡外間、明日五半時 御城に家來可被差出外、

以上、

〔延享四年〕

二月廿日

酒井雅樂頭

松平大隅守殿

宗信公御譜中

正文在文庫

歳暮之

御内書可相渡外間、明日五半時 御城に家來可被差出外、
以上、

〔延享四年〕二月廿日

松平薩摩守殿

酒井雅樂頭

吉貴公御譜中

去歲十一月二十九日

大樹家重公始副_下尊鷹所_二擊執_一之鶴一隻及執政宿次奉
書上、於_二江都_一賜_二之於吉貴_一、是故執政酒井雅樂頭忠知
出_二驛路證印_一而授_二與之_一、仍使_二家臣碓山次右衛門久親
馬・伊東源右衛門祐住_{新番}其外步士二人・輕卒六人_一警衛
之上、即日發_二江都芝邸_一、以_二日繼_一夜經_二歷東海・山陽・
西海之三驛_一、十二月二十六日到_二著大磯館_一、吉貴乃拜_二
戴_一之、其日齋_二吉貴之報翰及忠知所_一與驛路證印、而使_二
家臣森喜右衛門有充_馬・川田次右衛門國中_{番新}・步士二人・
輕卒六人_一馳_二之江都_一矣、同日使_二喜入主膳久茂_{組頭及番頭}爲_二謝
恩使_一赴_二江都_一、有充_二國中_一西海・山陽・東海之驛路勿々
先_二久茂_一、正月二十日著_二江都_一、直候_二執政_{用番}堀田相摸守
正亮之第_一呈_二上吉貴之報翰_一、且復_二納驛路證印_一矣、久茂
亦歷_二西海・備後路・東海等之驛_一、今茲延享四年丁卯正

月二十八日著_二江都芝邸_一、二月二日候_二執政各位之第_一、
捧_二呈吉貴之書牘_一勸_二使節_一、同月十五日應_二徵久茂登_一

營、捧_二吉貴之獻物一種一荷_一、白書院而拜_二謁_一

家重公_一勸_二使節_一、是吉貴拜_二謝恩賜之達_一薩府上故也、奏
者番牧野因幡守明成奏_二達_一之、久茂亦親自獻_二上御太刀一
腰・馬代銀一枚・紗綾二卷于

家重公_一奉_二拜謁_一之、明成奏_二達_一之、乃退去、且登_二西

城_一捧_二吉貴見_一獻_二于

儲君家治公_一一種一荷上勸_二使節_一、執政松平右近將監武元
出席、奏者番青山因幡守忠知奏_二達_一之、久茂亦親自獻_二上

御太刀一腰・馬代銀一枚而退去、同月十七日久茂候_二

大御所_{老君吉宗公}之執政西尾隱岐守忠直之第_一、賜_二吉貴之奉

書被_二附_一與之、同月二十一日久茂再登_二營_一、於_二檜間

執政本多伯耆守正珍出席而賜_二吉貴之奉書被_一附_二與之_一、

時拜_二戴紗綾三卷_一、忠知執_二達_一之則退去、翌二十二日候_二

武元之第_一、武元亦賜_二吉貴之奉書自被_一附_二與之_一、乃退

去矣、三月六日久茂發_二芝邸_一到_二大坂_一、駕_二船航_一西海

著_二薩州京泊港_一、四月十八日還_二薩府_一、登_二大磯館_一而復

命、

正文在文庫

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又舊臘以宿次奉書御鷹之鶴拜領、難有由得其意外、依之爲御禮以喜入主膳御樽有被獻之外、遂披露外處、

御前には被召出之、入念外段御喜色之御事外、恐々謹言、

朱力キ
延享四年 二月廿一日

本多伯耆守 正珍判

西尾隱岐守 忠直判

堀田相摸守 正亮判

酒井雅樂頭 忠知判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、依之爲御禮以喜入主膳御樽有被獻之外、遂披露外之處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ
延享四年 二月廿一日

松平右近將監 武元判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將亦舊臘以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、依之爲御禮被差越使者外、紙面之趣各申談

大御所様には及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ
延享四年 二月

本マ、
西尾隱岐守 忠直判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御表よりも御禮御申上被成外へとも、猶御さた申上外やうことの御事何もよろしく申上まいらせ外、めてたくかしく、

御文下され外、先く

三御所様御機嫌克成せられ御めてたさ、扱は此度宿次御

奉書を以御鷹の鶴御拜領被成、有かたき御事ニ思召被成
由、御禮御申上被成、使者御上被成由、御文の趣よ
ろしく申あけまいらせりへくり、めてたくかしく、

朱力年
延享四年

あ

豊岡

梅その

松しま

山の井

うら尾

たきつ

さえた

松平

上總入道様

御返事

人々御中

2620

全上

なをく御表よりも御禮御申上被成りへ共、猶申上
りやうことの御事、よろしく申上まいらせりへくり、
めてたくかしく、

御ふみ下されり、

三御所様ますく御機嫌よく成せられ、御めてたく思召
り由、扱は此度宿次 御奉書を以御鷹の鶴御拜領被成、有
かたき御事に思召被成り由、御禮として使者御上ケ被成

りとの御事

大納言様へよろしく申上まいらせりへくり、めてたくか
しく、

朱力年
延享四年

あ

豊岡

梅その

松しま

山の井

うら尾

たきつ

さえた

松平

上總入道様

御返事

人々御中

2621

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然者去月朔
日御曲輪之内出火之處、早速鎮り段被承之、玆重由得其
意り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱力年

延享四年

二月廿三日

本多伯耆守

正珍判

松平上總入道

2622 全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者去月朔日御曲輪之内出火之處、早速鎮外段被承之、珍重由得其

意外、紙面之趣各申談

大御所様及 上聞外、恐々謹言、

朱力年
延享四年 二月廿三日

酒井雅樂頭

忠知判

松平上總入道

2623 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者去月朔日御曲輪之内出火之處、早速鎮外段被承之、珍重由得其意外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

朱力年
延享四年 二月廿六日

松平右近將監

武元判

松平上總入道

2624

全上

返くいよく御機けんよくならせられ御事ニ御座外、めて度かしく、

正月廿七日附て御文下されり、

三御所様益御機嫌能ならせられ、御めてたく覺しめしりよし、さてハ今月朔日

(二禮示第)

刑部卿様御屋しき御焼失にて御さ外へとも、早速鎮り外

御事御承知なされり由、これにより御機嫌御うかひなされり御ふみの様、よろしく申あけ外へく外、めてたく

かしく、

朱力年
延享四年

まつ平

上總入道様

御返事

高瀬

清崎

2625

全上

返くめてたくかしく、

御ふみ下されり、

三御所様ますく御安泰に成せられ御事、恐悦に思召被成り由、然者今月朔日

刑部卿様御屋しき御焼失之所、早速鎮りまいらせりよし
御承知被成りよし、

公方様 大納言様御機嫌御伺ひ御申上被成り御文の趣、
よろしく申上りへくり、めてたくかしく、

朱力キ
延享四年

山の井

うら尾

たきつ

さえた

豊岡

2626

継豊公御譜中

梅その

(家墓近衛氏)

於三増上寺一修二

天英院殿七回忌之法事、故繼豊以三使

松平 上總入道様 御返事

松しま

者一今茲延享四年二月二十八日獻二納御香燭白銀二枚一矣、

人々御中

全上

扣正文在文庫

本國	薩摩	上總入道嫡子
從四位上中將	松平大隅守	
生國	武藏	寅四十六

(采)

「延享四年」

(原寸縦三七・六センチ 横六・六センチ)

宗信公御譜中
扣正文在文庫

(朱) 料紙并寸法此通

薩摩國一圓	本國薩摩
大隅守嫡子	
從四位下少將松平薩摩守	
寅十九	
日向國之内	生國武藏
琉球國	居城薩州鹿兒島
高六拾萬五千石餘	
大隅國一圓	
外拾貳萬三千七百石	

(朱) 「延享三年」

(原寸縦三一・八センチ 横一一・九センチ)

全御譜中

寫正文在文庫

寫

(朱) 「此一通宗信公御譜中ニ同案アリ」

御隱居御家督付の老御明細書被差出外様被仰渡、其通被
差出先例ニ外、然處大目附土屋美濃守様方^(正應)
御兩殿様御明細書可被差出旨被仰渡外ニ付、御明細書二

通之通、今月廿一日美濃守様に相良彌一兵衛持參、御用
人松田半次郎を以差上り處、御受取被成り段被仰聞外、
御年付之儀去去年御隱居御家督被遊、
太守様御任官及去年ニあり故、寅と被書出外段右御取次
に相達差出外、此旨申越り條被達 貴聞儀者御考次第外、
以上、

〔系〕
「延享四年」二月廿九日
穎娃内膳

樺山主計殿
嶋津右平太殿
北條織部殿
鎌田太郎右衛門殿

2630 吉貴公御譜中

正文在文庫

今度

天英院様七回御忌御法事御執行付、以使者御香奠被獻
之、於増上寺奉納之事、右之趣及言上、恐々謹言、

朱力年
延享四年
二月廿九日

西尾隠岐守
忠尚判

松平上總入道

2631 宗信公御譜中

同年三月四日宗信襲封之後賀之、招集于大書院、松平
修理大夫頼淳・松平織部正頼央・松平中務太輔義敏・松
平土佐守豐敷・有馬中務大輔頼種・松平出羽守宗衍・伊
達大膳大夫村隆・松平彈正大弼保經・立花左近將監鑑致。

2632

吉貴公御譜中

南部大膳大夫信貞・仙石越前守政辰・龜井信濃守茲胤・
秋月佐渡守種美・本多豊後守利爲・毛利甲斐守匡敬・松
平右膳澄資・武田叔菴・丸山貞菴・平賀玄純・長尾全菴・
兼康榮菴・丸山昌牛・増田壽得・平賀玄要、于表書院、
林大學頭・山口勘兵衛・山村十郎右衛門・佐野次郎太郎・
松平隼人佐・佐木新三郎・加藤宗十郎・赤松左膳・小笠
原内匠・遠山久四郎、于勝手書院、松平越前守信友・松
平隠岐守定喬・酒井修理大夫忠用・鳥井伊賀守忠胤・柳
生但馬守俊峯・松平主計頭定章・牧野越中守貞長・阿部
伊豫守正右・松平河内守定多・松平主水正定温・立花民
部長照・水野肥前守忠見・松平監物定靜・朽木大和守玄
綱・大岡帶刀・水谷彌之助・村田長菴・村上良元・林牛
齋・村上玄胤・橘玄周、于勝手間・倉橋内匠助・岩元内
膳正・小笠原縫殿助・久世忠右衛門・島津又四郎・島津
主馬・伊勢兵庫・湯川壽三・堀元一甫・湯川仁安・堀元
好益・丹羽壽元其外親戚諸有司及戲下之諸士・大小家之
家老留守居等於芝邸上而饗之、恢設、燕、乃四座之猿樂太
夫等各奏三舞曲、終而退出矣、事繁故載三別冊、

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、正月十日東叡山 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

朱力ナキ

延享四年 三月十一日

酒井雅樂頭

忠知判

松平上總入道

2633

繼豊公妹

女子

於供

延享四年丁卯四月朔日生、母近藤嘉包女、

同年十二月廿六日許嫁島津岩袈裟後筑後 久般 養於岩袈裟之

家、

寶曆四年六月十三日早世、

宗信公御譜中

正文在文庫

さつまの少將より今度昇しんの御禮として黄こん百兩・

御絹三十疋しん上おはしまし、ひろう申て外へハおもし

ろく思しめし外よし、よく心得外て申せとて外、御心え
外てつたへさせられへくり、かしく、

お

御いまの

局へ

名まいらせ外

(朱)

「在口裏」

仰延享四
四二

2635

宗信公御譜中

正文在文庫

此節私國元之御暇被下置外者御禮申上外節、御當地留
守差置外家老之者、先例之通 御目見被 仰付被下度奉
存外、名書相添差出申外、其節

公方様 大納言様に自分献上物先格之通可爲仕外、

大御所様に献上物何様可仕外哉、御指圖被成可被下外、

以上、

(朱)
「延享四年」

四月二日

松平薩摩守

(朱)「御紙紙ニ面

可爲伺之通外、

大御所様江献上物ニ不及外」

2634

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得其意外、

然者二月十日出火之處 御城内別條無之段被承之、恐悅

旨尤候、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ 延享四年 四月七日

堀田相摸守 正亮判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

三御所様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得其意外、

然者二月十日 御城近所出火之處 御城内別條無之段被

承之、恐悅旨尤外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ 延享四年 四月七日

松平右近將監 武元判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

宗信公御譜中

同年四月十六日

家重公使_三執政本多伯耆守正珍來_三于吾芝邸_一、宗信襲封之後始賜_三還_レ國之告_一、拜_下戴紗綾_三三十卷・白銀_{百枚}自_三

吉宗公_一、以_三執政西尾隱岐守忠直_一總緬_三二十卷_上、乃宗信

詣_三執政及若年寄_{自此日始}各_位之第一奉_レ禮_三謝_一之、此日

家治公亦欲_レ使_三執政松平右近將監武元同來_三于芝邸_一、時

二之城火、途而聞_レ之故不_レ及_三于茲_一、因同月十八日武元

來_三于芝邸_一賜_三紗綾_三二十卷_一、乃宗信詣_三執政_一・若年寄各

位之第一奉_レ禮_三謝_一之、翌十九日宗信登_レ營也、於_三黒書

院_一拜_三謁_一

家重公_一、奉_レ禮_三謝_一賜_レ告、加_三懇篤之_一尊詞_一、拜_三領寶

刀_一腰尺_三寸分半代金_三二十枚_一・龍蹄_一一匹_一奉_レ禮_三謝_一之、且芝邸

留守勤家老伊勢兵部貞起因_三先規_一附_三從宗信_一登_レ營、

三御所様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得其意外、

然者二月十日出火之處 御城内別條無之段被承之、恐悅

旨尤候、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ 延享四年 四月七日

西尾隱岐守 忠尚判

松平上總入道

獻_二上御太刀一腰・御馬代白銀一枚・紗綾二卷_一、奉_レ拜_二調

將軍家_一、太田攝津守資俊奏_三達之_一、直登_二西城_一調_三奏

者小出伊勢守英智_一、獻_二上御太刀一腰・御馬代白銀一枚

於

家治公_一奉_レ禮_二謝前條_一退去、

全上

正文在文庫

明日五半時登_二城、御暇之御禮可被申上_レ、以上、

(卷) 一延享四年

四月十八日

本多伯耆守

堀田相摸守

酒井雅樂頭

松平薩摩守殿

全上

正文在文庫

家來一人

御目見被_レ仰付_レ間、召連可被罷出_レ、

(卷)

一延享四年

四月十九日宗信家督之後始賜_二歸國之告_一、故登_レ營拜_二調

大樹家重公_一奉_レ申_二謝之_一、時賜_三寶刀一枚_一、(P. 2)冷工信備表裏鑲銘家
眼入長二尺三寸分半

代金三、至
十枚

吉宗公御代_一將軍家御代替以後、賜_二侯伯歸國之告_一如_二

先規_一賜_二寶刀_一、然今般自_二

家重公御代_一限_二侯伯各家督之後始賜_二歸國之告_一之人上

賜_二寶刀_一、是因_レ見_レ改_二先規_一也、

全上

正文在文庫

御腰物御拜領之儀

大御所様御代迄_一御上之御代替以後御國元_レ御暇御

給之御方様_一一同御腰物御拜領之由_レ處、當

公方様御代より御暇御給之内、御家督初_レ御暇御給之御

方様_一御腰物御拜領之由_レ、去年御大名様方御暇御給之

節右通之由_レ、此節_一松平加賀守様・上杉大炊頭様御家

督初_レ御暇御給付、御腰物御拜領之由_レ、

(卷)

一延享四年四月廿一日

宗信公御譜中

扣正文在右筆所

私儀今度御暇被下置國元に罷越り、未男子無御座外付、
在國中若不慮之儀及御座外者、國元に差置り私弟嶋津兵重
庫、當年拾九歲罷成り此者養子被 仰付、跡職相續仕り
様奉願り、以上、

〔延享四年〕

四月廿二日

松平薩摩守御書判

酒井雅樂頭殿

堀田相摸守殿

本多伯耆守殿

御口上之趣

三御所様益御機嫌能被成御座、奉恐悦り、御自分様に及
御堅固御勤珍重存り、私儀御暇被下置、難有仕合奉存り、
明日御當地發足仕筈御座外、依之在國中假養子書付差上
置り、

四月廿二日

〔采〕
一右堀田相摸守様御宅江御出、御直に被差上置候し

宗信公御譜中

同年四月二十三日宗信襲封後始發江都芝邸、一門島津
備中貴備、家老島津左衛門久甫、側用人伊地知千左衛門
季伴、用人義岡左平太久中、近習役本田孫右衛門親芳・
二階堂林左衛門行通其外諸有司區に從駕、而歷東海驛
泊于掛川驛、然因驟雨大井川水瀾漫、從者十之二不
得涉、在島田驛過三日、追隨駕、五月十一日著伏
見驛假館、同十三日入京師錦小路假館、因先規詣り
諸司代牧野備後守貞通之第奉り窺り、
將軍家之安否、且候、近衛内前公之華第、而還伏見
假館、同十五日出伏見、駕り船下河著大坂假館、同
十九日出假館歷播州路、同二十三日著坂越、乃駕
船同二十四日開帆、六月十二日著豐州大里、同十三日
出大里歷九州路、同二十一日著薩西出水假館、同
二十五日入薩府曉城矣、使番頭實無島津李久峯豫奉
謝恩使之命、茲日登府城含命赴東都、是故到出水
水取路於九州、七月五日自筑前黑崎駕り船、同十二
日到大坂、同十四日溯河到伏見、同十六日出伏見
經中仙道出東海驛、八月二日著東都芝邸、同六日
詣執政用番本多伯耆守正珍之第、呈上一輪及連署而勤
使節、且詣

西城執政松平右近將監武元之第

吉宗公執政西尾隱岐守忠尚之第一、呈_二上一翰_一・格書_二而

勤_二使節_一、其外詣_二

三御所若年寄各位之第一亦勤_二使節_一、同十五日久峯應_レ徵

登_レ營、捧_下宗信之獻物芭蕉布二十端・三種_二荷子_一

家重公_一、三種_二荷子_一

家治公上、茲日

兩公無_二出御_一、是故於_二白書院緣類_一執政各聯座、奉_レ

禮_下謝宗信襲封之後始歸_レ國之 恩惠上、小出伊勢守英智

奏_二達之_一茲日、營中奏故捷勳 兩公無_二出御_一、雖然繪見準拜謁之禮法久峯亦親自獻_下上御太刀一

腰・御馬代白銀一枚・紗綾二卷子_二

家重公_一、御太刀一腰・御馬代白銀一枚于_中

家治公上、準_レ奉_レ拜_二謁_一

台顏_一、奏者松平備前守正貞教_二導之_一、事畢而退去矣、直

登_二西城_一謁_二奏者番小出和泉守_一、奉_レ禮_二謝拜謁之儀_一退

去、同二十五日應_レ徵重登_レ營、本多正珍出_二席于檜間_一、

手自附_下與所_レ授_二宗信_一之奉書上、乃拜_二戴紗綾二卷_一、奉_レ

申_二謝之_一退去矣、茲日因_レ教候_二松平武元之第一_一、見_レ授_二宗

信_一之奉書手自附_二與之_一、且拜_二戴紗綾二卷_一、奉_レ申_二謝

之_一退出矣、同五年戊辰正月十八日久峯發_二芝邸_一、出_二東

2647

宗信公御譜中

正文在福昌寺

夫以玉龍山高實相眞如月朗福昌刹邃說法定會場清不因

英善爭輝祖焰曾聞脩門和尚戒臘起越碩德宏才早出妙圓

速卓法席續開祖之正統起曹溪之宗風佛日回光禪波乃颯

唯期祝延、

寶祚鞏固家邦因疏

延享四年丁卯四月二十八日

少將宗信

海驛此行也蒙免客應駿相州鎌倉、二月十八日著_二大坂_一、駕_レ船航_二

西海_一著_二薩之阿久根_一、三月十九日還_二薩府_一復命、

花

押

集

例 言

一本巻所収文書に用いられている花押全部を収載したが、同一人の同一花押と判断できるものは、その典型的なものを採った。

一原則として底本から模写したが、島津氏花押涉覧・花押藪（ともに東京大学史料編纂所蔵本）を参照した。

一収載した花押と、本巻所収文書との関連を示すために、花押集に付した通し番号を所収文書の花押の位置に付した。

一二種以上の花押が用いられているものは、番号を別にして、これを収載した。

一通し番号は、文書の配列（おおむね編年順）に従い、初出の花押にこれを付した。

一花押は、その大きさは適宜縮小・拡大して収載した。

1 島津繼豐



5 穎娃久周



9 島津宗信(三)



2 近衛家久



6 樺山久初



10 徳川吉宗



3 島津宗信(一)



7 島津久豪



11 島津久道



4 島津宗信(二)



8 島津久春



12 鎌田政直



13 北條時守



17 徳川家重



14 島津久甫



15 近衛内前



16 島津宗信



文書・記事目録

例 言

- 一この目録は、本巻に収められた文書・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収載したものである。
- 一文書は番号のほか、年月日、文書題を記載し、記事は年月日の欄に（記事）と記し、かつ記事題を付した。
- 一文書の年月日のうち、追筆（朱書または朱カキの注あり）の年紀は（ ）、原文書記載の年紀はそのままとし、追筆年紀で疑義あるものは「」で囲んで区別した。
- 一年紀を欠くもののうち、明らかに推定しうるものは「」で囲んだ。
- 一孟春（正月）、林鐘（六月）、暮秋（九月）、孟冬（十月）、霜月（十一月）、大呂（十二月）等の月の異称ならびに念（二十日）はすべて数字に、また、烏、莫は日に改めたが、朔日、晦日はそのまま残した。

一 (記事)

竹姫、芝邸ニ入興ス

二三

上卿・職事等書立

二(享保十四年)

(記事)

竹姫入興、興・且桶請取渡次第
繼豊婚儀ノ礼使ヲ登宮セシム

二四(享保十四年) 十二月十八日

水野忠之外二名幕府連署状

三 (記事)

婚礼祝儀品書

二五(享保十四年) 十二月十八日

島津繼豊伺書

四(享保十四年) 十二月

祝餅行列次第書

二六(享保十四年) 十二月十八日

松平乗邑書状

五 餅台・酒樽寸法書

二七(享保十四年) 十二月十九日

安藤信友書状

六 献上物行列次第書

二八 (記事)

繼豊、竹姫入興ヲ賀シ幕臣ヲ招宴ス

七 幕府指図書

二九(享保十四年) 十二月廿一日

幕府達書

八(享保十四年) 十二月(三日)

幕府指図書

三〇 (記事)

繼豊初メテ若菜ノ祝儀ヲ献上ス

九(享保十四年) 十二月(三日)

幕府指図書

三一(享保十四年) 十二月廿二日

島津繼豊伺書

一〇(享保十四年) 十二月(三日)

肥後基備伺書

三二 十二月(三日)

堀貞紀伺書

一一(享保十四年) 十二月(三日)

肥後基備伺書

三三 (記事)

吉宗、繼豊ニ歳暮ノ使价ヲ贈ル

一二(享保十四年) 十二月(三日)

吉宗、繼豊ノ婚儀ヲ賀セシム

三四(享保十四年) 十二月

島津繼豊答状

一三 (記事)

肥後基備届書

三五(享保十四年) 十二月廿六日

竹姫附人扶持高書上

一四(享保十四年) 十二月十四日

水野忠之外二名幕府連署状

三六 (記事)

繼豊、吉宗ニ謁シ叙爵ヲ謝ス

一五(享保十四年) 十二月十五日

島津繼豊申渡書

三七(享保十四年) 十二月廿七日

水野忠之外二名幕府連署状

一六(享保十四年) 十二月十五日

平岡之品書状

三八 十二月廿七日

徳川吉宗御内書

一七(享保十四年) 十二月十六日

繼豊從四位上左近衛中将叙任

三九(享保十四年) 十二月廿七日

安藤信友書状

一八 (記事)

島津繼豊從四位上口宣案

四〇(享保十四年) 十二月廿八日

島津繼豊書状

一九(享保十四年) 十二月十六日

島津繼豊左近衛權中将転任口宣案

四一 (記事)

於嘉久帰国ス

二〇(享保十四年) 十二月十六日

案

四二(享保十五年) 一月七日

水野忠之書状

二一(享保十四年) 十二月十六日

島津繼豊左近衛權中将転任口宣案

四三(享保十五年) 一月七日

安藤信友書状

二二(享保十四年) 十二月十六日

島津繼豊叙從四位上位記

四四(享保十五年) 一月十一日

水野忠之外二名幕府連署状

- 四五(享保十五年) 一月十一日 安藤信友書状
 四六(享保十五年) 一月十一日 島津繼豐吉書
 四七(享保十五年) 一月十一日 竹姫新規召抱女中扶持定書
 四八 一月十五日 島津繼豐書状
 四九
 五〇(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 五一(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 五二(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 五三(享保十五年) 尾のへ外四名連署消息
 五四(享保十五年) 尾上外四名連署消息
 五五(享保十五年) 尾のへ外四名連署消息
 五五(享保十五年) 幕府達書
 五六(享保十五年) 一月(三日) 竹姫衣服・音問品等定書
 五七(享保十五年) 一月(三日) 山沢盛香・小笠原長賢連署伺書
 五八(享保十五年) 二月 六日 島津繼豐願書
 五九(享保十五年) 二月十三日 近衛家久書状
 六〇(享保十五年) 二月十五日 酒井忠音書状
 六一(享保十五年) 二月十五日 安藤信友書状
 六二(享保十五年) をのえ外四名連署消息
 六三(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 六四(享保十五年) 二月十五日 酒井忠音書状
 六五(享保十五年) 二月十五日 安藤信友書状
 六六(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 六七(享保十五年) 尾上外四名連署消息
 六八(享保十五年) 二月廿日 酒井忠音書状
 六九 二月廿二日 酒井忠音書状
- 七〇(享保十五年) 二月廿二日 安藤信友書状
 七一(享保十五年) 尾のへ外四名連署消息
 七二(享保十五年) 藤枝外三名連署消息
 七三(享保十五年) 尾のえ外四名連署消息
 七四(享保十五年) 尾のへ外三名連署消息
 七五(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 七六(享保十五年) 尾のえ外四名連署消息
 七七(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 七八(享保十五年) 桜井外二名連署消息
 七九(享保十五年) 尾のへ外四名連署消息
 八〇(享保十五年) 藤枝外三名連署消息
 八一(享保十五年) 尾のへ外四名連署消息
 八二(享保十五年) 尾上外四名連署消息
 八三(享保十五年) 尾のえ外四名連署消息
 八四(享保十五年) 尾のえ外四名連署消息
 八五(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 八六(享保十五年) 桜井外二名連署消息
 八七(享保十五年) 尾の上下四名連署消息
 八八(享保十五年) さくらい外二名連署消息
 八九(享保十五年) 三月十一日 中御門天皇女房奉書
 九〇(享保十五年) 三月十四日 水野忠之外二名幕府連署状
 九一 (記事) 繼豐帰國ノ暇ヲ賜ハル
 九二(享保十五年) 三月廿八日 島津繼豐届書
 九三(享保十五年) 三月廿一日 松平乗色書状
 九四(享保十五年) 四月 三日 水野忠之書状

九五 四月 七日 島津繼豊寄進物伺書

九六 (享保十五年) 四月 幕府達書

九七 (享保十五年) 四月 幕府達書

九八 (享保十五年) 四月十五日 幕府達書

九九 (享保十五年) 四月十五日 幕府大目付廻狀

一〇〇 (享保十五年) 藤え外三名連署消息

一〇一 (享保十五年) 藤え外三名連署消息

一〇二 (享保十五年) さくらゐ外二名連署消息

一〇三 (享保十五年) 尾のえ外四名連署消息

一〇四 (享保十五年) さくらゐ外二名連署消息

一〇五 繼豊、日光山ニ參詣ス

一〇六 (享保十五年) 島津繼豊公迎日記并日光參詣行

一〇七 (享保十五年) 列次第

一〇八 (享保十五年) 安藤信友書狀

一〇九 (享保十五年) 徳川吉宗御内書

一一〇 (享保十五年) 安藤信友書狀

一一一 (享保十五年) 於鐘繼豊誕生

一一二 (享保十五年) 繼豊帰國、礼使ヲ派ス

一一三 (享保十五年) 島津久實外三名老連署達書

一一四 (享保十五年) さくらゐ外二名連署消息

一一五 (享保十五年) 桜井外二名連署消息

一一六 (享保十五年) 藤え外三名連署消息

一一七 (享保十五年) さくらゐ外二名連署消息

一一八 (享保十五年) 島津久實老証狀

一一九 (享保十五年) 六月十一日 松平乗邑書狀

一二〇 (享保十五年) 六月十一日 安藤信友書狀

一二一 (享保十五年) 六月十一日 松平乗邑書狀

一二二 (享保十五年) 六月十一日 安藤信友書狀

一二三 (享保十五年) さくらゐ外二名連署消息

一二四 (享保十五年) 松平乗邑書狀

一二五 (享保十五年) さくらゐ外二名連署消息

一二六 (享保十五年) 尾之上外四名連署消息

一二七 (享保十五年) 七月 六日 松平乗邑・酒井忠音幕府連署狀

一二八 (享保十五年) 七月 六日 安藤信友書狀

一二九 (享保十五年) 七月 十一日 酒井忠音書狀

一三〇 (享保十五年) 七月 十八日 酒井忠音書狀

一三一 (享保十五年) 七月 島津繼豊達書

一三二 (享保十五年) 八月 三日 松平乗邑外二名幕府連署狀

一三三 (享保十五年) 八月 三日 安藤信友書狀

一三四 (享保十五年) 尾のえ外四名連署消息

一三五 (享保十五年) 八月 十一日 藤え外三名連署消息

一三六 (享保十五年) 八月 十六日 松平乗邑書狀

一三七 (享保十五年) 八月 十六日 安藤信友書狀

一三八 (享保十五年) 八月 十八日 藤え外三名連署消息

一三九 (享保十五年) 八月 十九日 松平乗邑書狀

一四〇 (享保十五年) 八月 十九日 松平乗邑外二名幕府連署狀

一四一 (享保十五年) 八月 十九日 安藤信友書狀

一四二 (享保十五年) 八月 十九日 松平乗邑書狀

一四三 (享保十五年) 八月 晦日 馬牽様定書

一四四 享保十五年 九月 朔日 島津久春外四名家連署知行目録
 一四五 (享保十五年) 九月 三日 藤え外三名連署消息
 一四六 (享保十五年) さくら外二名連署消息
 一四七 (享保十五年) 尾上外四名連署消息
 一四八 (享保十五年) 尾のへ外四名連署消息
 一四九 (享保十五年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
 一五〇 (享保十五年) 九月 七日 安藤信友書状
 一五一 享保十五年 九月十五日 島津繼豊公帖
 一五二 享保十五年 九月十五日 島津繼豊公帖
 一五三 九月十六日 松平乗邑書状
 一五四 (享保十五年) 九月十六日 安藤信友書状
 一五五 享保十五年 九月廿一日 島津繼豊疏
 一五六 (享保十五年) 十月廿一日 島津繼豊書状
 一五七 (享保十五年) 十一月 六日 松平乗邑書状
 一五八 (享保十五年) 十一月十一日 松平乗邑書状
 一五九 (享保十五年) 十一月廿一日 安藤信友書状
 一六〇 (享保十五年) 十一月廿一日 安藤信友書状
 一六一 (享保十五年) 十二月 六日 安藤信友書状
 一六二 (享保十五年) 十二月 六日 松平乗邑外二名幕府連署状
 一六三 (享保十五年) 十二月 六日 幕府老中宿繼証文
 一六四 (享保十五年) 十二月 六日 安藤信友書状
 一六五 (享保十五年) さくら外二名連署消息
 一六六 (享保十五年) 十二月十三日 松平信祝書状
 一六七 (享保十五年) 十二月十三日 安藤信友書状
 一六八 (享保十五年) 十二月十八日 安藤信友書状

一六九 (享保十五年) 十二月十八日 松平信祝書状
 一七〇 (享保十五年) 十二月十八日 松平信祝書状
 一七一 (享保十五年) 十二月十八日 安藤信友書状
 一七二 (享保十五年) 十二月廿二日 松平信祝書状
 一七三 (享保十五年) 十二月廿二日 松平信祝書状
 一七四 さくら外二名連署消息
 一七五 (享保十五年) さくら外二名連署消息
 一七六 (享保十五年) 十二月廿七日 藤え外三名連署消息
 一七七 (享保十五年) 十二月廿八日 藤え外三名連署消息
 一七八 (享保十五年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
 一七九 (享保十五年) 十二月廿七日 安藤信友書状
 一八〇 (記事) 御鷹ノ鶴麗城ニ連シ礼使登宮ス
 一八一 (享保十六年) 一月 七日 酒井忠音書状
 一八二 (享保十六年) 一月 七日 安藤信友書状
 一八三 享保十六年 一月十一日 島津繼豊吉書
 一八四 (享保十六年) 一月十五日 松平乗邑外二名幕府連署状
 一八五 (享保十六年) 一月十五日 安藤信友書状
 一八六 (享保十六年) 一月十五日 松平乗邑外二名幕府連署状
 一八七 (享保十六年) 一月十五日 安藤信友書状
 一八八 (享保十六年) さくら外二名連署消息
 一八九 (享保十六年) さくら外二名連署消息
 一九〇 (享保十六年) 尾のえ外三名連署消息
 一九一 (享保十六年) さくら外二名連署消息
 一九二 (享保十六年) 一月十九日 酒井忠音書状
 一九三 (享保十六年) 一月十九日 安藤信友書状

一九四(享保十六年) 一月十九日 酒井忠音書状
 一九五(享保十六年) 一月十九日 酒井忠音書状
 一九六(享保十六年) 一月廿六日 酒井忠音書状
 一九七(享保十六年) 一月廿六日 安藤信友書状
 一九八(享保十六年) 一月廿六日 酒井忠音書状
 一九九(享保十六年) 一月廿六日 安藤信友書状
 二〇〇(享保十六年) 一月廿七日 酒井忠音書状
 二〇一(享保十六年) 一月廿七日 酒井忠音書状
 二〇二(享保十六年) 一月廿八日 藤之外三名連署消息
 二〇三(享保十六年) 二月 朔日 安藤信友書状
 二〇四(享保十六年) 二月 朔日 酒井忠音書状
 二〇五(享保十六年) さくらゐ外二名連署消息
 二〇六(享保十六年) 尾のへ外三名連署消息
 二〇七(享保十六年) 二月 朔日 藤之外三名連署消息
 二〇八(享保十六年) 二月 朔日 酒井忠音書状
 二〇九(享保十六年) 二月 朔日 安藤信友書状
 二一〇(享保十六年) 二月 六日 松平輝貞書状
 二一一(享保十六年) 二月 七日 松平乗邑書状
 二一二(享保十六年) 二月 七日 安藤信友書状
 二一三(享保十六年) 二月十二日 松平乗邑外二名幕府連署状
 二一四(享保十六年) 二月十二日 安藤信友書状
 二一五(享保十六年) 二月十二日 松平乗邑外二名幕府連署状
 二一六 幕府指圖書
 二一七(享保十六年) 二月十二日 安藤信友書状
 二一八 幕府指圖書

二一九(享保十六年) 二月十九日 松平乗邑書状
 二二〇(享保十六年) 二月十九日 安藤信友書状
 二二一(享保十六年) 二月廿一日 藤之外三名連署消息
 二二二(享保十六年) 二月廿六日 松平乗邑書状
 二二三(享保十六年) 二月廿六日 安藤信友書状
 二二四(享保十六年) 二月廿九日 安藤信友書状
 二二五(享保十六年) 二月廿九日 松平乗邑書状
 二二六(享保十六年) おのへ外三名連署消息
 二二七(享保十六年) 尾のへ外三名連署消息
 二二八(享保十六年) 三月 二日 藤之外三名連署消息
 二二九(享保十六年) 三月 八日 松平信祝書状
 二三〇(享保十六年) 三月 九日 松平信祝書状
 二三一(享保十六年) 三月 九日 安藤信友書状
 二三二(享保十六年) 三月 九日 松平信祝書状
 二三三(享保十六年) 三月 九日 安藤信友書状
 二三四(享保十六年) 尾のへ外三名連署消息
 二三五(享保十六年) 三月十五日 松平輝貞書状
 二三六(享保十六年) 三月十九日 松平乗邑外二名幕府連署状
 二三七(享保十六年) 三月十九日 安藤信友書状
 二三八(享保十六年) 三月廿二日 松平信祝書状
 二三九(享保十六年) 三月廿二日 松平信祝書状
 二四〇(享保十六年) 三月 島津繼豊先祖書
 二四一 (記事) 繼豊、中山王ノ回賜ヲ謝ス
 二四二(享保十六年) 三月廿二日 島津繼豊書状
 二四三(享保十六年) 三月廿五日 島津繼豊書状

- 二四四 (享保六年) 三月廿五日 島津繼豐書狀
- 二四五 (享保六年) 三月廿五日 島津繼豐書狀
- 二四六 (享保六年) 四月 三日 松平乗邑書狀
- 二四七 (享保六年) 四月 三日 松平乗邑書狀
- 二四八 (享保六年) 四月 四日 藤之外二名連署消息
- 二四九 (享保六年) 四月 七日 安藤信友書狀
- 二五〇 (享保六年) 四月 七日 安藤信友書狀
- 二五一 (享保六年) 四月十五日 藤之外三名連署消息
- 二五二 (享保六年) 四月十八日 松田邸罹災ス
- 二五三 (享保六年) 四月十八日 藤之外三名連署消息
- 二五四 (享保六年) 四月廿八日 吉貴、中山王ノ回賜ヲ謝ス
- 二五五 (享保六年) 四月廿九日 松平乗邑書狀
- 二五六 (享保六年) 四月廿九日 安藤信友書狀
- 二五七 (享保六年) 四月廿八日 松平乗邑書狀
- 二五八 (享保六年) 四月廿八日 松平乗邑書狀
- 二五九 (享保六年) 四月廿九日 安藤信友書狀
- 二六〇 (享保六年) 五月 三日 徳川吉宗御内書
- 二六一 (享保六年) 五月 三日 安藤信友書狀
- 二六二 (享保六年) 五月十一日 島津繼豐書狀
- 二六三 (享保六年) 五月十一日 島津繼豐書狀
- 二六四 (享保六年) 六月十五日 安藤信友書狀
- 二六五 (享保六年) 六月十五日 松平信祝書狀
- 二六六 (享保六年) 六月十五日 安藤信友書狀
- 二六七 (享保六年) 六月廿三日 松平信祝書狀
- 二六八 (享保六年) 六月廿三日 安藤信友書狀
- 二六九 (享保六年) 六月廿三日 松平信祝書狀
- 二七〇 (享保六年) 六月廿三日 安藤信友書狀
- 二七一 (享保六年) 七月 朔日 松平信祝書狀
- 二七二 (享保六年) 七月 朔日 松平信祝書狀
- 二七三 (享保六年) 七月 六日 松平乗邑外二名幕府連署狀
- 二七四 (享保六年) 七月 七日 三宅康敬書狀
- 二七五 (享保六年) 七月十一日 松平乗邑書狀
- 二七六 (享保六年) 七月十一日 松平乗邑書狀
- 二七七 (享保六年) 七月十一日 安藤信友書狀
- 二七八 (享保六年) 七月十一日 島津久春外四名幕府連署証狀
- 二七九 (享保六年) 七月十三日 松平乗邑書狀
- 二八〇 (享保六年) 七月十三日 安藤信友書狀
- 二八一 (享保六年) 七月十三日 於鐵鑪鑪誕生
- 二八二 (享保六年) 七月十三日 藤之外三名連署消息
- 二八三 (享保六年) 七月廿八日 吉貴、徳川家重ノ婚儀ヲ賀ス
- 二八四 (享保六年) 七月廿八日 松平乗邑書狀
- 二八五 (享保六年) 七月廿八日 安藤信友書狀
- 二八六 (享保六年) 七月廿八日 山科外二名連署消息
- 二八七 (享保六年) 七月廿八日 山科外二名連署消息
- 二八八 (享保六年) 七月廿八日 松平乗邑書狀
- 二八九 (享保六年) 七月廿八日 安藤信友書狀
- 二九〇 (享保六年) 七月廿八日 山科外二名連署消息
- 二九一 (享保六年) 八月 三日 山科外二名連署消息
- 二九二 (享保六年) 八月 三日 松平乗邑外二名幕府連署狀
- 二九三 (享保六年) 八月 三日 安藤信友書狀

二九四(享保十六年) 八月十三日 島津繼豊願書
 二九五(享保十六年) 八月廿五日 酒井忠音書狀
 二九六(享保十六年) 八月廿五日 酒井忠音書狀
 二九七(享保十六年) 八月廿六日 酒井忠音書狀
 二九八(享保十六年) 八月廿七日 安藤信友書狀
 二九九(享保十六年) やしま外二名連署消息
 三〇〇(享保十六年) 九月 朔日 酒井忠音書狀
 三〇一(享保十六年) 九月 朔日 安藤信友書狀
 三〇二(享保十六年) 九月 朔日 酒井忠音書狀
 三〇三(享保十六年) 九月 朔日 安藤信友書狀
 三〇四(享保十六年) 九月 五日 松平乗邑・酒井忠音幕府連署狀
 三〇五(享保十六年) 九月 六日 松平輝貞書狀
 三〇六(享保十六年) 九月 六日 安藤信友書狀
 三〇七(享保十六年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
 三〇八(享保十六年) 九月 七日 安藤信友書狀
 三〇九(享保十六年) 九月十六日 松平輝貞書狀
 三一〇(享保十六年) 九月十六日 松平信祝書狀
 三一〇(享保十六年) 九月十八日 安藤信友書狀
 三一一(享保十六年) 九月廿一日 島津繼豊届書
 三一二(享保十六年) 九月廿一日 島津繼豊届書
 三一三 九月廿一日 島津繼豊届書
 三一四(享保十六年) 九月廿六日 島津繼豊書狀
 三一五(享保十六年) 九月廿六日 島津繼豊書狀
 三一六 (記事) 吉貴病ニ付キ參勤ノ事ヲ窺フ
 三一七(享保十六年) 九月廿八日 島津繼豊届書
 三一八(享保十六年) 九月廿八日 松平信祝書狀

三一九(享保十六年) 九月廿八日 安藤信友書狀
 三二〇(享保十六年) 九月廿八日 島津繼豊届書
 三二一(享保十六年) 十月廿五日 島津繼豊書狀
 三二二(享保十六年) 十月廿五日 島津繼豊書狀
 三二三(享保十六年) 十一月 二日 藤之外三名連署消息
 三二四(享保十六年) 十一月 二日 酒井忠音書狀
 三二五(享保十六年) 十一月 二日 安藤信友書狀
 三二六(享保十六年) 十一月 二日 酒井忠音書狀
 三二七(享保十六年) 十一月 二日 安藤信友書狀
 三二八(享保十六年) 十一月 十八日 酒井忠音書狀
 三二九(享保十六年) 十一月 十八日 安藤信友書狀
 三三〇(享保十六年) 山科外二名連署消息
 三三一(享保十六年) 十二月 二日 藤之外三名連署消息
 三三二(享保十六年) 十二月 六日 松平乗邑書狀
 三三三(享保十六年) 十二月 十一日 松平信祝書狀
 三三四(享保十六年) 十二月 十一日 安藤信友書狀
 三三五 (記事) 繼豊、徳川家重ノ婚儀ヲ賀ス
 三三六(享保十六年) 十二月 十六日 松平乗邑書狀
 三三七(享保十六年) 十二月 十六日 安藤信友書狀
 三三八(享保十六年) 十二月 十六日 松平乗邑書狀
 三三九(享保十六年) 十二月 十六日 安藤信友書狀
 三四〇(享保十六年) 十二月 十六日 平岡之品書狀
 三四一(享保十六年) 十二月 十八日 島津吉貴請書
 三四二(享保十六年) 十二月 廿一日 藤之外三名連署消息
 三四三(享保十六年) 十二月 廿一日 藤之外三名連署消息

三四四 (享保十六年)	十二月廿六日	安藤信友書狀	三六九 (享保七年)	二月十九日	酒井忠音書狀
三四五 (享保十六年)	十二月廿六日	松平信祝書狀	三七〇 (享保七年)	二月十九日	安藤信友書狀
三四六 (享保十六年)	十二月廿六日	松平信祝書狀	三七一	二月十九日	酒井忠音書狀
三四七 (享保十六年)	十二月廿六日	安藤信友書狀	三七二 (享保七年)	二月十九日	安藤信友書狀
三四八 (享保十六年)	十二月廿七日	徳川吉宗御内書	三七三 (享保七年)	二月廿六日	安藤信友書狀
三四九 (享保十六年)	十二月廿七日	安藤信友書狀	三七四 (享保七年)	二月廿六日	酒井忠音書狀
三五〇 (享保七年)	一月 二日	藤元外三名連署消息	三七五 (享保七年)	二月廿六日	酒井忠音書狀
三五二 (享保七年)	一月 七日	松平乗色書狀	三七六 (享保七年)	二月廿六日	安藤信友書狀
三五三 (享保七年)	一月 七日	安藤信友書狀	三七七 (享保七年)	二月廿六日	安藤信友書狀
三五四 (享保七年)	一月十一日	島津繼豊吉書	三七八 (享保七年)	二月廿八日	徳川宗直書狀
三五五 (享保七年)	一月十三日	徳川宗翰書狀	三七九 (享保七年)	二月廿八日	酒井忠音書狀
三五六 (享保七年)	一月十五日	松平乗色外二名 <small>幕府</small> 連署狀	三八〇 (享保七年)	三月 朔日	安藤信友書狀
三五七 (享保七年)	一月十五日	安藤信友書狀	三八一 (享保七年)	三月 朔日	酒井忠音書狀
三五八 (享保七年)	一月十五日	松平乗色外二名 <small>幕府</small> 連署狀	三八二 (享保七年)	三月 朔日	酒井忠音書狀
三五九 (享保七年)	一月十五日	安藤信友書狀	三八三 (享保七年)	三月 朔日	安藤信友書狀
三六〇 (享保七年)	一月	島津久貫申渡書	三八四 (享保七年)	三月 朔日	松平信祝書狀
三六一 (享保七年)	一月十六日	八嶋外二名連署消息	三八五 (享保七年)	三月 七日	安藤信友書狀
三六二 (享保七年)	一月十六日	八嶋外二名連署消息	三八六 (享保七年)	三月 七日	島津吉貴書狀
三六三 (享保七年)	一月十六日	島津吉貴書狀	三八七 (享保七年)		八嶋外二名連署消息
三六四 (享保七年)	一月廿一日	島津吉貴書狀	三八八 (享保七年)		八嶋外二名連署消息
三六五 (享保七年)	二月 朔日	島津吉貴書狀	三八九 (享保七年)	三月十六日	島津繼豊疏
三六六	(記事)	継豊參勤ス	三九〇 (享保七年)	三月十八日	松平乗色書狀
三六七 (享保七年)	二月 六日	酒井忠音書狀	三九一 (享保七年)	三月十八日	松平信祝書狀
三六八 (享保七年)	二月 六日	安藤信友書狀	三九二 (享保七年)	三月十八日	松平信祝書狀
			三九三 (享保七年)	三月廿二日	松平信祝書狀

三九四(享保七年) 三月廿二日 安藤信友書狀
 三九五(享保七年) 三月廿三日 松平信祝書狀
 三九六(享保七年) 三月廿三日 安藤信友書狀
 三九七 享保七年 三月廿八日 比志島範房申渡書
 三九八(享保七年) 三月廿九日 松平信祝書狀
 三九九(享保七年) 四月 朔日 松平信祝書狀
 四〇〇(享保七年) 四月 朔日 安藤信友書狀
 四〇一(享保七年) 四月 二日 松平乘邑書狀
 四〇二(享保七年) 四月十二日 松平乘邑書狀
 四〇三(享保七年) 四月十四日 松平乘邑外二名幕府連署狀
 四〇四 登城令書
 四〇五(享保七年) 四月廿五日 松平乘邑書狀
 四〇六(享保七年) 四月廿八日 安藤信友書狀
 四〇七(享保七年) 五月 三日 山科外二名連署消息
 四〇八(享保七年) 五月 三日 徳川吉宗御内書
 四〇九(享保七年) 五月 七日 酒井忠音書狀
 四一〇(享保七年) 五月 七日 安藤信友書狀
 四一一(享保七年) 五月 九日 酒井忠音書狀
 四一二(享保七年) 五月十一日 酒井忠音書狀
 四一三(享保七年) 五月十一日 安藤信友書狀
 四一四(享保七年) 五月廿二日 安藤信友書狀
 四一五 (記事) 島津久峯誕生
 四一六(享保七年) 閏五月 二日 藤之外三名連署消息
 四一七(享保七年) 閏五月 七日 松平信祝書狀
 四一八(享保七年) 閏五月 七日 安藤信友書狀

四一九(享保七年) 四月廿一日 安藤信友書狀
 四二〇(享保七年) 閏五月廿一日 藤之外三名連署消息
 四二一(享保七年) 六月 朔日 山科外二名連署消息
 四二二(享保七年) 六月 朔日 松平信祝書狀
 四二三(享保七年) 六月 二日 松平乘邑書狀
 四二四(享保七年) 六月 二日 松平乘邑書狀
 四二五(享保七年) 六月十二日 松平乘邑書狀
 四二六(享保七年) 六月十六日 藤之外三名連署消息
 四二七(享保七年) 六月十九日 松平乘邑書狀
 四二八(享保七年) 六月廿四日 松平乘邑書狀
 四二九(享保七年) 七月 六日 酒井忠音書狀
 四三〇(享保七年) 七月廿一日 榑山久初達書
 四三一(享保七年) 八月 榑山久初申渡書
 四三二 十一月 島津久蒙申渡書
 四三三 八月 榑山久初副書
 四三四(享保七年) 八月 磯御山内堂社書上
 四三五(享保七年) 八月 二日 島津繼豊書狀
 四三六 (記事) 吉貴剃髮シ上総入道ヲ称ス
 四三七(享保七年) 八月 七日 島津繼豊願書
 四三八(享保七年) 山科外二名連署消息
 四三九(享保七年) 八嶋外二名連署消息
 四四〇(享保七年) 八月十六日 藤之外三名連署消息
 四四一(享保七年) 八月十八日 松平信祝書狀
 四四二 享保七年 八月廿八日 松平乘邑外二名幕府連署奉書
 四四三(享保七年) 九月 七日 徳川吉宗御内書

四四四 (享保七年) 九月 七日 黒田直邦書状
 四四五 (享保七年) 九月十五日 藤之外三名連署消息
 四四六 (享保七年) 十月十二日 酒井忠音書状
 四四七 (享保七年) 十月十二日 黒田直邦書状
 四四八 (享保七年) 八嶋外二名連署消息
 四四九 (記事) 法皇崩御、吉貴香奠ヲ献ス
 四五〇 (享保七年) 十月十八日 酒井忠音書状
 四五一 (享保七年) 十月十八日 黒田直邦書状
 四五二 (享保七年) 山科外二名連署消息
 四五三 (享保七年) 十月廿日 酒井忠音書状
 四五四 (享保七年) 幕府達書
 四五五 (享保七年) 幕府達書
 四五六 (享保七年) 五月 伊集院久矩申渡書
 四五七 (享保七年) 十二月 六日 松平乗色書状
 四五八 (享保七年) 十二月 六日 黒田直邦書状
 四五九 (享保七年) 十二月 六日 松平乗色書状
 四六〇 (享保七年) 十二月 六日 黒田直邦書状
 四六一 (享保七年) 十二月十六日 藤之外三名連署消息
 四六二 (享保七年) 十二月十六日 藤之外二名連署消息
 四六三 (享保七年) 十二月十六日 藤之外二名連署消息
 四六四 (享保七年) 十二月十八日 松平乗色書状
 四六五 (享保七年) 十二月廿二日 松平乗色書状
 四六六 (享保七年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
 四六七 (享保七年) 十二月廿七日 黒田直邦書状
 四六八 (享保七年) 一月 七日 酒井忠音書状

四六九 (享保六年) 一月 七日 黒田直邦書状
 四七〇 (享保六年) 一月十一日 松平乗色外二名幕府連署状
 四七一 (享保六年) 一月十一日 黒田直邦書状
 四七二 (享保六年) 一月十一日 島津繼豊吉書
 四七三 (享保六年) 一月廿一日 酒井忠音書状
 四七四 (享保六年) 八嶋外二名連署消息
 四七五 (享保六年) 山科外二名連署消息
 四七六 (享保六年) 八嶋外二名連署消息
 四七七 (享保六年) 八しま外二名連署消息
 四七八 (享保六年) 山科外二名連署消息
 四七九 (享保六年) 山科外二名連署消息
 四八〇 (享保六年) 山科外二名連署消息
 四八一 (享保六年) 一月廿一日 藤之外三名連署消息
 四八二 (享保六年) 一月廿一日 藤之外三名連署消息
 四八三 (享保六年) 二月 三日 藤之外三名連署消息
 四八四 (享保六年) 二月 三日 島津久春外四名家老連署証状
 四八五 (享保六年) 二月 廿日 松平信祝書状
 四八六 (享保六年) 三月 五日 近衛家久書状
 四八七 (享保六年) 三月十四日 松平乗色外二名幕府連署状
 四八八 (享保六年) 三月十六日 藤之外三名連署消息
 四八九 (享保六年) 三月十八日 松平乗色書状
 四九〇 (享保六年) 八嶋外二名連署消息
 四九一 八嶋外二名連署消息
 四九二 (享保六年) や嶋外二名連署消息
 四九三 (享保六年) 四月 二日 藤之外三名連署消息

四九四 (享保六年)

四月 三日 酒井忠音書状

四九五

(記事) 継豊、將軍父子二掃圀ヲ謝ス

四九六 (享保六年)

四月十六日 つほね外二名連署消息

四九七 (享保六年)

八嶋外二名連署消息

四九八 (享保六年)

山科外二名連署消息

四九九 (享保六年)

山科外二名連署消息

五〇〇

(記事) 菊姫撫誕生

五〇一 (享保六年)

五月 二日 藤之外三名連署消息

五〇二 (享保六年)

山科外二名連署消息

五〇三 (享保六年)

五月十一日 徳川吉宗御内書

五〇四 (享保六年)

五月十一日 黒田直邦書状
(記事) 吉貴、竹姫女子慶誕ヲ以テ將軍父子ニ献品ス

五〇五

松平乗色外二名幕府連署状

五〇六 (享保六年)

五月十三日 黒田直邦書状

五〇七 (享保六年)

五月十三日 山科外二名連署消息

五〇八 (享保六年)

六月 三日 酒井忠音書状

五〇九 (享保六年)

六月 三日 黒田直邦書状

五一〇 (享保六年)

やしま外二名連署消息

五一一 (享保六年)

六月十二日 松平乗色書状

五一二 (享保六年)

六月十二日 黒田直邦書状

五一三 (享保六年)

六月十二日 松平乗色書状

五一四 (享保六年)

六月十二日 黒田直邦書状

五一五 (享保六年)

山科外二名連署消息

五一六 (享保六年)

やしま外二名連署消息

五一七 (享保六年)

八嶋外二名連署消息

五一八 (享保六年)

六月十八日 山科外二名連署消息

五一九 (享保六年)

六月十八日 藤之外三名連署消息

五二〇 (享保六年)

吉貴、竹姫安産ノ賀ヲ將軍父子ニ謝ス

五二一

(記事) 二謝ス

五二二 (享保六年)

六月廿八日 松平乗色書状

五二三 (享保六年)

六月廿八日 黒田直邦書状

五二四 (享保六年)

六月廿八日 島津久敷・頼廷久周寺社奉行連署副状

五二五 (享保六年)

やしま外二名連署消息

五二六 (享保六年)

山科外二名連署消息

五二七 (享保六年)

七月 六日 松平乗色外二名幕府連署状

五二八 (享保六年)

七月 六日 黒田直邦書状

五二九 (享保六年)

七月十九日 松平信祝書状

五三〇 (享保六年)

七月十九日 黒田直邦書状

五三一 (享保六年)

七月廿二日 松平信祝書状

五三二 (享保六年)

七月廿二日 黒田直邦書状

五三三 (享保六年)

やしま外二名連署消息

五三四 (享保六年)

山科外二名連署消息

五三五 (享保六年)

山科外二名連署消息

五三六 (享保六年)

山科外二名連署消息

五三七 (享保六年)

山科外二名連署消息

五三八 (享保六年)

山科外二名連署消息

五三九 (享保六年)

八月 三日 松平乗色外二名幕府連署状

五四〇 (享保六年)

八月 三日 黒田直邦書状

五四一 (享保六年)

八月 六日 松平信祝書状

五四二 (享保六年) 八月 六日 黒田直邦書状
 五四三 (享保六年) 八月 七日 松平信祝書状
 五四四 (享保六年) 八月 七日 黒田直邦書状
 五四五 (享保六年) 八月十三日 松平信祝書状
 五四六 (享保六年) 八月十三日 黒田直邦書状
 五四七 九月 朔日 松平輝貞書状
 五四八 (享保六年) 九月 三日 松平乗邑外二名_{幕府}連署状
 五四九 (享保六年) 九月 三日 黒田直邦書状
 五五〇 (享保六年) 九月 三日 松平乗邑外二名_{幕府}連署状
 五五一 (享保六年) 九月 三日 黒田直邦書状
 五五二 享保六年 九月 三日 島津久貫外三名_{幕府}連署証状
 五五三 (享保六年) 九月 四日 松平輝貞書状
 五五四 (享保六年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
 五五五 (享保六年) 九月 七日 黒田直邦書状
 五五六 (享保六年) やしま外二名連署消息
 五五七 (享保六年) 九月廿五日 藤之外二名連署消息
 五五八 (享保六年) 九月廿八日 島津継豊書状
 五五九 (享保六年) 十一月 三日 藤之外二名連署消息
 五六〇 (享保六年) 十一月 三日 山科外二名連署消息
 五六一 (享保六年) 十一月 五日 松平信祝書状
 五六二 (享保六年) 十一月 五日 黒田直邦書状
 五六三 (享保六年) 十一月 七日 松平信祝書状
 五六四 (享保六年) 十一月 七日 黒田直邦書状
 五六五 (享保六年) 十一月廿二日 松平信祝書状
 五六六 (享保六年) 十一月廿二日 黒田直邦書状

五六七 (享保六年) 十一月廿二日 松平信祝書状
 五六八 (享保六年) 十一月廿二日 黒田直邦書状
 五六九 (享保六年) 十一月廿九日 黒田直邦書状
 五七〇 (享保六年) やしま外二名連署消息
 五七一 (享保六年) 山科外二名連署消息
 五七二 (享保六年) 十二月 二日 徳川宗直書状
 五七三 (享保六年) 十二月十二日 松平乗邑書状
 五七四 (享保六年) 十二月十二日 黒田直邦書状
 五七五 (享保六年) 十二月十六日 藤之外二名連署消息
 五七六 (享保六年) 十二月十八日 松平乗邑書状
 五七七 (享保六年) 十二月十八日 黒田直邦書状
 五七八 (享保六年) 十二月十八日 松平乗邑書状
 五七九 (享保六年) 十二月十八日 黒田直邦書状
 五八〇 (享保六年) 山科外二名連署消息
 五八一 (享保六年) 十二月廿一日 松平乗邑書状
 五八二 (享保六年) 十二月廿一日 松平乗邑書状
 五八三 (享保六年) 十二月廿四日 松平乗邑外二名_{幕府}連署状
 五八四 (享保六年) 十二月廿四日 幕府老中宿継証文
 五八五 (享保六年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
 五八六 (享保六年) 十二月廿七日 黒田直邦書状
 五八七 (享保六年) 十二月廿七日 藤之外二名連署消息
 五八八 享保六年 十二月 高持成願格式定
 五八九 (享保六年) 一月 七日 酒井忠音書状
 五九〇 (享保六年) 一月 七日 黒田直邦書状
 五九一 享保六年 一月十一日 島津継豊吉書

- 五九二 (享保十九年) 一月十五日 松平乗色外二名幕府連署状
- 五九三 (享保十九年) 一月十五日 黒田直邦書状
- 五九四 (享保十九年) 一月十五日 酒井忠音書状
- 五九五 (享保十九年) 一月十五日 黒田直邦書状
- 五九六 (享保十九年) 一月十五日 松平乗色外二名幕府連署状
- 五九七 (享保十九年) 一月十五日 黒田直邦書状
- 五九八 (享保十九年) 一月十五日 酒井忠音書状
- 五九九 (享保十九年) 一月十五日 黒田直邦書状
- 六〇〇 (記事) 継豊御鷹ノ鶴拝領、礼使ヲ派ス
- 六〇一 (享保十九年) 一月廿七日 額姪久周申渡書
- 六〇二 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六〇三 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六〇四 (享保十九年) や嶋外二名連署消息
- 六〇五 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六〇六 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六〇七 (享保十九年) 八嶋外二名連署消息
- 六〇八 (享保十九年) 八嶋外二名連署消息
- 六〇九 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六一〇 (享保十九年) 藤之外二名連署消息
- 六一一 (享保十九年) 二月 四日 松平信祝書状
- 六一二 (享保十九年) 二月 四日 黒田直邦書状
- 六一三 (記事) 継豊参勤ス
- 六一四 (享保十九年) 二月 六日 松平信祝書状
- 六一五 (享保十九年) 二月 六日 黒田直邦書状
- 六一六 (享保十九年) 二月廿三日 松平信祝書状
- 六一七 (享保十九年) 二月廿三日 黒田直邦書状
- 六一八 (享保十九年) 二月廿八日 松平信祝書状
- 六一九 (享保十九年) 二月廿八日 黒田直邦書状
- 六二〇 (享保十九年) 八嶋外二名連署消息
- 六二一 (享保十九年) 八嶋外二名連署消息
- 六二二 (享保十九年) 三月十三日 松平乗色書状
- 六二三 (享保十九年) 三月十六日 松平乗色書状
- 六二四 (享保十九年) 三月廿一日 松平乗色書状
- 六二五 (享保十九年) 三月 高持成願格式定
- 六二六 (享保十九年) 四月 朔日 松平乗色外二名幕府連署状
- 六二七 (享保十九年) 四月 朔日 松平輝貞書状
- 六二八 (享保十九年) 四月 朔日 黒田直邦書状
- 六二九 (享保十九年) 四月 四日 島津久貫外二名幕府連署知行目錄
- 六三〇 (享保十九年) 四月十一日 酒井忠音書状
- 六三一 四月十四日 松平乗色外二名幕府連署状
- 六三二 登城令書
- 六三三 (享保十九年) 四月十六日 藤之外二名連署消息
- 六三四 (享保十九年) 四月十七日 藤之外二名連署消息
- 六三五 (享保十九年) 四月廿五日 酒井忠音書状
- 六三六 (享保十九年) 四月廿五日 黒田直邦書状
- 六三七 (享保十九年) 四月廿六日 幕府指図書
- 六三八 (享保十九年) 五月 二日 徳川吉宗御内書
- 六三九 (享保十九年) 五月 二日 黒田直邦書状
- 六四〇 (記事) 継豊、竹姫ノ安産ヲ賀シ宴ヲ設ク

- 六四一 (享保十九年) 五月十一日 松平信祝書状
- 六四二 (享保十九年) 五月十一日 黒田直邦書状
- 六四三 (享保十九年) 五月十六日 藤え外二名連署消息
- 六四四 (享保十九年) 六月 二日 藤え外二名連署消息
- 六四五 (享保十九年) 六月 二日 吉貴参府伺ヲ三年置ニスルノ台
(記事)
- 六四六 許ヲ蒙ル
- (の二) (享保十七年) 八月 島津吉貴参府伺一件
- (の二) (享保六年) 七月 伊集院久矩・平岡之品老家連署書
- (の三) (享保六年) 七月廿五日 島津繼豊伺書
- (の四) (享保六年) 七月廿八日 伊集院久矩・平岡之品老家連署書
- (の五) (享保六年) 八月廿六日 島津久春・島津久蒙老家連署書状
- (の六) (享保六年) 八月廿四日 酒井忠音書状
- (の七) (享保六年) 九月廿一日 島津繼豊書状
- (の八) (享保六年) 九月廿一日 伊集院久矩・平岡之品老家連署書
- (の九) (享保六年) 十月十一日 島津久春・島津久蒙老家連署書状
- (の三) (享保九年) 一月 平岡之品・伊集院久矩老家連署書
- (の二) (享保九年) 四月 七日 伊集院久矩・平岡之品老家連署書
- (の三) 在府家老覚書
- (の三) (享保十九年) 四月 九日 島津繼豊願書
- (の四) (享保十九年) 四月 十日 伊集院久矩・平岡之品老家連署書
- (の二) (享保十九年) 四月十一日 島津久蒙外二名老家連署書状
- (の七) (享保十九年) 五月 六日 比志島範房返書
- (の八) (享保十九年) 六月 二日 伊集院久矩・平岡之品老家連署書
- (の二) (享保十九年) 五月 六日 島津吉貴書状
- (の三) (享保十九年) 五月 六日 島津吉貴書状
- (の三) (享保十九年) 六月 三日 松平乗邑書状
- (の三) (享保十九年) 六月 三日 黒田直邦書状
- (の三) (享保十九年) 六月十一日 伊集院久矩・平岡之品老家連署書
- (の二) (享保十九年) 七月 五日 比志島範房返書
- (の四) (享保十九年) 六月 三日 松平乗邑書状
- 六四八 (享保十九年) 六月 三日 黒田直邦書状
- 六四九 (享保十九年) 六月 三日 八嶋外二名連署消息
- 六五〇 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六五一 (享保十九年) や嶋外二名連署消息
- 六五二 (記事) 於就熱誕生
- 六五三 (享保十九年) 六月廿三日 松平乗邑書状
- 六五四 (享保十九年) 六月廿三日 黒田直邦書状
- 六五五 (享保十九年) 六月廿三日 松平乗邑書状
- 六五六 (享保十九年) 六月廿三日 松平乗邑書状

- 六五七 (享保十九年) 六月廿三日 黒田直邦書状
- 六五八 (享保十九年) 六月廿四日 松平乗邑書状
- 六五九 享保十九年 六月廿五日 島津久春外三名老連署申渡書
- 六六〇 (享保十九年) 八嶋・豊岡連署消息
- 六六一 (享保十九年) 八嶋・豊岡連署消息
- 六六二 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六六三 (享保十九年) 七月 六日 やしま外二名連署消息
- 六六四 (享保十九年) 七月 六日 松平信祝書状
- 六六五 (享保十九年) 七月 六日 黒田直邦書状
- 六六六 (享保十九年) 八月 二日 藤元外二名連署消息
- 六六七 (享保十九年) 八月 九日 松平乗邑書状
- 六六八 (享保十九年) 八月 九日 酒井忠音書状
- 六六九 享保十九年 八月 九日 松平乗邑外三名幕府連署奉書
- 六七〇 (享保十九年) 八月十一日 松平信祝書状
- 六七一 (享保十九年) 八月十一日 黒田直邦書状
- 六七二 八月 二日 島津繼豊書状
- 六七三 (享保十九年) 九月 二日 島津繼豊書状
- 六七四 (享保十九年) 九月 二日 島津繼豊書状
- 六七五 (享保十九年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
- 六七六 (享保十九年) 九月 七日 黒田直邦書状
- 六七七 (記事) 島津忠紀誕生、記事
- 六七八 (記事) 島津忠紀誕生
- 六七九 (享保十九年) 山科外二名連署消息
- 六八〇 (享保十九年) 八嶋外二名連署消息
- 六八一 (享保十九年) 十月 二日 藤元外三名連署消息
- 六八二 (享保十九年) 十月 廿日 酒井忠音書状
- 六八三 (享保十九年) 十二月 廿一日 松平信祝書状
- 六八四 (享保十九年) 十二月 廿一日 黒田直邦書状
- 六八五 (享保十九年) 十二月 廿三日 松平信祝書状
- 六八六 (享保十九年) 十二月 廿三日 黒田直邦書状
- 六八七 (享保十九年) 十二月 廿五日 松平信祝書状
- 六八八 (享保十九年) 十二月 廿五日 松平信祝書状
- 六八九 (享保十九年) 十二月 廿五日 黒田直邦書状
- 六九〇 (享保十九年) 十二月 廿七日 徳川吉宗御内書
- 六九一 (享保十九年) 一月 七日 本多忠良書状
- 六九二 (享保十九年) 一月 七日 黒田直邦書状
- 六九三 (記事) 福昌寺焼失
- 六九四 享保十九年 一月十一日 島津繼豊吉書
- 六九五 (記事) 繼豊御鷹ノ鶴拜領
- 六九六 (享保十九年) 一月十一日 松平乗邑外三名幕府連署状
- 六九七 (享保十九年) 一月十一日 黒田直邦書状
- 六九八 (記事) 繼豊、竹姫・宗信登宮ノコトヲ謝ス
- 六九九 (記事) 益之助宗初メテ將軍ニ謁ス
- 七〇〇 (享保十九年) 二月十二日 登城令書
- 七〇一 (享保十九年) 益之助宗御目見次第
- 七〇二 益之助・菊姫御目見次第
- 七〇三 (享保十九年) 島津繼豊献賜品物書上
- 七〇四 (享保十九年) 二月 廿日 松平信祝書状
- 七〇五 (記事) 繼豊家臣式合ニ上ルコトヲ許サ

ル

(記事)

吉貴室懐劍ヲ忠紀ニ与フ

七〇六 (享保三年) 三月十四日 松平乗邑外三名幕府連署状

七二八 (享保三年) 五月二日 德川吉宗御内書

七〇七 (享保三年) 三月廿七日 松平乗邑外三名幕府連署状

七二九 (享保三年) 五月二日 本多忠良書状

七〇八 (享保三年) 閏三月二日 松平信祝書状

七三〇 (享保三年) 五月二日 本多忠良書状

七〇九 (享保三年) 閏三月二日 松平信祝書状

七三一 (享保三年) 五月五日 酒井忠音書状

七一〇 (享保三年) 閏三月十六日 近衛家久書状

七三二 (享保三年) 五月五日 本多忠良書状

七一 吉貴、益之助等ノ御目見ヲ謝ス

七三三 (享保三年) 五月十五日 酒井忠音書状

七一二 (享保三年) 閏三月廿五日 松平信祝書状

七三四 (享保三年) 五月十五日 本多忠良書状

七一三 (享保三年) 閏三月廿五日 本多忠良書状

七三五 (享保三年) 五月十六日 藤之外二名連署消息

七一四 (享保三年) うらを外二名連署消息

七三六 (享保三年) 五月廿六日 宮之原通興留守願書

七一五 (享保三年) 藤之外二名連署消息

七三七 (享保三年) 六月朔日 松平信祝書状

七一六 (享保三年) 桜井・秀小路連署消息

七三八 (享保三年) 六月朔日 松平乘賢書状

七一七 (享保三年) 幕府諸藩ニ生産物目錄ヲ提出セシム

七三九 (享保三年) 六月五日 本多忠良書状

七一九 (享保三年) 四月十六日 榊山久初外二名在府連署書状

七四〇 (享保三年) 六月五日 松平乘賢書状

七二〇 相良長主覚書

七四一 (享保三年) 六月五日 本多忠良書状

七二一 (享保三年) 三月 幕府大御目付廻状

七四二 (享保三年) 六月五日 松平乘賢書状

七二二 諸国産物・俗名書上仕様書

七四三 (享保三年) 六月五日 榊井・秀小路連署消息

七二三 継豊掃因シ礼使ヲ派ス

七四四 (享保三年) 六月五日 榊井・秀小路連署消息

七二四 献上目錄

七四五 (享保三年) 六月十六日 藤之外二名連署消息

七二五 (享保三年) 四月十七日 中山王尚敬書状

七四六 (享保三年) 六月十六日 吉貴、継豊卜大磯館ニ謁ス

七二六 享保三年 四月 伊集院久矩・平岡之品名家連署申渡書

七四七 (享保三年) 六月廿八日 本多忠良書状

七二七 (記事) 島津忠紀、吉貴ヨリ諸品拝領忠紀、継豊ニ賜ス

七四八 (享保三年) 七月三日 松平乗邑書状

七二八 (記事) 渡書

七四九 (享保三年) 七月三日 松平乘賢書状

七二九 (記事) 渡書

七五〇 (享保三年) 七月三日 松平乘賢書状

七三〇 (記事) 渡書

七五一 (享保三年) 七月六日 松平乗邑書状

七三一 (記事) 渡書

七五二 (享保三年) 七月六日 松平乘賢書状

- 七五三 (享保三年) 七月 六日 松平乗邑外二名幕府連署状
- 七五四 (享保三年) 七月 六日 松平乘賢書状
- 七五五 (享保三年) 八月 朔日 松平輝貞書状
- 七五六 (享保三年) 八月 二日 松平乘賢書状
- 七五七 (享保三年) 八月 二日 藤之外二名連署消息
- 七五八 (享保三年) 八月 三日 松平乗邑外二名幕府連署状
- 七五九 (享保三年) 八月 三日 松平信祝書状
- 七六〇 (享保三年) 八月 三日 松平信祝書状
- 七六一 (享保三年) 八月 四日 松平乗邑外二名幕府連署状
- 七六二 (享保三年) 八月 四日 松平乘賢書状
- 七六三 (享保三年) 八月 九日 徳川宗翰書状
- 七六四 (享保三年) 八月十九日 さくらい・秀小路連署消息
- 七六五 (享保三年) 八月十九日 松平信祝書状
- 七六六 (享保三年) 八月十九日 松平信祝書状
- 七六七 (享保三年) 八月廿七日 松平信祝書状
- 七六八 (享保三年) 八月廿七日 松平乘賢書状
- 七六九 享保三年 九月 高持成願格式定
- 七七〇 (享保三年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
- 七七二 (享保三年) 九月 七日 松平乘賢書状
- 七七三 (記事) 繼豊、利根姫吉宗ノ成婚ヲ賀ス
- 七七四 (記事) 繼豊、一位君ニ森姫一位様孫女ノ成婚ヲ賀ス
- 七七五 島津繼豊献上蚊帳注文
- 七七六 (享保三年) 九月廿八日 松平信祝書状
- 七七七 (享保三年) 九月廿八日 島津繼豊書状
- 七七八 (享保三年) 九月廿八日 島津繼豊書状
- 七七九 (記事) 福昌寺焼亡、修復後神影ヲ遷ス
- 七八〇 福昌寺神主遷座行列
- 七八一 福昌寺六靈神主遷座行列
- 七八二 福昌寺神主遷座行列
- 七八三 (記事) 田町邸頼焼
芝邸モ亦火災ニ備フル所アリ
- 七八四 (享保三年) 十月 宮之原通興届書
届書例書
- 七八五 (享保五年) 十一月 江戸家老座覚書
- 七八六 松平信祝書状
- 七八七 (享保三年) 十一月 二日 松平乘賢書状
- 七八八 (享保三年) 十一月 二日 松平乗邑外二名幕府連署奉書
- 七八九 (享保三年) 十一月 六日 松平輝貞書状
- 七九〇 (享保三年) 十一月 六日 松平乘賢書状
- 七九一 (享保三年) 十一月 六日 繼豊、桜町天皇ノ即位ヲ賀ス
- 七九二 (記事) 繼豊、桜町天皇ノ即位ヲ賀ス
- 七九三 (享保三年) 十一月十五日 松平乗邑書状
- 七九四 (享保三年) 十一月十五日 松平乘賢書状
- 七九五 (記事) 菊姫ノ髪置ヲ賀シ献賜品アリ
- 七九六 (享保三年) 十一月廿六日 島津久貫・樺山久初老連署書状
- 七九七 (享保三年) 十一月十八日 松平信祝書状
- 七九八 (享保三年) 十一月十八日 松平乘賢書状
- 七九九 (享保三年) 十一月十八日 浦尾外二名連署消息
- 八〇〇 (享保三年) 十一月廿一日 藤之外二名連署消息
- 八〇一 (享保三年) 十一月廿九日 松平信祝書状

八〇二(享保三年)十一月廿九日 松平信祝書狀
 八〇三(享保三年)十二月二日 本多忠良書狀
 八〇四(享保三年)十二月二日 松平乘賢書狀
 八〇五(享保三年)十二月二日 本多忠良書狀
 八〇六(享保三年)十二月二日 松平乘賢書狀
 八〇七(享保三年)十二月二日 藤元外二名連署消息
 八〇八(享保三年)十二月十二日 本多忠良書狀
 八〇九(享保三年)十二月十二日 松平乘賢書狀
 八一〇(享保三年)十二月十二日 本多忠良書狀
 八一(享保三年)十二月十二日 松平乘賢書狀
 八二(享保三年)十二月十六日 本多忠良書狀
 八三(享保三年)十二月十六日 松平乘賢書狀
 八四(享保三年)十二月十九日 本多忠良書狀
 八五(享保三年)十二月十九日 松平乘賢書狀
 八六(享保三年)十二月十九日 本多忠良書狀
 八七(享保三年)十二月十九日 松平乘賢書狀
 八八(享保三年) うえ松外二名連署消息
 八九(享保三年) 植松外二名連署消息
 八二〇(享保三年)十二月廿二日 本多忠良書狀
 八二一 (記事) 繼豐徵志
 八二二(享保三年)十二月廿二日 本多忠良書狀
 八二三(享保三年)十二月廿七日 徳川吉宗御内書
 八二四(享保三年)十二月廿七日 松平乘賢書狀
 八二五(享保三年)一月七日 松平乘邑書狀
 八二六(享保三年)一月七日 松平乘賢書狀

八二七(享保三年)一月吉日 島津益之助吉書
 八二八(享保三年)一月十一日 松平乘邑外二名幕府連署狀
 八二九(享保三年)一月十一日 松平乘賢書狀
 八三〇(享保三年)一月十一日 松平乘邑外二名幕府連署狀
 八三一(享保三年)一月十一日 松平乘賢書狀
 八三二(享保三年)一月廿三日 松平乘邑書狀
 八三三(享保三年)一月廿三日 松平乘賢書狀
 八三四(享保三年)一月廿五日 松平乘邑書狀
 八三五(享保三年)一月廿五日 松平乘賢書狀
 八三六(享保三年)一月廿五日 松平乘邑書狀
 八三七(享保三年)一月廿五日 松平乘賢書狀
 八三八(享保三年) 浦尾外二名連署消息
 八三九(享保三年) 浦尾外二名連署消息
 八四〇(享保三年) 浦尾外二名連署消息
 八四一(享保三年) うえ松外二名連署消息
 八四二 (記事) 吉貴、桜町帝即位ヲ賀シ使翰ヲ呈ス
 八四三 (記事) 繼豊病ヲ強テ參勤ノ途ニツク
 八四四(享保三年)二月六日 松平信祝書狀
 八四五(享保三年)二月六日 松平乘賢書狀
 八四六(享保三年)二月十五日 松平信祝書狀
 八四七(享保三年)二月十五日 松平乘賢書狀
 八四八(享保三年) うえ松外二名連署消息
 八四九(享保三年) 植松外二名連署消息
 八五〇(享保三年)二月十五日 松平信祝書狀

- 八五一 (享保三年) 二月十五日 松平乘賢書狀
- 八五二 (享保三年) 浦尾外二名連署消息
- 八五三 (享保三年) うら尾外二名連署消息
- 八五四 (享保三年) 二月廿六日 松平信祝書狀
- 八五五 (享保三年) 二月廿六日 松平乘賢書狀
- 八五六 (享保三年) 二月廿六日 松平信祝書狀
- 八五七 (享保三年) 二月廿六日 松平乘賢書狀
- 八五八 (記事) 島津久亮誕生
- 八五九 (享保三年) 植まつ外二名連署消息
- 八六〇 (享保三年) うら尾外二名連署消息
- 八六一 (享保三年) うへ松外二名連署消息
- 八六二 (享保三年) うえ松外二名連署消息
- 八六三 (享保三年) 植まつ外二名連署消息
- 八六四 (享保三年) うへ松外二名連署消息
- 八六五 (享保三年) 三月 朔日 松平信祝書狀
- 八六六 (享保三年) 三月 朔日 松平乘賢書狀
- 八六七 (享保三年) 三月十一日 本多忠良書狀
- 八六八 (享保三年) 三月十八日 本多忠良書狀
- 八六九 (記事) 益之助宗元服
- 八七〇 (享保三年) 一月 四日 川上久備外二名配録奉行連署覺書
- 八七一 (享保三年) 二月 穎娃久周申渡書
- 八七二 二月廿二日 穎娃久周口上覺
- 八七三 (享保三年) 二月廿三日 穎娃久周口上覺
- 八七四 (享保三年) 三月 四日 樺山久初・穎娃久周家老連署書狀
- 八七五 享保三年 三月 吉日 島津宗信名字考
- 八七六 (記事) 宗元元服
- 八七七 (享保三年) 益之助宗元中刺・元服規式次第
- 八七八 太刀拵書并祝物目錄
- 八七九 (享保三年) 三月廿二日 樺山久初・穎娃久周家老連署書狀
- 八八〇 (享保三年) 三月廿二日 本多忠良書狀
- 八八一 三月廿七日 樺山久初・穎娃久周家老連署書狀
- 八八二 (享保三年) 三月廿八日 島津繼豊書狀
- 八八三 (享保三年) 三月廿八日 島津繼豊書狀
- 八八四 (享保三年) 四月 朔日 本多忠良書狀
- 八八五 (享保三年) 四月 六日 樺山久初・穎娃久周家老連署書狀
- 八八六 (享保三年) 四月 六日 松平乘色書狀
- 八八七 (享保三年) 四月 六日 松平乘賢書狀
- 八八八 (記事) 島津定勝誕生
- 八八九 (享保三年) 四月十五日 島津繼豊屈書
- 八九〇 (享保三年) 四月十八日 中山王尚敬書狀
- 八九一 享保三年 四月 高持成願格式定
- 八九二 (記事) 繼豊奮動元文改元
- 八九三 (元文元年) 浦尾外二名連署消息
- 八九四 (元文元年) 浦尾外二名連署消息
- 八九五 (元文元年) うへ松外二名連署消息
- 八九六 (元文元年) うへ松外二名連署消息
- 八九七 (享保三年) 五月 二日 徳川吉宗御内書
- 八九八 (享保三年) 五月 二日 松平乘賢書狀
- 八九九 (記事) 元文改元
- 九〇〇 (記事) 繼豊病ニヨリ使ヲシテ礼物ヲ獻

ゼシム

- 九〇一 (元文元年) 五月 七日 島津繼豊伺書
- 九〇二 (元文元年) 五月 島津繼豊伺書
- 九〇三 (元文元年) 五月十八日 島津久春外二名家^老連署書狀
- 九〇四 (元文元年) 五月十八日 松平信祝書狀
- 九〇五 (元文元年) 五月十八日 松平乘賢書狀
- 九〇六 (元文元年) 植松外二名連署消息
- 九〇七 (元文元年) 藤之外二名連署消息
- 九〇八 (元文元年) 六月十一日 本多忠良書狀
- 九〇九 (元文元年) 六月十一日 松平乘賢書狀
- 九一〇 (元文元年) 六月十八日 松平乘賢書狀
- 九一一 (元文元年) 六月十八日 本多忠良書狀
- 九一二 (元文元年) 六月十八日 本多忠良書狀
- 九一三 (元文元年) 六月十八日 松平乘賢書狀
- 九一四 (元文元年) 六月廿四日 松平乘邑書狀
- 九一五 (元文元年) うえ松外二名連署消息
- 九一六 (元文元年) 七月 六日 松平乘邑書狀
- 九一七 (元文元年) 七月 六日 松平乘賢書狀
- 九一八 (元文元年) 七月十一日 松平乘邑書狀
- 九一九 (元文元年) (記事) 吉宗、繼豊ノ病ヲ問ハシム
- 九二〇 (元文元年) 七月十七日 島津久春外二名家^老連署書狀
- 九二一 (元文元年) 七月十五日 松平乘邑書狀
- 九二二 (元文元年) 七月十五日 松平乘賢書狀
- 九二三 (元文元年) 浦尾外二名連署消息
- 九二四 (元文元年) 浦尾外二名連署消息
- 九二五 (元文元年) うへ松外二名連署消息
- 九二六 (元文元年) 浦尾外二名連署消息
- 九二七 (元文元年) うへ松外二名連署消息
- 九二八 (元文元年) 藤之外二名連署消息
- 九二九 (元文元年) (記事) 繼豊病中ニ御鷹ノ雲雀拝領
- 九三〇 (元文元年) 七月廿六日 島津久春外二名家^老連署書狀
- 九三一 (元文元年) 八月 二日 藤之外二名連署消息
- 九三二 (元文元年) 八月 四日 松平信祝書狀
- 九三三 (元文元年) 八月 四日 松平乘賢書狀
- 九三四 (元文元年) 八月 五日 島津繼豊書狀
- 九三五 (元文元年) 八月 五日 島津繼豊書狀
- 九三六 (元文元年) 植松外二名連署消息
- 九三七 (元文元年) うらを外二名連署消息
- 九三八 (元文元年) (記事) 吉宗、繼豊ノ病ヲ問ハシム
- 九三九 (元文元年) 九月 二日 本多忠良書狀
- 九四〇 (元文元年) 九月 二日 松平乘賢書狀
- 九四一 (元文元年) 九月 二日 植松外二名連署消息
- 九四二 (元文元年) 九月 三日 島津久春外二名家^老連署書狀
- 九四三 (元文元年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
- 九四四 (元文元年) 九月 七日 松平乘賢書狀
- 九四五 (元文元年) (記事) 近衛家熙魂ス
- 九四六 (元文元年) 植松外二名連署消息
- 九四七 (元文元年) 十月 十日 島津久春外二名連署書狀
- 九四八 (元文元年) 十月 廿日 松平信祝書狀
- 九四九 (元文元年) (記事) 吉貴、繼豊ニ上使ヲ給フヲ謝ス

九五〇 (元文元年)	十一月廿二日	松平信祝書狀	九七五 (元文二年)	一月十一日	島津繼豊吉書
九五一 (元文元年)	十一月廿二日	松平乘賢書狀	九七六 (元文二年)	一月十一日	松平乘邑書狀
九五二 (元文元年)	十一月	高持成願格式定	九七七 (元文二年)	一月十一日	松平乘賢書狀
九五三 (元文元年)		浦尾外二名連署消息	九七八 (元文二年)	一月 吉日	島津宗信吉書
九五四 (元文元年)		浦尾外二名連署消息	九七九 (元文二年)		浦尾外二名連署消息
九五五 (元文元年)		植松外二名連署消息	九八〇 (元文二年)		浦尾外二名連署消息
九五六 (元文元年)	十二月十日	松平乘邑外二名 <small>幕府</small> 連署狀	九八一 (元文二年)	一月十三日	松平乘邑書狀
九五七	(記事)	繼豊病後御札ニ登宮ス	九八二 (元文二年)	一月十三日	松平乘賢書狀
九五八 (元文元年)	十一月	島津繼豊同書	九八三 (元文二年)	一月十三日	松平乘賢書狀
九五九 (元文元年)	十二月十一日	島津久春外二名 <small>老</small> 連署書狀	九八四		藤之外二名連署消息
九六〇 (元文元年)	十二月十五日	本多忠良書狀	九八五 (元文二年)	一月廿日	家老座覺書
九六一 (元文元年)	十二月十六日	藤之外二名連署消息	九八六	二月 三日	産物帳仕様書
九六二 (元文元年)	十二月十七日	藤之外二名連署消息	九八七	二月廿五日	島津久春・顯姪久周 <small>老</small> 連署書狀
九六三 (元文元年)	十二月十八日	本多忠良書狀	九八八	三月	島津久貫・島津久豪 <small>老</small> 連署返書
九六四 (元文元年)	十二月廿二日	本多忠良書狀	九八九		島津繼豊同書
九六五 (元文元年)	十二月廿三日	松平乘賢書狀	九九〇 (元文二年)	二月 三日	吉貴、桜町帝女御入内ヲ賀ス
九六六	十二月廿三日	松平乘賢書狀	九九一 (元文二年)	二月 三日	松平信祝書狀
九六七 (元文元年)	十二月廿七日	徳川吉宗御内書	九九二	二月 三日	松平乘賢書狀
九六八 (元文元年)	十二月廿七日	本多忠良書狀		(記事)	吉貴、病中ノ繼豊登城拜謁ヲ礼謝ス
九六九 (元文二年)	一月 七日	松平乘邑書狀	九九三 (元文二年)	二月 四日	松平信祝書狀
九七〇 (元文二年)	一月 七日	松平乘賢書狀	九九四 (元文二年)	二月 四日	松平乘賢書狀
九七一 (元文二年)	一月十一日	松平乘邑外二名 <small>幕府</small> 連署狀	九九五 (元文二年)		浦尾外二名連署消息
九七二 (元文二年)	一月十一日	松平乘賢書狀	九九六 (元文二年)		浦尾外二名連署消息
九七三 (元文二年)	一月十一日	松平乘賢書狀	九九七 (元文二年)		うえ松外二名連署消息
九七四 (元文二年)	一月十一日	松平乘邑書狀	九九八 (元文二年)	二月 四日	藤之外二名連署消息

- 九九九 (元文二年) 植松外二名連署消息
- 一〇〇〇 (元文二年) 浦尾外二名連署消息
- 一〇〇一 (記事) 繼豊御鷹ノ鶴拜領
- 一〇〇二 (元文二年) 二月 廿日 本多忠良書状
- 一〇〇三 三月 高直格式定
- 一〇〇四 (元文二年) 三月 十四日 松平乗邑外二名幕府連署状
- 一〇〇五 (元文二年) 三月 十六日 島津繼豊願書
- 一〇〇六 (記事) 繼豊、病ニヨリ江府滞留ヲ乞フ
- 一〇〇七 元文二年 三月 十八日 島津吉貴内意書
- 一〇〇八 (元文二年) 三月 十九日 本多忠良書状
- 一〇〇九 (記事) 島津忠紀、越前家ノ名跡ヲ嗣グ
- 一〇一〇 元文二年 三月 十八日 吉貴、忠紀ヲ磯邸ニ招ク
- 一〇一一 (記事) 島津忠紀家紋ヲ受ク
- 一〇一二 元文二年 三月 十八日 島津忠紀替紋
- 一〇一三 (記事) 繼豊、相伝諸文書ヲ忠紀ニ授ク
- 一〇一四 元文二年 三月 廿日 島津繼豊宛行状
- 一〇一五 元文二年 三月 廿日 島津久春外三名家連署証状
- 一〇一六 (記事) 忠紀祠堂銀ヲ浄光明寺ニ献ス
- 一〇一七 (元文二年) 三月 廿日 比志嶋範房申渡書
- 一〇一八 (記事) 忠紀越前家ヲ相統シ諸儀式ヲ行フ
- 一〇一九 (記事) 繼豊、忠紀ニ越前家ヲ再興セシム
- 一〇二〇 元文二年 三月 廿日 島津繼豊宛行状
- 一〇二一 元文二年 三月 廿日 島津久春外三名家連署証状
- 一〇二二 (元文二年) 三月 廿二日 本多忠良書状
- 一〇二三 (元文二年) 三月 廿二日 松平乘賢書状
- 一〇二四 (元文二年) 浦尾外二名連署消息
- 一〇二五 (元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一〇二六 (元文二年) 三月 廿五日 本多忠良書状
- 一〇二七 (元文二年) 四月 七日 松平乗邑書状
- 一〇二八 (記事) 繼豊、中御門院崩御ニ香燵ヲ献ス
- 一〇二九 (元文二年) 四月 廿三日 植松外二名連署消息
- 一〇三〇 (元文二年) 四月 廿六日 松平乗邑書状
- 一〇三一 (元文二年) 四月 廿六日 松平乘賢書状
- 一〇三二 (元文二年) うらを外二名連署消息
- 一〇三三 (元文二年) うらを外二名連署消息
- 一〇三四 (元文二年) 植松外二名連署消息
- 一〇三五 (記事) 島津惟久宗家ヲ訪ヒ、領内ヲ巡廻ス
- 一〇三六 元文二年 五月 高持成願格式定
- 一〇三七 (元文二年) 五月 二日 徳川吉宗御内書
- 一〇三八 (元文二年) 五月 二日 松平乘賢書状
- 一〇三九 (元文二年) 五月 十七日 藤え外二名連署消息
- 一〇四〇 (記事) 徳姫繼豊女誕生
- 一〇四一 (記事) 吉貴、竹千代家ノ誕生ヲ賀ス
- 一〇四二 (元文二年) 六月 朔日 本多忠良書状
- 一〇四三 (元文二年) 六月 朔日 松平乘賢書状
- 一〇四四 (記事) 繼豊、竹千代家ノ誕生ヲ賀ス

- 一〇四五 (元文二年) 六月 朔日 本多忠良書狀
- 一〇四六 (元文二年) 六月 朔日 松平乘賢書狀
- 一〇四七 (元文二年) 六月 五日 松平乘邑外二名幕府連署狀
- 一〇四八 (元文二年) 六月 六日 本多忠良書狀
- 一〇四九 (元文二年) 六月 十五日 本多忠良書狀
- 一〇五〇 (元文二年) 六月 十五日 本多忠良書狀
- 一〇五一 (元文二年) 六月 十八日 吉貴、中御門院ノ崩御ヲ弔フ
- 一〇五二 (元文二年) 六月 十八日 本多忠良書狀
- 一〇五三 (元文二年) 六月 十八日 松平乘賢書狀
- 一〇五四 (元文二年) 六月 十九日 うゑ松外二名連署消息
- 一〇五五 (元文二年) 六月 廿三日 島津久春外二名連署書狀
- 一〇五六 (元文二年) 六月 廿五日 本多忠良書狀
- 一〇五七 (元文二年) 六月 廿五日 本多忠良書狀
- 一〇五八 (元文二年) 六月 廿五日 松平乘賢書狀
- 一〇五九 (元文二年) 六月 廿五日 本多忠良書狀
- 一〇六〇 (元文二年) 六月 廿五日 松平乘賢書狀
- 一〇六一 (元文二年) 六月 廿五日 繼豊、島津忠紀ニ越前家ヲ再興セシム
- 一〇六二 (元文二年) 七月 朔日 忠紀越前家ヲ嗣キ源姓ヲ称ス
- 一〇六三 (元文二年) 七月 朔日 榊山久初達書
- 一〇六四 (元文二年) 六月 廿六日 松平乘邑書狀
- 一〇六五 (元文二年) 六月 廿七日 松平乘邑外二名幕府連署狀
- 一〇六六 (元文二年) 六月 廿七日 藤え外二名連署消息
- 一〇六七 (元文二年) 六月 晦日 松平乘邑外二名幕府連署狀
- 一〇六八 (元文二年) 六月 晦日 登城令書
- 一〇六九 (元文二年) 六月 廿八日 忠顯宗信初メテ將軍父子ニ謁ス
- 一〇七〇 (元文二年) 六月 廿八日 島津氏献上物伺書并幕府指図書
- 一〇七一 (元文二年) 六月 廿八日 島津繼豊願書
- 一〇七二 (元文二年) 六月 廿八日 島津繼豊伺書
- 一〇七三 (元文二年) 七月 榊山久初達書
- 一〇七四 (元文二年) 七月 吉貴、忠顯宗信ノ將軍拜謁ヲ謝ス
- 一〇七五 (元文二年) 七月 朔日 忠顯初メテ將軍父子ニ拜謁ス
- 一〇七六 (元文二年) 七月 朔日 島津久春外二名連署消息
- 一〇七七 (元文二年) 七月 朔日 島津久貫外四名在國連署返書
- 一〇七八 (元文二年) 七月 五日 松平乘邑書狀
- 一〇七九 (元文二年) 七月 五日 松平乘賢書狀
- 一〇八〇 (元文二年) 七月 六日 松平乘邑書狀
- 一〇八一 (元文二年) 七月 六日 松平乘賢書狀
- 一〇八二 (元文二年) 七月 六日 うゑ松外二名連署消息
- 一〇八三 (元文二年) 七月 九日 島津吉貴内意書
- 一〇八四 (元文二年) 七月 十八日 中津檢齋添狀
- 一〇八五 (元文二年) 七月 十八日 松平乘邑書狀
- 一〇八六 (元文二年) 七月 十八日 松平乘賢書狀
- 一〇八七 (元文二年) 七月 十八日 うゑ松外二名連署消息
- 一〇八八 (元文二年) 七月 十八日 島津吉貴一字狀
- 一〇八九 (元文二年) 七月 廿五日 松平乘邑書狀
- 一〇九〇 (元文二年) 七月 廿五日 松平乘賢書狀
- 一〇九一 (元文二年) 七月 廿五日 うゑ松外二名連署消息
- 一〇九二 (元文二年) 七月 廿八日 うら尾外二名連署消息
- 一〇九三 (元文二年) 七月 廿八日 繼豊御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス

- 一〇九四(元文二年) 七月廿八日 松平乘賢書狀
- 一〇九五(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一〇九六(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一〇九七(元文二年) 八月 四日 松平乘色外二名幕府連署書狀
- 一〇九八(元文二年) 八月 四日 松平乘賢書狀
- 一〇九九(元文二年) 八月十二日 松平信祝書狀
- 一一〇〇(元文二年) 八月十二日 松平乘賢書狀
- 一一〇一(元文二年) 八月十二日 松平乘賢書狀
- 一一〇二 うへ松外二名連署消息
- 一一〇三(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一〇四(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一〇五(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一〇六(元文二年) 九月 六日 本多忠良書狀
- 一一〇七(元文二年) 九月 六日 松平乘賢書狀
- 一一〇八(元文二年) 九月 六日 浦尾外二名連署消息
- 一一〇九(元文二年) 浦尾外二名連署消息
- 一一一〇(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一一一(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一一二 (記事) 近衛家久歿ス
- 一一一三(元文二年) 九月 七日 本多忠良書狀
- 一一一四(元文二年) 九月 七日 松平乘賢書狀
- 一一一五(元文二年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
- 一一一六(元文二年) 九月 七日 松平乘賢書狀
- 一一一七(元文二年) 植松外二名連署消息
- 一一一八(元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一一九(元文二年) 九月 家老座覚書
- 一二二〇(元文二年) 九月十日 丹羽貞機書狀
- 一二二一(元文二年) 九月十一日 島津繼豊書狀
- 一二二二(元文二年) 九月十一日 島津繼豊書狀
- 一二二三 (記事) 島津忠紀浄光明寺ニ祖先ノ牌ヲ安置ス
忠紀家臣ノ格式ヲ定メラル
- 一二二四 元文二年 九月十六日 島津久貫申渡書
- 一二二五 (記事) 継豊、竹千代君ノ御色直ヲ賀ス
- 一二二六(元文二年) 九月廿七日 本多忠良書狀
- 一二二七(元文二年) 九月廿七日 松平乘賢書狀
- 一二二八(元文二年) 九月廿七日 本多忠良書狀
- 一二二九(元文二年) 九月廿七日 松平乘賢書狀
- 一二三〇(元文二年) 九月廿七日 本多忠良書狀
- 一二三一(元文二年) 九月廿七日 松平乘賢書狀
- 一二三二 元文二年 九月 高持成願格式定
- 一二三三(元文二年) 十月 朔日 本多忠良書狀
- 一二三四(元文二年) 十月 朔日 松平乘賢書狀
- 一二三五(元文二年) 十月 朔日 本多忠良書狀
- 一二三六(元文二年) 十月 朔日 松平乘賢書狀
- 一二三七(元文二年) 十月 朔日 本多忠良書狀
- 一二三八(元文二年) 十月 朔日 松平乘賢書狀
- 一二三九 元文二年 十月 朔日 島津繼豊一字狀
- 一二四〇 (記事) 重年繼豊元服
- 一二四一(元文二年) 十月廿日 松平信祝書狀
- 一二四二(元文二年) 十一月 六日 島津繼豊同書
- 一二四三(元文二年) 十一月十九日 松平信祝書狀

- 一一四四 (元文二年) 十一月十九日 松平乘賢書状
- 一一四五 (元文二年) 十一月廿三日 松平信祝書状
- 一一四六 (元文二年) 十一月廿五日 松平乘賢書状
- 一一四七 (元文二年) うら尾外二名連署消息
- 一一四八 (元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一四九 (元文二年) 十一月廿七日 松平信祝書状
- 一一五〇 (元文二年) 十一月廿七日 松平乘賢書状
- 一一五一 (元文二年) 植松外二名連署消息
- 一一五二 (元文二年) 閏十一月二日 松平乘賢書状
- 一一五三 (元文二年) 閏十一月七日 松平乘賢書状
- 一一五四 (元文二年) 閏十一月七日 本多忠良書状
- 一一五五 (元文二年) 植まつ外二名連署消息
- 一一五六 (元文二年) 閏十一月七日 本多忠良書状
- 一一五七 (元文二年) 十一月 川上久備・相良長香配録奉行連署添状
- 一一五八 (元文二年) 十一月 川上久備・相良長香配録奉行連署覺書
- 一一五九 (元文二年) 閏十一月廿五日 川上久備・相良長香配録奉行連署覺書
- 一一六〇 (元文二年) 閏十一月七日 石原嘉右衛門覺書
- 一一六一 (元文二年) 藤え外二名連署消息
- 一一六二 (元文二年) 藤え外二名連署消息
- 一一六三 (元文二年) 島津忠紀、竹千代君ノ産衣ヲ賜ハル
- 一一六四 (元文二年) 閏十一月三日 田中林角・大脇孫之進連署覺書
- 一一六五 (元文二年) 閏十一月三日 島津繼豊伺書
- 一一六六 (元文二年) 十二月 五日 松平乗邑書状
- 一一六七 (元文二年) 十二月 五日 松平乘賢書状
- 一一六八 (元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一六九 (元文二年) 十二月十六日 藤え外二名連署消息
- 一一七〇 (元文二年) 十二月十九日 松平乘賢書状
- 一一七一 (元文二年) 十二月十九日 松平乗邑書状
- 一一七二 (元文二年) 十二月廿七日 藤え外二名連署消息
- 一一七三 (元文二年) うへ松外二名連署消息
- 一一七四 (元文二年) 植松外二名連署消息
- 一一七五 (元文二年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
- 一一七六 (元文二年) 十二月廿七日 本多忠良書状
- 一一七七 (元文二年) 十二月廿八日 松平乘賢書状
- 一一七八 (元文三年) 一月 元日 島津宗信吉書
- 一一七九 (元文三年) 一月 七日 松平信祝書状
- 一一八〇 (元文三年) 一月 七日 松平乘賢書状
- 一一八一 (元文三年) 一月十一日 松平乗邑外二名幕府老中連署状
- 一一八二 (元文三年) 一月十一日 松平乘賢書状
- 一一八三 (元文三年) 一月十一日 島津繼豊吉書
- 一一八四 (元文三年) 一月十一日 松平信祝書状
- 一一八五 (元文三年) 一月十一日 松平乘賢書状
- 一一八六 (元文三年) 一月十一日 松平信祝書状
- 一一八七 (元文三年) 一月十一日 松平乘賢書状
- 一一八八 (元文三年) 一月十三日 島津忠紀、吉貴ヨリ脇刀拝領
- 一一八九 (元文三年) 一月十三日 脇差拵書
- 一一九〇 (元文三年) 一月廿三日 竹姫、菊姫ヲ伴ヒ登管ス
- 一一九一 (元文三年) 一月廿三日 松平信祝書状
- 一一九二 (元文三年) 一月廿三日 繼豊御鷹ノ鶴拝領ス

(記事)

島津忠紀、竹千代君ノ産衣ヲ賜ハル

(記事) 島津忠紀、吉貴ヨリ脇刀拝領

(記事) 竹姫、菊姫ヲ伴ヒ登管ス

(記事) 松平信祝書状

(記事) 繼豊御鷹ノ鶴拝領ス

一九三 (元文三年) うへ松外二名連署消息
 一九四 (元文三年) 二月 三日 藤え外二名連署消息
 一九五 (元文三年) 二月 廿日 本多忠良書状
 一九六 (元文三年) 三月 三日 藤え外二名連署消息
 一九七 (元文三年) 浦尾外二名連署消息
 一九八 (記事) 島津忠紀領所ヲ重富ト称セシム
 一九九 (元文四年) 三月十五日 顯娃久周申渡書
 二〇〇 (記事) 島津貴備等一門ノ格式ヲ定メシム
 二〇一 (元文四年) 五月廿八日 顯娃久周申渡書
 二〇二 (元文三年) 三月廿一日 松平乗邑書状
 二〇三 (記事) 継豊、竹千代ノ生誕ヲ賀シ幕臣ヲ招宴ス
 二〇四 (元文三年) 三月廿六日 松平乗邑書状
 二〇五 (元文三年) 三月廿六日 松平乗賢書状
 二〇六 (元文三年) うらを外二名連署消息
 二〇七 (元文三年) うらを外二名連署消息
 二〇八 (元文三年) うへ松外二名連署消息
 二〇九 (元文三年) 三月廿七日 松平乗邑書状
 二一〇 (元文三年) 藤え外二名連署消息
 二一一 (元文三年) 四月十九日 松平信祝書状
 二一二 (元文三年) 四月十九日 松平乗賢書状
 二一三 (元文三年) 四月廿一日 松平乗賢書状
 二一四 (元文三年) 四月廿一日 島津継豊同書
 二一五 (元文三年) 四月廿五日 島津継豊疏

二二一六 (記事) 継豊、家継ノ遠忌ニ代參セシム
 二二一七 (元文三年) うへ松外二名連署消息
 二二一八 (元文三年) 藤え外二名連署消息
 二二一九 (元文三年) 植松外二名連署消息
 二二二〇 (元文三年) 植松外二名連署消息
 二二二一 (元文三年) 五月 二日 徳川吉宗御内書
 二二二二 (元文三年) 五月 二日 松平乗賢書状
 二二二三 (元文三年) 六月十五日 島津久蒙・島津久貫^老家連署書状
 二二二四 七月十一日 島津久春外二名^老家連署返書
 二二二五 六月 五日 相良長主届書
 二二二六 (元文三年) 六月十五日 島津久貫・島津久蒙^老家連署書状
 二二二七 七月十一日 島津久春外二名^老家連署返書
 二二二八 (元文三年) 六月十六日 松平乗邑書状
 二二二九 (元文三年) 六月十六日 松平乗賢書状
 二三〇 (元文三年) 六月十六日 松平乗邑書状
 二三一 (元文三年) 六月十六日 松平乗賢書状
 二三二 (元文三年) 六月廿四日 松平乗邑書状
 二三三 (元文三年) 藤え外二名連署消息
 二三四 (元文三年) 六月廿八日 松平乗邑書状
 二三五 (元文三年) 七月 六日 松平信祝書状
 二三六 (元文三年) 七月 六日 松平乗賢書状
 二三七 (元文三年) 七月十一日 松平信祝書状
 二三八 (記事) 継豊、御鷹ノ雲雀拝領ス
 二三九 (元文三年) 八月 二日 藤え外二名連署消息
 二四〇 (元文三年) 八月 四日 本多忠良書状

- 二二四一 (元文三年) 八月 四日 松平乘賢書狀
- 二二四二 (元文三年) 八月 九日 本多忠良書狀
- 二二四三 (記事) 吉貴、忠紀ニ平松等ノ地ヲ与フ
- 二二四四 (元文三年) 八月廿七日 鎌田政興覚書
- 二二四五 (元文三年) 八月廿七日 島津吉貴内憲書
- 二二四六 (元文三年) 九月 朔日 島津繼豊伺書
- 二二四七 (元文三年) 九月 二日 島津繼豊書狀
- 二二四八 (元文三年) 九月 二日 島津繼豊書狀
- 二二四九 (元文三年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
- 二二五〇 (元文三年) 九月 七日 松平乘賢書狀
- 二二五一 (元文三年) 九月十五日 島津繼豊書狀
- 二二五二 (記事) 吉貴病ニヨリ參府ヲ延期ス
- 二二五三 (元文三年) 十月 五日 島津繼豊届書
- 二二五四 (元文三年) 十月 廿日 松平信祝書狀
- 二二五五 (記事) 島津貴澄誕生
- 二二五六 一門・一所持席次定
- 二二五七 元文三年 十一月十日 町田俊雄申渡書
- 二二五八 (記事) 繼豊、一門・一所持ノ位次ヲ定ム
- 二二五九 元文三年 十一月十一日 額娃久周申渡書
- 二二六〇 十一月 額娃久周申渡書
- 二二六一 (記事) 繼豊、一門三家ノ格式ヲ定ム
- 二二六二 (元文三年) 十一月十一日 額娃久周申渡書
- 二二六三 元文三年 十一月十一日 島津久春外三名家連署申渡書
- 二二六四 (元文三年) 十二月 額娃久周申渡書
- 二二六五 (元文三年) 十二月 島津久春申渡書
- 二二六六 (元文三年) 十二月 額娃久周申渡書
- 二二六七 (元文三年) 藤え外二名連署消息
- 二二六八 (元文三年) 十二月 二日 松平乘邑書狀
- 二二六九 (元文三年) 十二月 二日 松平乘賢書狀
- 二二七〇 (元文三年) 十二月 五日 島津繼豊願書
- 二二七一 (元文三年) 十二月十三日 松平乘賢書狀
- 二二七二 (元文三年) 十二月十三日 松平乘邑書狀
- 二二七三 元文三年 十二月十五日 島津久春申渡書
- 二二七四 (元文三年) 十二月 島津久春申渡書
- 二二七五 (元文三年) 十二月十六日 松平乘邑書狀
- 二二七六 (元文三年) 十二月十六日 松平乘賢書狀
- 二二七七 (元文三年) うへ松外二名連署消息
- 二二七八 (元文三年) 十二月十九日 松平乘邑書狀
- 二二七九 (記事) 一門家へノ触流ノ法式ヲ定ム
- 二二八〇 (元文三年) 十二月十九日 額娃久周申渡書
- 二二八一 (記事) 一門家ノ敬称格式ヲ定ム
- 二二八二 (元文三年) 十二月廿二日 額娃久周申渡書
- 二二八三 (記事) 一門家ノ乘輿ノ格式ヲ定ム
- 二二八四 (元文三年) 十二月廿五日 島津久春申渡書
- 二二八五 (記事) 島津忠紀ノ年賀太刀献上ヲ定ム
- 二二八六 (元文三年) 十二月廿九日 額娃久周申渡書
- 二二八七 (元文三年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
- 二二八八 (元文三年) 十二月廿七日 松平乘賢書狀
- 二二八九 (元文三年) 十二月廿八日 松平乘賢書狀
- 二二九〇 (元文四年) 一月 元日 島津宗信吉書

- 一一九一 (元文四年) 一月 七日 松平信祝書狀
 一一九二 (元文四年) 一月 七日 松平乘賢書狀
 一一九三 (元文四年) 一月十一日 松平乘邑外二名幕府連署狀
 一一九四 (元文四年) 一月十一日 松平乘賢書狀
 一一九五 (元文四年) 一月十一日 島津繼豊吉書
 一一九六 (元文四年) 一月十一日 松平信祝書狀
 一一九七 (元文四年) 一月十一日 松平乘賢書狀
 一一九八 (元文四年) うらを外二名連署消息
 一一九九 (元文四年) 藤え外二名連署消息
 一二〇〇 (元文四年) 本多忠良書狀
 一二〇一 (元文四年) 本多忠良書狀
 一二〇二 (元文四年) 二月廿二日 植松外二名連署消息
 一二〇三 (元文四年) 二月 穎娃久周申渡書
 一二〇四 (元文四年) 二月 堀興昌申渡書
 一二〇五 島津忠紀等一門ノ家格定メラル
 一一〇六 (元文四年) 二月 七日 穎娃久周申渡書
 一一〇七 (記事) 繼豊、忠紀ニ別邸并牧野ヲ与フ
 一一〇八 (元文四年) 二月廿八日 堀興昌申渡書
 一一〇九 (元文四年) 三月十九日 松平乘邑書狀
 一一一〇 (元文四年) 三月十九日 松平乘邑書狀
 一一一一 (元文四年) 三月十九日 松平乘賢書狀
 一一一二 (元文四年) 三月廿九日 松平乘邑書狀
 一一一三 (元文四年) 三月 穎娃久周申渡書
 一一一四 (元文四年) うへ松外二名連署消息
 一一一五 (元文四年) 四月廿五日 松平信祝書狀
 一一一六 (元文四年) 四月廿五日 松平乘賢書狀
 一一一七 (元文四年) 四月廿八日 松平乘賢書狀
 一一一八 四月廿八日 島津繼豊同書
 一一一九 (元文四年) 五月 二日 徳川吉宗御内書
 一二二〇 (元文四年) 五月 二日 松平乘賢書狀
 一二二一 (元文四年) 五月 穎娃久周申渡書
 一二二二 (元文四年) 六月十八日 松平乘邑書狀
 一二二三 (元文四年) 六月十八日 松平乘賢書狀
 一二二四 (元文四年) 六月十八日 松平乘賢書狀
 一二二五 (元文四年) 六月十八日 藤え外二名連署消息
 一二二六 (元文四年) 六月十八日 松平乘賢書狀
 一二二七 (元文四年) 六月十八日 松平乘邑書狀
 一二二八 (元文四年) 六月廿四日 松平乘邑書狀
 一二二九 (元文四年) 七月 七日 松平信祝書狀
 一二三〇 (元文四年) 七月 六日 松平信祝書狀
 一二三一 (元文四年) 七月 六日 松平乘賢書狀
 一二三二 (記事) 繼豊御鷹ノ雲雀拝領
 一二三三 (元文四年) 七月 穎娃久周申渡書
 一二三四 (記事) 一門ノ八朔進上ノ格式ヲ定ム
 一二三五 (元文四年) 七月廿四日 穎娃久周申渡書
 一二三六 (元文四年) 八月 四日 本多忠良書狀
 一二三七 (元文四年) 八月 四日 松平乘賢書狀
 一二三八 (記事) 繼豊嫡子忠頼ヨリ代々松平姓ヲ許サル
 一二三九 幕府老中達書

一三四〇 (記事) 忠顯宗ヨリ代々松平姓ヲ許サル 一三六五 (記事) 島津忠紀重富ノ地ヲ賜ハル

一三四一 (元文四年) 幕府老中達書 一三六六 元文四年 九月廿五日 島津繼豊宛行狀

一三四二 (元文四年) 樺山久初書狀 一三六七 (記事) 島津忠紀一所ノ地富ノ方境ヲ定

一三四三 (元文四年) 八月 五日 島津繼豊伺書 幕府老中達書 幕府老中達書 一三六八 (元文四年) 十月 三日 城井三左衛門外三名連署証狀

一三四四 (元文四年) 八月) 幕府老中達書 幕府老中達書 一三六九 元文四年 九月廿五日 島津繼豊宛行狀

一三四五 (元文五年) 一月廿三日) 顯姪久周添書 幕府老中達書 一三七〇 九月廿五日 島津繼豊書狀

一三四六 (記事) 繼豊嫡母死ス 死ス 一三七一 (元文四年) 九月廿五日 島津繼豊書狀

一三四七 (記事) 吉貴室松平定重女 死ス 一三七二 (元文四年) 九月廿七日 松平乘邑書狀

一三四八 (元文四年) 八月 七日 松平乘邑外二名幕府老中連署奉書 一三七三 (元文四年) 九月廿七日 徳川吉宗御内書

一三四九 (元文四年) 八月 七日 松平乘賢書狀 植松外二名連署消息 一三七四 (元文四年) 九月廿七日 松平乘賢書狀

一三五〇 (元文四年) 八月廿一日 島津吉貴書狀 一三七五 (元文四年) 十月 朔日 島津繼豊書狀

一三五一 (元文四年) 八月廿六日 本多忠良書狀 一三七六 (元文四年) 十月 五日 松平信祝書狀

一三五二 (元文四年) 八月廿六日 島津吉貴書狀 一三七七 (元文四年) 十月 五日 松平乘賢書狀

一三五三 (元文四年) 八月廿六日 島津吉貴書狀 一三七八 (元文四年) 浦尾外二名連署消息

一三五四 (元文四年) 八月廿六日 島津吉貴書狀 一三七九 (元文四年) うへ松外二名連署消息

一三五五 (元文四年) 八月廿六日 島津吉貴書狀 一三八〇 (元文四年) うへ松外二名連署消息

一三五六 (元文四年) 九月廿三日 松平乘邑書狀 一三八一 (元文四年) うへ松外二名連署消息

一三五七 (元文四年) 九月廿三日 松平乘賢書狀 一三八二 (元文四年) 植松外二名連署消息

一三五八 (元文四年) 浦尾外二名連署消息 一三八三 (元文四年) 植松外二名連署消息

一三五九 (元文四年) 植松外二名連署消息 一三八四 (元文四年) うえ松外二名連署消息

一三六〇 (元文四年) 浦尾外二名連署消息 一三八五 (元文四年) 植松外二名連署消息

一三六一 (元文四年) 植松外二名連署消息 一三八六 (元文四年) 松平信祝書狀

一三六二 (元文四年) 九月廿五日 島津吉貴書狀 一三八七 (記事) 繼豊、竹千代治家ノ髮置ヲ賀ス

一三六三 (元文四年) 九月廿五日 松平乘邑書狀 一三八八 (元文四年) 十一月 二日 松平乘賢書狀

一三六四 (元文四年) 九月廿五日 松平乘賢書狀

- 一三八九 (元文四年) 十一月 二日 本多忠良書狀
- 一三九〇 (元文四年) 十一月 二日 松平乘賢書狀
- 一三九一 (元文四年) 十一月 二日 本多忠良書狀
- 一三九二 (元文四年) 十一月 二日 松平乘賢書狀
- 一三九三 (元文四年) 十一月 七日 本多忠良書狀
- 一三九四 (元文四年) 十一月 七日 松平乘賢書狀
- 一三九五 (元文四年) 十一月 七日 (記事) 繼豊、菊姫ノ紐解ノ礼ヲ行フ
- 一三九六 (元文四年) 十一月 十九日 島津久春・樺山久初^{老家}連署書狀
- 一三九七 (元文四年) 十二月 七日 島津久豪外二名^{老家}連署返書
- 一三九八 (元文四年) 十二月 七日 藤之外二名連署消息
- 一三九九 (元文四年) 十二月 七日 藤之外二名連署消息
- 一四〇〇 (元文四年) 十一月 廿五日 島津吉貴書狀
- 一四〇一 (元文四年) 十二月 七日 島津久豪・顯姪久周^{老家}連署書狀
- 一四〇二 (元文四年) 十二月 十三日 島津久春・樺山久初^{老家}連署返書
- 一四〇三 (元文四年) 十二月 十日 松平乘邑外二名^{幕府}連署狀
- 一四〇四 (元文四年) (記事) 宗信元服、從四位下侍從叙任
- 一四〇五 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信名字考
- 一四〇六 (元文四年) (記事) 宗信元服叙任ノコトヲ礼謝ス
- 一四〇七 (元文四年) 十二月 十一日 徳川吉宗一字狀
- 一四〇八 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信御目見次第書
- 一四〇九 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信叙從五位下口宣案
- 一四一〇 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信叙從五位下位記
- 一四一一 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信任薩摩守口宣案
- 一四一二 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信任薩摩守宣旨
- 一四一三 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信叙從四位下口宣案
- 一四一四 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信叙從四位下位記
- 一四一五 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信任侍從口宣案
- 一四一六 (元文四年) 十二月 十一日 島津宗信任侍從宣旨
- 一四一七 (元文四年) 十二月 十一日 上卿・職事等書立
- 一四一八 (元文四年) 十二月 十一日 上卿・職事等書立
- 一四一九 (元文四年) 十二月 十八日 献上并拝領物目錄
- 一四二〇 (元文四年) 十二月 十八日 松平乘邑書狀
- 一四二一 (元文四年) 十二月 十八日 島津吉貴書狀
- 一四二二 (元文四年) 十二月 十八日 松平乘邑書狀
- 一四二三 (元文四年) 十二月 十八日 松平乘賢書狀
- 一四二四 (元文四年) 十二月 廿四日 島津繼豊請書
- 一四二五 (元文四年) 十二月 廿五日 松平乘邑書狀
- 一四二六 (元文四年) 十二月 廿五日 松平乘賢書狀
- 一四二七 (元文四年) 十二月 廿五日 うらを外二名連署消息
- 一四二八 (元文四年) 十二月 廿五日 うゑ松外二名連署消息
- 一四二九 (元文四年) 十二月 廿五日 松平乘邑書狀
- 一四三〇 (元文四年) 十二月 廿五日 松平乘賢書狀
- 一四三一 (元文四年) 十二月 廿六日 うゑ松外二名連署消息
- 一四三二 (元文四年) 十二月 廿六日 島津久春・樺山久初^{老家}連署書狀
- 一四三三 (元文四年) 一月 廿五日 島津久豪外四名^{老家}連署返書
- 一四三四 (元文四年) (記事) 繼豊御鷹ノ鶴拜領
- 一四三五 (元文四年) 十二月 廿七日 徳川吉宗御内書
- 一四三六 (元文四年) 十二月 廿七日 松平乘邑書狀
- 一四三七 (元文四年) 十二月 廿七日 松平乘賢書狀
- 一四三八 (元文四年) 十二月 廿七日 松平乘賢書狀

- 一四三九 (元文四年) 十二月廿八日 松平乘賢書狀
- 一四四〇 (元文四年) 藤え外二名連署消息
- 一四四一 (元文四年) 一四六六 (元文五年) 二月十二日 松平乘賢書狀
- 一四四二 (元文五年) 一月 元日 島津宗信吉書 一四六五 (元文五年) 二月十二日 植松外二名連署消息
- 一四四三 (元文五年) 一月 朔日 島津繼豊書書 一四六六 (元文五年) 二月廿日 うゑ松外二名連署消息
- 一四四四 (元文五年) 一月 三日 島津久春・樺山久初家老連署書狀 一四六七 (元文五年) 二月廿日 松平乘邑書狀
- 一四四五 (元文五年) 二月十一日 島津久豪外三名家老連署返書 一四六八 (元文五年) 二月廿一日 近衛家久書狀
- 一四四六 (元文五年) 島津宗信年頭祝儀詰役人書立 一四六九 (元文五年) 二月廿七日 うゑ松外二名連署消息
- 一四四七 (元文五年) 一月 七日 松平信祝書狀 一四七〇 (元文五年) 二月廿九日 藤え外二名連署消息
- 一四四八 (元文五年) 一月 七日 松平乘賢書狀 一四七一 (元文五年) 二月廿九日 桜町天皇女房奉書
- 一四四九 (元文五年) 一月十一日 島津繼豊吉書 一四七二 (元文五年) 二月 浄光明寺新鑄鐘銘
- 一四五〇 (元文五年) 一月十一日 松平信祝書狀 一四七三 (元文五年) (記事) 宗信痘疹ヲ病ム
- 一四五一 (元文五年) 一月十一日 松平乘賢書狀 一四七四 (元文五年) (記事) 島津忠紀元服、久ト紀ノ諱字ヲ賜ハル
- 一四五二 (元文五年) 一月十一日 松平乘邑外二名幕府連署狀 一四七五 (元文五年) 三月 二日 島津久道達書
- 一四五三 (元文五年) 一月十一日 松平乘賢書狀 一四七六 (元文五年) 三月 二日 島津久道達書
- 一四五四 (元文五年) 一月十一日 島津吉貴内意書 一四七七 (元文五年) (記事) 島津忠紀、山沢盛香ヲ浄光明寺ニ代參セシム
- 一四五六 (元文五年) 二月 八日 島津久春・樺山久初家老連署書狀 一四七八 (元文五年) 三月 五日 川上久礪・町田俊雄記録連署覽書
- 一四五七 (元文五年) (記事) 宗信元服ヲ賀シ南泉院等ニ白銀ヲ献ス 一四七九 (元文五年) (記事) 忠頭信、島津忠紀ノ元服ヲ賀ス
- 一四五八 (元文五年) 浦尾外二名連署消息 一四八〇 (元文五年) 三月 二日 島津吉貴内意書
- 一四五九 (元文五年) 植松外二名連署消息 一四八一 (元文五年) 三月 二日 島津吉貴内意書
- 一四六〇 (元文五年) (記事) 繼豊、島津忠紀ニ印章ヲ授ク 一四八二 (元文五年) 三月 六日 松平乘邑書狀
- 一四六一 (元文五年) 二月 六日 島津繼豊一字狀 一四八三 (元文五年) 三月 六日 松平乘賢書狀
- 一四六二 (元文五年) 二月 七日 島津繼豊一字狀 一四八四 (元文五年) 三月 六日 浦尾外二名連署消息
- (記事) 吉貴、宗信ノ元服叙任ヲ謝ス 一四八五 (元文五年) 三月 七日 うゑ松外二名連署消息

一四八六 (元文五年) 三月十一日 松平乗色書状
 一四八七 (元文五年) 三月十九日 松平乗色書状
 一四八八 (元文五年) 三月十九日 松平乗賢書状
 一四八九 (元文五年) 三月廿二日 松平乗色書状
 一四九〇 (元文五年) (記事) 島津忠紀ノ元服ヲ賀ス、竹姫等
 之ヲ祝ス

一四九一 (元文五年) 四月十八日 松平信祝書状
 一四九二 (元文五年) 四月十八日 松平乗賢書状
 一四九三 (元文五年) 四月廿七日 松平乗色外二名幕府連署状
 一四九四 (元文五年) 四月廿八日 松平乗賢書状
 一四九五 (元文五年) (記事) 継豊、宗信縁組ノ台許ヲ謝ス
 一四九六 (元文五年) (記事) 宗信、尾張宗勝女姫房ト縁組ス
 一四九七 (元文五年) 五月二日 徳川吉宗御内書
 一四九八 (元文五年) 五月二日 松平乗賢書状
 一四九九 (元文五年) 五月三日 うゑ松外二名連署消息
 一五〇〇 (元文五年) 五月四日 本多忠良書状
 一五〇一 (元文五年) 五月四日 松平乗賢書状
 一五〇二 (元文五年) 五月四日 浦尾外二名連署消息
 一五〇三 (元文五年) 五月十一日 浦尾外二名連署消息
 一五〇四 (元文五年) 五月十一日 うへ松外二名連署消息
 一五〇五 (元文五年) 五月六日 本多忠良書状
 一五〇六 (元文五年) 五月六日 松平乗賢書状
 一五〇七 (元文五年) 五月六日 本多忠良書状
 一五〇八 (元文五年) 五月六日 松平乗賢書状
 一五〇九 (元文五年) 五月六日 植松外二名連署消息

一五一〇 (元文五年) 藤え外二名連署消息
 一五一一 (元文五年) 五月廿七日 岡田外二名連署消息
 一五一一 (元文五年) 六月十九日 松平乗色書状
 一五一一 (元文五年) 六月十九日 松平乗賢書状
 一五一一 (元文五年) 六月廿四日 本多忠良書状
 一五一一 (元文五年) 六月廿七日 松平乗色書状
 一五一五 (元文五年) 浦尾外二名連署消息
 一五一六 (元文五年) 六月廿八日 うゑ松外二名連署消息
 一五一七 (元文五年) 六月廿九日 松平乗色書状
 一五一八 (元文五年) 六月廿九日 松平乗賢書状
 一五一九 (元文五年) 六月廿九日 松平乗色書状
 一五二〇 (元文五年) 六月廿九日 松平乗賢書状
 一五二一 (元文五年) 六月廿九日 松平乗賢書状
 一五二二 (元文五年) 六月廿九日 松平乗色書状
 一五二三 (元文五年) うらを外二名連署消息
 一五二四 (元文五年) 六月廿九日 うゑ松外二名連署消息
 一五二五 (元文五年) 藤枝外二名連署消息

一五二六 (元文五年) (記事) 継豊御鷹ノ雲雀拝領
 一五二七 (元文五年) 七月六日 松平信祝書状
 一五二八 (元文五年) 七月六日 松平乗賢書状
 一五二九 (元文五年) 閏七月十五日 島津久春・樺山久初家連署証状
 一五三〇 (元文五年) 閏七月 島津氏生年ノ隠居等届書
 一五三一 (元文五年) 八月四日 松平乗色書状
 一五三二 (元文五年) 八月四日 松平乗賢書状
 一五三三 (元文五年) 八月十一日 島津宗信書状
 一五三四 (元文五年) 八月十二日 島津継豊書状

一五三五 (元文五年) 八月十八日 島津氏家老届書
一五三六 (元文五年) 八月十八日 島津繼豊書狀
一五三七 (記事) 繼豊、因政ヲ吉貴ニ預リ聴カン

一五三八 八月 島津吉貴内意書
一五三九 (記事) 繼豊、林信允ノ問ニ答フ
一五四〇 島津家久以来代々履歴
一五四一 (記事) 島津忠紀、吉貴ヨリ短刀ヲ賜ハル

一五四二 (元文五年) 九月 三日 太刀拵書
一五四三 (元文五年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
一五四四 (元文五年) 九月 七日 松平乘賢書狀
一五四五 (元文五年) 九月 七日 松平信祝書狀
一五四六 (元文五年) 九月 七日 松平乘賢書狀
一五四七 (元文五年) 九月 七日 浦尾外二名連署消息
一五四八 (元文五年) うへ松外二名連署消息
一五四九 (記事) 於民^{繼豊}誕生

一五五〇 十月 廿日 松平信祝書狀
一五五一 (元文五年) 十一月 二日 本多忠良書狀
一五五二 (元文五年) うへ松外二名連署消息
一五五三 (元文五年) 藤え外二名連署消息
一五五四 (元文五年) 十二月 六日 松平信祝書狀
一五五五 (元文五年) 浦尾外二名連署消息
一五五六 (元文五年) 浦尾外二名連署消息
一五五七 (元文五年) 植松外二名連署消息

一五五八 (元文五年) 十二月 (記事) 島津繼豊届書
一五五九 繼豊御鷹ノ鶴拜領
一五六〇 (元文五年) 十二月 七日 島津繼豊願書
一五六一 (元文五年) 十二月 十三日 松平乘邑外二名^{幕府}連署狀
一五六二 (元文五年) 十二月 十三日 幕府老中宿繼証文
一五六三 十二月 十三日 松平信祝書狀
一五六四 (元文五年) 十二月 十六日 藤枝外二名連署消息
一五六五 (元文五年) 十二月 十六日 松平信祝書狀
一五六六 (元文五年) 十二月 廿一日 松平乘賢書狀
一五六七 (元文五年) 十二月 廿一日 松平乘賢書狀
一五六八 (元文五年) 十二月 廿七日 徳川吉宗御内書
一五六九 (元文五年) 十二月 廿七日 松平乘邑書狀
一五七〇 (元文五年) 十二月 廿八日 松平乘賢書狀
一五七一 (元文六年) 一月 元日 島津宗信吉書
一五七二 (元文六年) 藤え外二名連署消息
一五七三 (元文六年) 藤え外二名連署消息
一五七四 (元文六年) 藤え外二名連署消息
一五七五 (元文六年) 一月 七日 本多忠良書狀
一五七六 (元文六年) 一月 七日 松平乘賢書狀
一五七七 (元文六年) 一月 十一日 松平乘邑外二名^{幕府}連署狀
一五七八 (元文六年) 一月 十一日 松平乘賢書狀
一五七九 (元文六年) 一月 十一日 島津吉貴吉書
一五八〇 (元文六年) 一月 十一日 本多忠良書狀
一五八一 (元文六年) 一月 十一日 松平乘賢書狀
一五八二 (元文六年) 藤え外二名連署消息

- 一五八三 (元文六年) 一月廿一日 本多忠良書狀
一五八四 (元文六年) 一月廿一日 松平乘賢書狀
一五八五 (元文六年) (記事) 繼豐、家治ノ着袴始メヲ賀ス
一五八六 (元文六年) 一月廿一日 本多忠良書狀
一五八七 (元文六年) 一月廿一日 松平乘賢書狀
一五八八 (元文六年) 一月廿一日 本多忠良書狀
一五八九 (元文六年) 一月廿一日 松平乘賢書狀
一五九〇 (元文六年) 藤え外二名連署消息
一五九一 (元文六年) 浦尾外二名連署消息
一五九二 (元文六年) うへ松外二名連署消息
一五九三 (元文六年) 植松外二名連署消息
一五九四 (元文六年) 藤え外二名連署消息
一五九五 (元文六年) 藤え外二名連署消息
一五九六 (元文六年) 二月廿日 松平乘邑書狀
一五九七 (元文六年) (記事) 吉貴、竹千代^{治家}ノ改名ヲ賀ス
一五九八 (元文六年) 二月廿一日 松平乘邑書狀
一五九九 (元文六年) 二月廿一日 松平乘賢書狀
一六〇〇 (元文六年) うへ松外二名連署消息
一六〇一 (元文六年) 二月十八日 島津繼豐願書
一六〇二 (元文六年) 二月廿三日 島津繼豐願書
一六〇三 (元文六年) 一月廿五日 島津忠就届書
一六〇四 (元文六年) 一月廿五日 島津忠就届書
一六〇五 (元文六年) (記事) 天英院^{家宣}夫人^磯ス
一六〇六 (元文六年) (記事) 寛保改元
一六〇七 (寛保元年) 三月 九日 松平信祝書狀
一六〇八 (寛保元年) 三月 九日 松平乘賢書狀
一六〇九 (寛保元年) 三月 九日 松平信祝書狀
一六一〇 (寛保元年) 三月 九日 松平乘賢書狀
一六一一 (寛保元年) うらを外二名連署消息
一六一二 (寛保元年) うらを外二名連署消息
一六一三 (寛保元年) 三月十二日 松平信祝書狀
一六一四 (寛保元年) (記事) 吉貴、天英院ノ中陰ノ梵儀ニ香燭ヲ献ス
一六一五 (寛保元年) 三月廿八日 本多忠良書狀
一六一六 (寛保元年) 四月 二日 本多忠良書狀
一六一七 (寛保元年) 四月 二日 松平乘賢書狀
一六一八 (寛保元年) 四月 三日 本多忠良書狀
一六一九 (寛保元年) 四月 三日 松平乘賢書狀
一六二〇 (寛保元年) (記事) 吉貴、家治着袴ノ賀品ヲ拝戴ス
一六二一 (寛保元年) 四月 三日 本多忠良書狀
一六二二 (寛保元年) 四月 三日 松平乘賢書狀
一六二三 (寛保元年) うらを外二名連署消息
一六二四 (寛保元年) うらを外二名連署消息
一六二五 (寛保元年) (記事) 吉貴御鷹ノ鶴拜領、礼使ヲ派ス
一六二六 (寛保元年) 四月 四日 松平乘邑外二名^{老中}連署書狀
一六二七 (寛保元年) 四月 四日 松平乘賢書狀
一六二八 (寛保元年) 浦尾外二名連署消息
一六二九 (寛保元年) 藤え外二名連署消息
一六三〇 (寛保元年) 藤え外二名連署消息
一六三一 (寛保元年) 四月 四日 本多忠良書狀

- 一六三二 (寛保元年) 四月 六日 藤え外二名連署消息
一六三三 (記事) 繼豊、天英院ノ枕儀ニ香盤ヲ献ス
一六三四 天英院遺物目錄
一六三五 (寛保元年) 四月 七日 天英院遺物目錄
一六三六 (寛保元年) 四月 七日 植まつ外二名連署副狀
一六三七 (記事) 宗信、天英院ノ遺物ヲ賜ハル
一六三八 (寛保元年) 植松外二名連署副狀
一六三九 天英院遺物目錄
一六四〇 (記事) 吉貴、天英院ノ訃音ヲ聞ク
一六四一 (寛保元年) 四月十八日 本多忠良書狀
一六四二 (寛保元年) 四月十八日 松平乘賢書狀
一六四三 (寛保元年) 浦尾外二名連署消息
一六四四 (寛保元年) 浦尾外二名連署消息
一六四五 (寛保元年) 植松外二名連署消息
一六四六 (寛保元年) 植松外二名連署消息
一六四七 (寛保元年) ふちえ外二名連署消息
一六四八 (寛保元年) 四月廿一日 本多忠良書狀
一六四九 (寛保元年) 四月廿一日 松平乘賢書狀
一六五〇 (寛保元年) 四月廿七日 松平乘賢書狀
一六五一 五月 二日 徳川吉宗御内書
一六五二 (寛保元年) 五月 二日 松平乘賢書狀
一六五三 (記事) 吉貴、天英院ノ遺物ヲ賜ハル
一六五四 (寛保元年) 植松外二名連署副狀
一六五五 天英院遺物目錄
一六五六 天英院遺物目錄
- 一六五七 (寛保元年) 五月 四日 松平乗邑書狀
一六五八 (寛保元年) 五月 四日 松平乘賢書狀
一六五九 (記事) 島津忠紀、鼓川宅隣地ヲ賜ハル
一六六〇 (寛保元年) 五月十一日 島津久豪申渡書
一六六一 (記事) 島津忠紀、鼓川宅隣地ヲ買得ス
一六六二 (寛保元年) 五月廿四日 種子島時成申渡書
一六六三 (記事) 島津忠紀、雄雌刀等ヲ受ク
一六六四の二 (寛保元年) 九月 八日 島津忠紀拝領太刀目錄
一六六四の三 (寛保元年) 九月 八日 島津忠紀拝領武器目錄
一六六五 (寛保元年) 九月 八日 島津忠紀拝領書画目錄
一六六六 (寛保元年) 浦尾外二名連署消息
一六六七 (寛保元年) 藤え外二名連署消息
一六六八 (記事) 繼豊、宗信ノ袖留ヲ謝ス
一六六九 (記事) 宗信袖留ス
一六七〇 (寛保元年) 五月廿三日 藤え外二名連署消息
一六七一 (寛保元年) 五月廿六日 島津繼豊届書
一六七二 (寛保元年) 五月 島津忠就届書
一六七三 (寛保元年) 六月 五日 松平信祝書狀
一六七四 (寛保元年) 六月 五日 松平乘賢書狀
一六七五 (寛保元年) 六月 七日 松平信祝書狀
一六七六 (寛保元年) 六月十一日 松平信祝書狀
一六七七 (寛保元年) 六月十一日 松平乘賢書狀
一六七八 (寛保元年) 浦尾外二名連署消息
一六七九 (寛保元年) 六月十一日 松平乘邑書狀

一六八〇 (寛保元年) うらを外二名連署消息

一六八一 (寛保元年) 六月十一日 松平信祝書状

一六八二 (寛保元年) 六月十一日 松平乘賢書状

一六八三 (寛保元年) 六月廿四日 本多忠良書状

一六八四 (寛保元年) 六月廿五日 松平信祝書状

一六八五 (寛保元年) 七月 朔日 松平信祝書状

一六八六 元文六年 七月 島津久道達書

一六八七 (寛保元年) 七月 六日 本多忠良書状

一六八八 (寛保元年) 七月 六日 松平乘賢書状

一六八九 (寛保元年) 七月十一日 本多忠良書状

一六九〇 (寛保元年) 七月廿七日 本多忠良書状

一六九一 (寛保元年) 七月廿七日 松平乘賢書状

一六九二 (寛保元年) 七月廿七日 本多忠良書状

一六九三 (寛保元年) 七月廿七日 松平乘賢書状

一六九四 (寛保元年) 藤之外二名連署消息

一六九五 (寛保元年) 浦尾外二名連署消息

一六九六 (寛保元年) 浦尾外二名連署消息

一六九七 (寛保元年) 八月 二日 島津宗信書状

一六九八 (寛保元年) 八月 二日 島津宗信書状

一六九九 (寛保元年) 八月 四日 松平乘邑書状

一七〇〇 (寛保元年) 八月 四日 松平乘賢書状

一七〇一 (寛保元年) 八月十五日 松平乘邑書状

一七〇二 (記事) 繼豊、將軍父子ノ叙任ヲ賀ス

一七〇三 (寛保元年) 八月廿一日 松平乘邑書状

一七〇四 (寛保元年) 八月廿一日 松平乘賢書状

一七〇五 (記事) 徳川吉宗・家重・家治叙任

一七〇六 (寛保元年) 八月廿五日 松平乘邑書状

一七〇七 (寛保元年) 八月廿六日 松平乘邑書状

一七〇八 (寛保元年) 八月廿六日 松平乘賢書状

一七〇九 (寛保元年) 八月 外城衆中鹿兒島士成格式

一七一〇 九月 七日 徳川吉宗御内書

一七一一 (寛保元年) 九月 七日 松平信祝書状

一七一二 (記事) 宗信初メテ家治ニ謁ス

一七一三 (寛保元年) 九月廿二日 松平信祝書状

一七一四 (寛保元年) 九月廿二日 松平乘賢書状

一七一五 (記事) 島津忠紀、吉貴ヨリ仗器・什器ヲ賜ハル

一七一六 島津忠紀拜領什器目錄

一七一七 島津忠紀別墅ノ地ヲ賜ハル

一七一八 (寛保元年) 九月廿七日 郷原久雄達書

一七一九 (記事) 島津忠紀別墅ノ地ヲ勝浦山下名ツク

一七二〇 (寛保元年) 十月 七日 郷原久雄申渡書

一七二一 (記事) 吉貴、吉宗等叙任ノ賀品拜領ス

一七二二 (寛保元年) 十月 七日 本多忠良書状

一七二三 (寛保元年) 十月 七日 松平乘賢書状

一七二四 (寛保元年) 十月 七日 藤之外二名連署消息

一七二五 (記事) 繼豊、壽光院ノ逝去ヲ弔フ

一七二六 (寛保元年) 十月廿日 松平信祝書状

一七二七 (寛保元年) 十月廿六日 本多忠良書状

- 一七二八 (寛保元年) 十月廿九日 本多忠良書状
- 一七二九 (寛保元年) 十月廿九日 松平乘賢書状
- 一七三〇 (寛保元年) 十月廿九日 本多忠良書状
- 一七三一 (寛保元年) 十月廿九日 松平乘賢書状
- 一七三二 (寛保元年) うらを外二名連署消息
- 一七三三 (寛保元年) 十一月三日 松平乗邑書状
- 一七三四 (寛保元年) 十一月三日 宗信、家治ニ初メテ拝謁ス
- 一七三五 (寛保元年) 十一月七日 松平乗邑書状
- 一七三六 (寛保元年) 十一月七日 松平乘賢書状
- 一七三七 (寛保元年) 十一月七日 継豊、吉宗等ノ転任ヲ祝シ宴ヲ設ク
- 一七三八 (寛保元年) 十一月廿二日 宗信前髪ヲ取ル
- 一七三九 (寛保元年) 十一月廿二日 藤え外二名連署消息
- 一七四〇 (寛保元年) 十二月十二日 松平信祝書状
- 一七四一 (寛保元年) 十二月十六日 松平信祝書状
- 一七四二 (寛保元年) 十二月十六日 松平乘賢書状
- 一七四三 (寛保元年) 十二月十九日 松平信祝書状
- 一七四四 (寛保元年) 十二月十九日 松平乘賢書状
- 一七四五 (寛保元年) 十二月十九日 島津忠紀、吉貴ヨリ鳥銃ヲ賜ハル
- 一七四六 (寛保元年) 十二月十一日 鉄砲目録
- 一七四七 (寛保元年) (記事) 吉貴、忠紀ニ又鳥銃ヲ与フ
- 一七四八 (寛保元年) 十二月廿五日 鉄砲目録
- 一七四九 (寛保元年) 十二月廿七日 松平乘賢書状
- 一七五〇 (寛保元年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
- 一七五一 (寛保元年) 十二月廿七日 松平乘賢書状
- 一七五二 (寛保元年) 十二月廿七日 浦尾外二名連署消息
- 一七五三 (寛保元年) 十二月廿七日 浦尾外二名連署消息
- 一七五四 (寛保元年) 十二月廿七日 藤え外二名連署消息
- 一七五五 (寛保元年) 一月一日 藤え外二名連署消息
- 一七五六 (寛保二年) 一月七日 本多忠良書状
- 一七五七 (寛保二年) 一月七日 松平乘賢書状
- 一七五八 (寛保二年) 一月十一日 松平乗邑外二名幕府連署状
- 一七五九 (寛保二年) 一月十一日 松平乘賢書状
- 一七六〇 (寛保二年) 一月十一日 島津継豊吉書
- 一七六一 (寛保二年) 一月十一日 本多忠良書状
- 一七六二 (寛保二年) 一月十一日 松平乘賢書状
- 一七六三 (寛保二年) 一月十一日 宗信ノ月次朝会出仕許サル
- 一七六四 (寛保二年) (記事) 宗信初メテ吉宗ニ拝謁ス
- 一七六五 (寛保二年) 一月十五日 藤え外二名連署消息
- 一七六六 (寛保二年) 一月十五日 うらを外二名連署消息
- 一七六七 (寛保二年) 一月十五日 うらを外二名連署消息
- 一七六八 (寛保二年) 二月六日 藤え外二名連署消息
- 一七六九 (寛保二年) 二月六日 頼娃久周・鎌田政直老家連署証状
- 一七七〇 (寛保二年) 二月六日 頼娃久周・鎌田政直老家連署証状
- 一七七一 (寛保二年) (記事) 田町蔵屋敷焼燬ス
- 一七七二 (寛保二年) (記事) 島津忠郷誕生
- 一七七三 (寛保二年) 二月廿日 松平乗邑書状
- 一七七四 (寛保二年) 二月廿五日 比志島範房証状
- 一七七五 (寛保二年) 二月廿九日 松平信祝書状

- 一七七六(寛保二年) 三月十一日 松平信祝書状
- 一七七七(寛保二年) 三月十一日 浦尾外二名連署消息
- 一七七八(寛保二年) 三月十七日 浦尾外二名連署消息
- 一七七九 寛保二年 三月十七日 家老座申渡書
- 一七八〇(寛保二年) 三月廿一日 松平信祝書状
- 一七八一(寛保二年) 三月廿一日 松平乘賢書状
- 一七八二(寛保二年) 三月廿三日 松平信祝書状
- 一七八三(寛保二年) 四月十一日 松平乘賢書状
- 一七八四 (記事) 幕府、進接貢金銀ノ吹替ヲ許ス
- 一七八五(寛保二年) 四月十一日 島津繼豊願書
- 一七八六(寛保二年) 四月十一日 公刃日記拔萃
- 一七八七(寛保二年) 四月十一日 島津繼豊届書
- 一七八八 四月十八日 額娃久周・鎌田政直^{家老}連署書状
- 一七八九 五月廿一日 島津久春外三名^{家老}連署返書
- 一七九〇(寛保二年) 四月十八日 本多忠良書状
- 一七九一(寛保二年) 四月十八日 松平乘賢書状
- 一七九二(寛保二年) 四月廿一日 松平乘賢書状
- 一七九三(寛保二年) 四月廿三日 本多忠良書状
- 一七九四(寛保二年) 四月廿五日 本多忠良書状
- 一七九五 (記事) 繼豊、有章院^{徳川家}ノ枕儀ニ香奠ヲ献ス
- 一七九六(寛保二年) 五月二日 徳川吉宗御内書
- 一七九七(寛保二年) 五月二日 松平乘賢書状
- 一七九八 五月九日 額娃久周・鎌田政直^{家老}連署書状
- 一七九九 六月十一日 島津久春外三名^{家老}連署返書
- 一八〇〇(寛保二年) 五月十九日 松平乘賢書状
- 一八〇一 寛保二年 五月廿六日 大脇為貞届書
- 一八〇二(寛保二年) 藤枝外二名連署消息
- 一八〇三(寛保二年) 藤之外二名連署消息
- 一八〇四(寛保二年) 藤之外二名連署消息
- 一八〇五 寛保二年 六月二日 島津繼豊公帖
- 一八〇六 寛保二年 六月二日 島津繼豊公帖
- 一八〇七 (記事) 薩船難破、漂流者帰国ス
- 一八〇八 六月十一日 島津久春外三名^{家老}連署書状
- 一八〇九 七月十七日 額娃久周・鎌田政直^{家老}連署返書
- 一八一〇(寛保二年) 六月十一日 島津久春外三名^{家老}連署書状
- 一八一 (記事) 繼豊、宗信ノ嘉定儀式参スルヲ謝ス
- 一八二(寛保二年) 六月廿二日 松平信祝書状
- 一八三(寛保二年) 六月廿二日 松平乘賢書状
- 一八四(寛保二年) 六月廿六日 松平信祝書状
- 一八五(寛保二年) 六月廿二日 松平信祝書状
- 一八六(寛保二年) 六月廿二日 松平乘賢書状
- 一八七(寛保二年) 六月廿四日 本多忠良書状
- 一八八(寛保二年) 七月六日 本多忠良書状
- 一八九(寛保二年) 七月六日 本多忠良書状
- 一八〇(寛保二年) 七月六日 松平乘賢書状
- 一八一(寛保二年) 七月十一日 島津繼豊届書
- 一八二(寛保二年) 七月(三日) 長崎奉行連書
- 一八三(寛保二年) 七月廿四日 大脇為貞覚書

一八二四 (記事) 繼豊御鷹ノ雲雀拝領

一八二五 (寛保二年) 八月 四日 松平乗邑書状

一八二六 (寛保二年) 八月 四日 松平乘賢書状

一八二七 (寛保二年) 藤之外二名連署消息

一八二八 (寛保二年) 八月十六日 松平乗邑書状

一八二九 (寛保二年) 八月十八日 松平乗邑書状

一八三〇 (寛保二年) 八月十八日 松平乘賢書状

一八三一 (寛保二年) 八月十八日 島津繼豊書状

一八三二 (寛保二年) 八月十八日 島津宗信書状

一八三三 (寛保二年) 八月十九日 島津繼豊伺書

一八三四 (寛保二年) 八月 某覚書

一八三五 (寛保二年) 八月 某覚書

一八三六 (寛保二年) 八月 (三日) 長崎奉行所達書

一八三七 (寛保二年) 八月 晦日 島津吉貴内憲書

一八三八 (寛保二年) 八月 御咎目者并親族御構式目

一八三九 (寛保二年) 九月 七日 島津繼豊届書

一八四〇 (寛保二年) 九月 七日 徳川吉宗御内書

一八四一 (寛保二年) 九月 七日 松平乘賢書状

一八四二 (記事) 島津忠就宗家ヲ訪ヒ諸所ヲ巡覽

一八四三 (記事) 島津忠就宗家ヲ訪ヒ諸所ヲ巡覽

一八四四 (寛保二年) 十月十八日 島津繼豊届書

一八四五 (寛保二年) 十月廿日 松平信祝書状

一八四六 (記事) 繼豊、徳川宗尹ノ婚儀ヲ賀ス

一八四七 十一月廿六日 土岐頼稔書状

一八四八 (寛保二年) 十一月廿六日 松平乘賢書状

一八四九 (寛保二年) 十一月廿六日 土岐頼稔書状

一八五〇 (寛保二年) 十一月廿六日 松平乘賢書状

一八五一 (寛保二年) 十一月廿六日 土岐頼稔書状

一八五二 (寛保二年) 十一月廿六日 松平乘賢書状

一八五三 (寛保二年) 十一月 榊山久初達書

一八五四 (寛保二年) 十二月 六日 島津繼豊願書

一八五五 (寛保二年) 十二月十八日 松平乗邑書状

一八五六 (寛保二年) 十二月十八日 松平乘賢書状

一八五七 (寛保二年) 十二月十八日 松平乗邑書状

一八五八 (記事) 吉貴宿衾ニヨリ參府セス

一八五九 (寛保二年) 十二月十九日 松平乗邑書状

一八六〇 (寛保二年) 十二月十九日 松平乘賢書状

一八六一 (寛保二年) 十二月廿二日 松平乗邑書状

一八六二 (寛保二年) 十二月廿二日 松平乘賢書状

一八六三 (寛保二年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書

一八六四 (寛保二年) 十二月廿七日 松平乘賢書状

一八六五 (寛保二年) 十二月廿七日 松平乘賢書状

一八六六 (寛保二年) 一月 七日 松平乘賢書状

一八六七 (寛保三年) 一月 七日 松平信祝書状

一八六八 (寛保三年) 藤之外二名連署消息

一八六九 (寛保三年) 一月十一日 松平乗邑外三名幕府連署状

一八七〇 (寛保三年) 一月十一日 松平乘賢書状

一八七一 (寛保三年) 一月十一日 島津繼豊吉書

- 一八七二 (寛保三年) 一月十一日 松平信祝書状
- 一八七三 (寛保三年) 一月十一日 松平乘賢書状
- 一八七四 (寛保三年) 一月十一日 島津久春外三名家連署申渡書
- 一八七五 (寛保三年) 一月廿一日 松平信祝書状
- 一八七六 (寛保三年) 一月廿一日 松平乘賢書状
- 一八七七 (記事)
- 一八七八 (寛保三年) 一月廿一日 繼豊、吉宗ノ六十寿算ヲ賀ス
- 一八七九 (寛保三年) 一月廿一日 松平信祝書状
- 一八八〇 (寛保三年) 高瀬外二名連署消息
- 一八八一 (寛保三年) 藤枝外二名連署消息
- 一八八二 (寛保三年) 二月 三日 藤之外二名連署消息
- 一八八三 (寛保三年) 二月 廿日 土岐頼稔書状
- 一八八四 (寛保三年) 二月 廿九日 土岐頼稔書状
- 一八八五 (寛保三年) 三月 十一日 土岐頼稔書状
- 一八八六 (寛保三年) 三月 十三日 土岐頼稔書状
- 一八八七 (寛保三年) 三月 十三日 松平乘賢書状
- 一八八八 (寛保三年) 高瀬外二名連署消息
- 一八八九 (寛保三年) 三月 廿三日 土岐頼稔書状
- 一八九〇 (寛保三年) 四月 十二日 中山王尚敬書状
- 一八九一 (寛保三年) 四月 十八日 松平乘賢書状
- 一八九二 (寛保三年) 四月 十八日 松平乘賢書状
- 一八九三 (寛保三年) 四月 廿六日 松平乘賢書状
- 一八九四 (寛保三年) 閏四月 十二日 松平信祝書状
- 一八九五 (寛保三年) 閏四月 廿七日 松平乘賢書状
- 一八九六 (寛保三年) 五月 種子島時成申渡書

- 一八九七 (寛保三年) 五月 二日 徳川吉宗御内書
- 一八九八 (寛保三年) 五月 二日 松平乘賢書状
- 一八九九 (寛保三年) 六月 朔日 本多忠良書状
- 一九〇〇 (寛保三年) 六月 朔日 本多忠良書状
- 一九〇一 (寛保三年) 六月 六日 土岐頼稔書状
- 一九〇二 (寛保三年) 六月 六日 松平乘賢書状
- 一九〇三 (寛保三年) 六月 六日 土岐頼稔書状
- 一九〇四 (寛保三年) 六月 六日 松平乘賢書状
- 一九〇五 (寛保三年) 六月 廿四日 松平乘賢書状
- 一九〇六 (寛保三年) 高瀬外二名連署消息
- 一九〇七 (寛保三年) 七月 三日 藤之外二名連署消息
- 一九〇八 (寛保三年) 七月 六日 松平乘賢書状
- 一九〇九 (寛保三年) 七月 六日 松平乘賢書状
- 一九一〇 (寛保三年) 七月 十二日 松平乘賢書状
- 一九一一 (記事)
- 一九一二 (寛保三年) 七月 十八日 島津久甫外五名家連署書状
- 一九一三 九月 十三日 榊山久初・鎌田政直連署返書
- 一九一四 (寛保三年) 七月 廿日 島津繼豊屈書
- 一九一五 (寛保三年) 八月 二日 島津宗信書状
- 一九一六 (寛保三年) 八月 二日 島津繼豊書状
- 一九一七 (寛保三年) 八月 四日 松平信祝書状
- 一九一八 (寛保三年) 八月 四日 松平乘賢書状
- 一九一九 (寛保三年) 八月 九日 松平信祝書状
- 一九二〇 (寛保三年) 高瀬外二名連署消息
- 一九二一 (寛保三年) 九月 朔日 本多忠良書状

- 一九二二(寛保三年) 九月 朔日 松平乘賢書狀
一九二三(寛保三年) 九月 朔日 本多忠良書狀
一九二四(寛保三年) 九月 朔日 松平乘賢書狀
一九二五(寛保三年) 九月 朔日 本多忠良書狀
一九二六(寛保三年) 九月 朔日 松平乘賢書狀
一九二七 (記事) 繼豐渡唐銀吹替ノ免許ヲ謝ス
一九二八(寛保三年) 九月 五日 島津繼豐屈書
一九二九(寛保三年) 九月 某寬書
一九三〇(寛保三年) 九月 六日 島津繼豐書狀
一九三一(寛保三年) 九月 七日 徳川吉宗御内書
一九三二(寛保三年) 九月 七日 松平乘賢書狀
一九三三(寛保三年) 九月 十六日 島津繼豐屈書
一九三四(寛保三年) 九月 十八日 島津繼豐屈書
一九三五(寛保三年) 九月 十八日 本多忠良書狀
一九三六(寛保三年) 十月 三日 樺山久初・鎌田政直^家連署書狀
一九三七 十一月十一日 島津久雨外五名^家連署返書
一九三八(寛保三年) 十月 十六日 島津繼豐屈書
一九三九(寛保三年) 十月 廿日 本多忠良書狀
一九四〇(寛保三年) 十月 十九日 土岐頼稔書狀
一九四一(寛保三年) 十月 十九日 松平乘賢書狀
一九四二(寛保三年) 十月 十九日 藤爰外二名連署消息
一九四三(寛保三年) 十二月十一日 松平信祝書狀
一九四四(寛保三年) 十二月十二日 松平乘賢書狀
一九四五 (記事) 吉貴御鷹ノ鶴拜領、礼使ヲ派ス
一九四六(寛保三年) 十二月十八日 松平乘邑外三名^{幕府}連署狀
- 一九四七(寛保三年) 十二月十八日 幕府老中宿繼証文
一九四八 (記事) 繼豐御鷹ノ鶴拜領
一九四九(寛保三年) 十二月十九日 松平信祝書狀
一九五〇(寛保三年) 十二月十九日 松平乘賢書狀
一九五一(寛保三年) 十二月廿一日 島津繼豐屈書
一九五二(寛保三年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
一九五三(寛保三年) 十二月廿七日 松平乘賢書狀
一九五四(寛保四年) 一月 七日 本多忠良書狀
一九五五(寛保四年) 一月 十一日 本多忠良書狀
一九五六(寛保四年) 一月 十一日 島津繼豐吉書
一九五七(寛保四年) 一月 十一日 松平乘邑外三名^{幕府}連署狀
一九五八(寛保四年) 一月 十一日 松平乘賢書狀
一九五九(寛保四年) 一月 廿三日 松平乘賢書狀
一九六〇(寛保四年) 一月 廿三日 松平乘賢書狀
一九六一(寛保四年) 一月 廿五日 藤爰外二名連署消息
一九六二(寛保四年) 一月 廿五日 藤爰外二名連署消息
一九六三(寛保四年) 一月 廿五日 近衛内前書狀
一九六四(寛保四年) 二月 二日 鎌田政直証狀
一九六五 (記事) 島津忠紀、吉貴ヨリ槍・刀ヲ受ク
一九六六(寛保四年) 二月 三日 島津久道証狀
一九六七(寛保四年) 二月 十七日 藤爰外二名連署消息
一九六八(寛保四年) 二月 十七日 藤爰外二名連署消息
一九六九(寛保四年) 二月 十八日 近衛内前書狀
一九七〇 二月 廿日 松平信祝書狀
一九七一 (記事) 延享改元

- 一九七二 (寛保四年) 藤之外二名連署消息
 一九七三 (記事) 延享改元
 一九七四 (延享元年) 三月 五日 松平乗邑外三名幕府連署狀
 一九七五 (延享元年) 三月 五日 松平乘賢書狀
 一九七六 (延享元年) 高瀬外三名連署消息
 一九七七 (延享元年) 三月 六日 島津繼豊届書
 一九七八 (延享元年) 三月 廿一日 本多忠良書狀
 一九七九 (延享元年) 三月 廿五日 本多忠良書狀
 一九八〇 (延享元年) 四月 三日 ふちえ外二名連署消息
 一九八一 (延享元年) 四月 十二日 土岐頼稔書狀
 一九八二 (延享元年) 四月 十二日 松平乘賢書狀
 一九八三 (延享元年) 四月 十八日 土岐頼稔書狀
 一九八四 (延享元年) 四月 十八日 松平乘賢書狀
 一九八五 延享元年 四月 十八日 山岡久柄・本田由親寺社奉行連署副狀
 一九八六 (記事) 繼豊増上寺火番ヲ宗信ニ代ラシメ、尋イテ伊達宗村之ニ代ル
 一九八七 (延享元年) 四月 十九日 幕府指図書
 一九八八 (延享元年) 幕府指図書
 一九八九 (延享元年) 幕府指図書
 一九九〇 (延享元年) 四月 廿三日 土岐頼稔書狀
 一九九一 (延享元年) 四月 廿三日 松平乘賢書狀
 一九九二 (延享元年) 五月 二日 松平乘賢書狀
 一九九三 (延享元年) 藤枝外二名連署消息
 一九九四 (延享元年) 五月 十七日 藤之外二名連署消息
 一九九五 (延享元年) 五月 十七日 藤之外二名連署消息
 一九九六 (延享元年) 五月 十七日 藤之外二名連署消息
 一九九七 (記事) 吉貫、和泉家ヲ再興セシム
 一九九八 繼豊、和泉家再興ヲ令ス
 一九九九 (延享元年) 五月 島津繼豊仰書
 二〇〇〇 (延享元年) 五月 和泉家再興覚書
 二〇〇一 (延享元年) 五月 廿七日 島津久純申渡書
 二〇〇二 延享元年 六月 六日 島津宗信神道流馬術入門誓詞
 二〇〇三 (延享元年) 六月 六日 島津繼豊届書
 二〇〇四 (延享元年) 六月 十二日 酒井忠知書狀
 二〇〇五 (延享元年) 六月 十二日 本多忠良書狀
 二〇〇六 (延享元年) 六月 十二日 酒井忠知書狀
 二〇〇七 (延享元年) 六月 十二日 本多忠良書狀
 二〇〇八 (延享元年) 六月 金銀通用触書
 二〇〇九 幕府大目付廻狀
 二〇一〇 (延享元年) 六月 十六日 高瀬外三名連署消息
 二〇一一 (延享元年) 七月 五日 松平乗邑書狀
 二〇一二 (延享元年) 七月 九日 松平乗邑書狀
 二〇一三 (延享元年) 七月 六日 松平乗邑書狀
 二〇一四 (延享元年) 七月 六日 松平乘賢書狀
 二〇一五 (記事) 於須磨繼豊生母磯邸ニ死去ス
 二〇一六 (延享元年) 七月 六日 島津久甫外四名家老連署書狀
 二〇一七 七月 晦日 榊山久初・島津久郷家老連署返書
 二〇一八 (延享元年) 七月 十八日 榊山久初・島津久郷家老連署書狀
 二〇一九 八月 十六日 島津久甫外五名家老連署返書
 二〇二〇 (延享元年) 七月 廿四日 榊山久初・島津久郷家老連署書狀

- 二〇二一 八月廿五日 島津久甫外五名家^老連署返書 二〇四六 (記事) 繼豊、家宣ノ遠忌ニ香奠ヲ献ス
- 二〇二二 七月廿四日 樺山久初・島津久郷^老連署書状 二〇四七 (延享元年) 十月廿日 松平乗邑書状
- 二〇二三 八月廿五日 島津久甫外五名家^老連署返書 二〇四八 (延享元年) 十月廿一日 島津繼豊内意書
- 二〇二四 (記事) 繼豊御鷹ノ雲雀拜領ス 二〇四九 (延享元年) 十月 樺山久初申渡書
- 二〇二五 (延享元年) 八月十一日 本多忠良書状 二〇五〇 (延享元年) 十一月十二日 松平乘賢書状
- 二〇二六 (延享元年) 八月 島津久純申渡書 二〇五一 (延享元年) 十一月十二日 酒井忠知書状
- 二〇二七 (記事) 島津忠紀、居宅ヲ鼓川ニ移ス 二〇五二 (延享元年) 十一月十二日 藤之外二名連署消息
- 二〇二八 (延享元年) 八月廿五日 顯姪久周申渡書 二〇五三 (延享元年) 藤之外二名連署消息
- 二〇二九 (記事) 一門家八朔礼式ノ衣服ヲ定ム 二〇五四 (記事) 島津忠通誕生
- 二〇三〇 (延享元年) 八月廿五日 島津久純申渡書 二〇五五 島津繼豊届書
- 二〇三一 (延享元年) 九月 寺社奉行所達書 二〇五六 (延享元年) 十二月十一日 島津繼豊伺書
- 二〇三二 (延享元年) 九月 八日 寺社奉行所添状 二〇五七 (延享元年) 十二月十三日 島津繼豊書状
- 二〇三三 (延享元年) 九月十三日 島津繼豊届書 二〇五八 (延享元年) 十二月十八日 松平乘賢書状
- 二〇三四 (延享元年) 九月十五日 島津宗信書状 二〇五九 (延享元年) 十二月十八日 松平乗邑書状
- 二〇三五 (延享元年) 九月十五日 島津繼豊書状 二〇六〇 (延享元年) 十二月十九日 松平乗邑書状
- 二〇三六 二〇六一 (記事) 繼豊御鷹ノ鶴拜領
島津忠郷ニ今和泉家ヲ繼ガシム
- 二〇三七 (延享元年) 九月十八日 松平乘賢書状 二〇六二 (延享元年) 十二月廿一日 島津繼豊達書
- 二〇三八 (延享元年) 九月十八日 松平乗邑書状 二〇六三 (延享元年) 十二月廿二日 松平乗邑書状
- 二〇三九 (延享元年) 九月十八日 徳川吉宗御内書 二〇六四 (延享元年) 十二月廿二日 松平乘賢書状
- 二〇四〇 (延享元年) 九月十八日 松平乘賢書状 二〇六五 (延享元年) 高瀬外三名連署消息
- 二〇四一 (延享元年) 九月十九日 松平乘賢書状 二〇六六 (記事) 島津忠紀、繼豊ニ代リ忠郷ノ礼ヲ受ク、尋イデ越前家系譜ヲ受
- 二〇四二 (記事) 於須磨^{繼豊} 慶府ニ死ス^{生母}
- 二〇四三 (延享元年) 九月廿二日 松平乗邑書状 二〇六七 延享元年 十二月廿五日 島津久甫外五名家^老連署証状
- 二〇四四 (延享元年) 九月廿二日 松平乘賢書状 二〇六八 延享元年 十二月廿五日 島津久甫外五名家^老連署証状
- 二〇四五 (延享元年) 萩原消息

- 二〇六九 (延享元年) 十二月廿七日 徳川吉宗御内書
二〇七〇 (延享元年) 十二月廿七日 酒井忠知書狀
二〇七一 (延享二年) 一月 二日 藤之外二名連署消息
二〇七二 (延享二年) 一月 二日 藤之外二名連署消息
二〇七三 (延享二年) 一月 七日 本多忠良書狀
二〇七四 (延享二年) 一月 七日 松平乘賢書狀
二〇七五 (延享二年) 一月十一日 松平乗邑外二名^{幕府}連署狀
二〇七六 (延享二年) 一月十一日 松平乘賢書狀
二〇七七 (延享二年) 一月十一日 島津繼豊吉書
二〇七八 (延享二年) 一月十一日 本多忠良書狀
二〇七九 (延享二年) 一月十一日 松平乘賢書狀
二〇八〇 (延享二年) 一月廿五日 島津繼豊小松称号授与狀
二〇八一 (延享二年) 一月廿七日 本多忠良書狀
二〇八二 (延享二年) 一月廿七日 松平乘賢書狀
二〇八三 (延享二年) 高瀬外三名連署消息
二〇八四 (延享二年) 二月 朔日 島津繼豊宛行狀
二〇八五 (延享二年) 二月 三日 藤之外二名連署消息
二〇八六 (延享二年) 二月 七日 藤之外二名連署消息
二〇八七 (延享二年) 二月 穎娃久周申渡書
二〇八八 (延享二年) (記事) 高瀬外類焼ス
二〇八九 (延享二年) 二月十三日 島津繼豊届書
二〇九〇 (延享二年) 二月十三日 野村盛凭覚書
二〇九一 (延享二年) 二月廿四日 本多忠良書狀
二〇九二 (延享二年) 二月廿五日 島津繼豊願書
二〇九三 (延享二年) (記事) 宗信始メテ帰因シ礼使ヲ派ス
- 二〇九四 (延享二年) 二月廿七日 樺山久初外三名^{老家}連署書狀
二〇九五 (延享二年) 四月 三日 島津久甫外二名^{老家}連署返書
二〇九六 (延享二年) 三月十三日 鎌田政直・郷原久雄^{老家}連署書狀
二〇九七 (延享二年) 三月十六日 島津繼豊公帖
二〇九八 (延享二年) 三月十六日 島津繼豊公帖
二〇九九 (延享二年) 三月十八日 本多忠良書狀
二一〇〇 (延享二年) 三月十八日 松平乘賢書狀
二一〇一 (延享二年) 三月十八日 島津繼豊書狀
二一〇二 (延享二年) 三月十八日 本多忠良書狀
二一〇三 (延享二年) 三月十八日 本多忠良書狀
二一〇四 (延享二年) 三月廿一日 本多忠良書狀
二一〇五 (延享二年) 三月廿三日 松平乘賢書狀
二一〇六 (延享二年) 三月廿三日 松平乘賢書狀
二一〇七 (延享二年) 三月廿六日 本多忠良書狀
二一〇八 (延享二年) 三月廿六日 松平乘賢書狀
二一〇九 (延享二年) 三月廿八日 島津繼豊一字狀
二一一〇 (延享二年) 四月十三日 松平乗邑書狀
二一一一 (延享二年) 四月十三日 松平乘賢書狀
二一一二 (延享二年) 四月十三日 宗信初メテ告ヲ賜ハル
二一一三 (延享二年) 四月十七日 松平乗邑外二名^{幕府}連署狀
二一一四 (延享二年) 四月廿一日 松平乗邑書狀
二一一五 (延享二年) 四月廿一日 松平乘賢書狀
二一一六 (延享二年) 某消息
二一一七 (延享二年) 四月廿五日 島津久純・島津久郷^{老家}連署添書
二一一八 (延享二年) 高瀬外三名連署消息

二二一九	(延享二年)	四月廿七日	藤之外二名連署消息	二二四四	(延享二年)	六月廿六日	松平乘賢書狀
二二二〇	(延享二年)	五月二日	徳川吉宗御内書	二二四五	(延享二年)	六月廿六日	本多忠良書狀
二二二一	(延享二年)	五月二日	松平乘賢書狀	二二四六	(延享二年)	六月廿六日	松平乘賢書狀
二二二二	(延享二年)	五月三日	藤之外二名連署消息	二二四七	(延享二年)	六月廿六日	たかせ外三名連署消息
二二二三	(延享二年)	五月七日	徳川宗勝書狀	二二四八	(延享二年)	九月七日	高瀬外三名連署消息
二二二四	(延享二年)	五月十七日	藤之外二名連署消息	二二四九	(延享二年)	九月七日	藤之外二名連署消息
二二二五	(記事)		七島船奥州ニ漂着	二二五〇	(延享二年)	七月六日	松平乗邑書狀
二二二六		五月廿二日	島津継豊届書	二二五一	(延享二年)	七月六日	松平乘賢書狀
二二二七		五月廿二日	野村盛凭口上覚	二二五二	(延享二年)	七月廿五日	松平乗邑書狀
二二二八		五月廿四日	野村盛凭口上覚	二二五三	(延享二年)	七月廿七日	藤之外二名連署消息
二二二九		五月廿四日	野村盛凭口上覚	二二五四	(記事)		継豊御鷹ノ雲雀拝領
二二三〇	(延享二年)	五月廿五日	酒井忠知書狀	二二五五	(延享二年)	八月四日	酒井忠知書狀
二二三一	(延享二年)	五月廿七日	酒井忠知書狀	二二五六	(延享二年)	八月四日	松平乘賢書狀
二二三二	(延享二年)	五月廿八日	松平乘賢書狀	二二五七	(延享二年)	八月四日	松平乗邑外二名 <small>幕府</small> 連署狀
二二三三	(延享二年)	五月廿八日	松平乘賢書狀	二二五八	(延享二年)	八月四日	松平乘賢書狀
二二三四	(延享二年)		藤之外二名連署消息	二二五九	(延享二年)	八月十五日	徳川宗勝書狀
二二三五	(記事)		宗信初メテ帰国ノ告ヲ賜ハル	二二六〇	(延享二年)	八月廿一日	酒井忠知書狀
二二三六	(延享二年)	六月十八日	本多忠良書狀	二二六一	(記事)		宗信、家重ノ嗣位ヲ賀ス
二二三七	(延享二年)	六月十八日	松平乘賢書狀	二二六二	(記事)		継豊、將軍隠居ノコトヲ聞ク
二二三八	(延享二年)		たかせ外三名連署消息	二二六三	(延享二年)	九月二日	島津継豊書狀
二二三九	(延享二年)	六月廿二日	本多忠良書狀	二二六四	(延享二年)	九月二日	島津継豊書狀
二二四〇	(延享二年)	六月廿四日	松平乗邑書狀	二二六五	(延享二年)	九月七日	徳川吉宗御内書
二二四一	(延享二年)	六月廿六日	本多忠良書狀	二二六六	(延享二年)	九月七日	酒井忠知書狀
二二四二	(延享二年)	六月廿六日	松平乘賢書狀	二二六七	(延享二年)	九月十三日	本多忠良書狀
二二四三	(延享二年)	六月廿六日	本多忠良書狀	二二六八	(延享二年)	九月十三日	松平乘賢書狀

- 二二六九 (延享二年) 九月十四日 本多忠良書狀
- 二二七〇 (延享二年) 九月十五日 島津久甫外五名家^{幕府}連署証狀
- 二二七一 (延享二年) 九月十五日 島津繼豊書狀
- 二二七二 (延享二年) 九月十五日 松平輝貞書狀
- 二二七三 (延享二年) 九月十六日 本多忠良書狀
- 二二七四 (延享二年) 九月十六日 松平乘賢書狀
- 二二七五 (延享二年) 九月十六日 本多忠良書狀
- 二二七六 (延享二年) 九月十六日 松平乘賢書狀
- 二二七七 (延享二年) 九月十八日 酒井忠知外二名^{幕府}連署奉書
- 二二七八 (延享二年) 九月十八日 本多忠良書狀
- 二二七九 (延享二年) 九月十九日 松平乘賢書狀
- 二二八〇 (延享二年) 九月十九日 酒井忠知外二名^{幕府}連署狀
- 二二八一 (延享二年) 九月十九日 松平乘賢書狀
- 二二八二 (延享二年) (記事) 吉貴、吉宗隱居家重襲封ヲ賀ス
- 二二八三 (延享二年) 九月廿七日 酒井忠知外二名^{幕府}連署狀
- 二二八四 (延享二年) 九月廿七日 本多忠良書狀
- 二二八五 (延享二年) 九月廿七日 酒井忠知外二名^{幕府}連署狀
- 二二八六 (延享二年) 九月廿七日 本多忠良書狀
- 二二八七 (延享二年) (記事) 繼豊、吉宗・家重ノ移徙ヲ賀ス
- 二二八八 (延享二年) 九月 (記事) 代替御礼覚書
- 二二八九 (延享二年) (記事) 嘉例ニヨリ馬二匹献上
- 二二九〇 (延享二年) 九月廿七日 島津繼豊願書
- 二二九一 (延享二年) 九月廿七日 本多忠良書狀
- 二二九二 (延享二年) 九月廿七日 本多忠良書狀
- 二二九三 (延享二年) (記事) 繼豊病ニヨリ代替リ誓書能ハス
- 二二九四 (延享二年) 九月廿七日 島津繼豊伺書
- (の二) 二月 二日 幕府触書
- (の二) 二月 三日 幕府触書添狀
- (の三) 在府家老覚書
- 二二九五 (延享二年) (記事) 吉貴、將軍家ノ代替リヲ賀ス
- 二二九六 (延享二年) 十月 島津繼豊伺書
- 二二九七 (延享二年) 十月 島津繼豊伺書
- 二二九八 (延享二年) (記事) 繼豊使者ヲ以テ將軍嗣位ヲ賀ス
- 二二九九 (延享二年) 十月 二日 酒井忠知書狀
- 三〇〇〇 (延享二年) 十月 二日 西尾忠直書狀
- 三〇〇一 (延享二年) 十月 二日 酒井忠知書狀
- 三〇〇二 (延享二年) 十月 二日 酒井忠知外二名^{幕府}連署狀
- 三〇〇三 (延享二年) 十月 二日 西尾忠直書狀
- 三〇〇四 (延享二年) 十月 二日 酒井忠知書狀
- 三〇〇五 (延享二年) (記事) 宗信、將軍家ノ代替リ等ヲ賀ス
- 三〇〇六 (延享二年) 十月 二日 酒井忠知外二名^{幕府}連署狀
- 三〇〇七 (延享二年) 十月 二日 西尾忠直書狀
- 三〇〇八 (延享二年) 十月 二日 酒井忠知書狀
- 三〇〇九 (延享二年) 十月 四日 藤々外二名連署消息
- 三〇一〇 (延享二年) 十月 五日 酒井忠知書狀
- 三〇一一 (延享二年) 十月 五日 西尾忠直書狀
- 三〇一二 (延享二年) 十月 五日 酒井忠知書狀
- 三〇一三 (延享二年) 十月 五日 西尾忠直書狀
- 三〇一四 (延享二年) 十月 五日 西尾忠直書狀
- 三〇一五 (延享二年) 十月 五日 酒井忠知書狀

- 二二二六 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二二七 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二二八 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二二九 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三〇 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三一 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三二 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三三 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三四 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三五 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三六 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三七 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三八 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二三九 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
 二二四〇 (延享二年) 十月 七日 酒井忠知書狀
- 二二二八 (延享二年) 十月 廿二日 勝浦山稻荷社棟札
 二二二九 寛保二年 十月 廿二日 勝浦山稻荷社棟札
 二二三〇 (延享二年) 十一月 二日 島津宗信書狀
 二二三一 (延享二年) 十一月 三日 本多忠良書狀
 二二三二 (延享二年) 十一月 四日 島津宗信書狀
 二二三三 (延享二年) 十一月 四日 島津宗信書狀
 二二三四 (延享二年) 十一月 四日 島津宗信書狀
 二二三五 (延享二年) 十一月 四日 島津宗信書狀
- 二二三六 (延享二年) 十月 廿日 本多忠良書狀
 二二三七 (延享二年) 十月 廿日 本多忠良書狀
 二二三八 (延享二年) 十月 廿日 本多忠良書狀
 二二三九 (延享二年) 十月 廿日 本多忠良書狀
 二二四〇 (延享二年) 十月 廿日 本多忠良書狀
- 二二四一 (延享二年) 十一月 七日 本多忠良書狀
 二二四二 (延享二年) 十一月 十二日 酒井忠知外二名幕府連署狀
 二二四三 (延享二年) 十一月 十二日 西尾忠直書狀
 二二四四 (延享二年) 十一月 十二日 西尾忠直書狀
 二二四五 (延享二年) 十一月 十二日 西尾忠直書狀
 二二四六 (延享二年) 十一月 十二日 西尾忠直書狀
 二二四七 (延享二年) 十一月 十一日 島津繼豊幕府同書
 二二四八 (延享二年) 十一月 十一日 島津繼豊幕府同書
 二二四九 (延享二年) 十一月 十一日 島津繼豊幕府同書
- 二二五〇 (延享二年) 十一月 十二日 本多忠良書狀
 二二五一 (延享二年) 十一月 十二日 西尾忠直書狀
 二二五二 (延享二年) 十一月 十二日 西尾忠直書狀
 二二五三 (延享二年) 十一月 廿日 島津久純・島津久郷老家連署書狀
 二二五四 (延享二年) 十一月 廿一日 樺山久初外六名老家連署返書
 二二五五 (延享二年) 十一月 廿三日 島津繼豊幕府同書
 二二五六 (延享二年) 十一月 廿七日 島津繼豊幕府同書
 二二五七 (延享二年) 十一月 廿七日 島津繼豊幕府同書
 二二五八 (延享二年) 十一月 廿七日 島津繼豊幕府同書
 二二五九 (延享二年) 十一月 廿七日 島津繼豊幕府同書
 二二六〇 (延享二年) 十一月 廿八日 北条時守申渡書
 二二六一 (延享二年) 十一月 廿八日 酒井忠知書狀
 二二六二 (延享二年) 十一月 廿八日 酒井忠知書狀
 二二六三 (延享二年) 十一月 廿八日 西尾忠直書狀
 二二六四 (延享二年) 十一月 廿八日 西尾忠直書狀
- 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀
 二二五〇 (延享二年) 十一月 七日 西尾忠直書狀

二二六五 (延享二年) さえた外七名連署消息

二二六六 (延享二年) 十一月 継豊令書ヲ受ク

二二六七 (延享二年) 十一月 某覚書
幕府老中令書

二二六八 (延享二年) 十一月 晦日 野村盛凭口上書

二二六九 (延享二年) 十二月 朔日 本多忠良書狀

二二七〇 (延享二年) 十二月 朔日 西尾忠直書狀

二二七一 (延享二年) 十二月 朔日 本多忠良書狀

二二七二 (延享二年) さえた外七名連署消息

二二七三 (延享二年) 十二月 二日 酒井忠知書狀

二二七四 (延享二年) 十二月 二日 西尾忠直書狀

二二七五 (延享二年) 十二月 二日 本多忠良書狀

二二七六 (延享二年) 十二月 三日 荻原消息

二二七七 (延享二年) 十二月 五日 松平乘賢書狀

二二七八 (延享二年) 十二月 五日 西尾忠直書狀

二二七九 (延享二年) 十二月 五日 本多忠良書狀

二二八〇 (延享二年) 十二月 七日 松平乘賢書狀

二二八一 (延享二年) 十二月 七日 西尾忠直書狀

二二八二 (延享二年) 十二月 七日 本多忠良書狀

二二八三 (延享二年) さえた外七名連署消息

二二八四 (延享二年) さえた外七名連署消息

二二八五 (延享二年) 十二月 九日 松平乘賢書狀

二二八六 (延享二年) 十二月 九日 西尾忠直書狀

二二八七 (延享二年) 十二月 九日 本多忠良書狀

二二八八 (延享二年) 十二月 十二日 松平乘賢書狀

二二八九 (延享二年) 十二月 十二日 西尾忠直書狀

二二九〇 (延享二年) 十二月 十二日 本多忠良書狀

二二九一 (延享二年) さえた外七名連署消息

二二九二 (延享二年) さえた外七名連署消息

二二九三 (延享二年) さえた外七名連署消息

二二九四 (延享二年) 十二月 十二日 松平乘賢書狀

二二九五 (延享二年) 十二月 十二日 西尾忠直書狀

二二九六 (延享二年) 十二月 十二日 本多忠良書狀

二二九七 (延享二年) 幕府触書
幕府御鷹ノ鶴拝領ス

二二九八 (延享二年) 十二月 幕府触書

二二九九 (延享二年) 十二月 十八日 松平乘賢書狀

二三〇〇 (延享二年) 十二月 十八日 松平乘賢書狀

二三〇一 (延享二年) 十二月 廿二日 島津継豊届書

二三〇二 (延享二年) さえた外七名連署消息

二三〇三 (延享二年) 藤え外二名連署消息

二三〇四 (延享二年) 酒井忠知書狀

二三〇五 (延享二年) 西尾忠直書狀

二三〇六 (延享二年) 松平乘賢書狀

二三〇七 (延享二年) 酒井忠知書狀

二三〇八 (延享二年) 酒井忠知書狀

二三〇九 (延享二年) 酒井忠知書狀

二三一〇 (延享二年) 西尾忠直書狀

二三一一 (延享二年) 松平乘賢書狀

二三一二 (延享二年) 酒井忠知書狀

二三一三 (延享二年) 酒井忠知書狀

二三一四 (延享二年) 島津継豊伺書

- 二三六三 (延享二年) 閏十二月六日 西尾忠直書狀
 二三六四 (延享二年) 閏十二月六日 松平乘賢書狀
 二三六五 (延享二年) 閏十二月六日 酒井忠知書狀
 二三六六 (延享二年) 閏十二月六日 松平乘賢書狀
 二三六七 (延享二年) 閏十二月六日 西尾忠直書狀
 二三六八 (延享二年) 閏十二月六日 松平乘賢書狀
 二三六九 (延享二年) 閏十二月六日 松平乘賢書狀
 二三七〇 (延享二年) 閏十二月 諸国巡見使条目
 二三七一 (延享二年) 閏十二月 諸国巡見使条目
 二三七二 (延享二年) 閏十二月 諸国巡見使条目
 二三七三 延享三年 一月 元日 島津宗信吉書
 二三七四 (延享三年) 一月 二日 岡田・荻原連署消息
 二三七五 (延享三年) 一月 二日 鎌田政直・郷原久雄老家連署書狀
 二三七六 二月 二日 島津久春・島津久郷連署返書
 二三七七 (記事) 宗信參勤
 二三七八 (延享三年) 一月 五日 本多忠良書狀
 二三七九 (延享三年) 一月 五日 本多忠良書狀
 二三八〇 (延享三年) 一月 七日 本多忠良書狀
 二三八一 (延享三年) 一月 七日 西尾忠直書狀
 二三八二 (延享三年) 一月 十一日 酒井忠知外三名幕府連署狀
 二三八三 (延享三年) 一月 十一日 西尾忠直書狀
 二三八四 (延享三年) 一月 十一日 酒井忠知外三名幕府連署狀
 二三八五 (延享三年) 一月 十一日 西尾忠直書狀
 二三八六 延享三年 一月 十一日 島津継豊吉書
 二三八七 (延享三年) 一月 十一日 本多忠良書狀
- 二三八八 (延享三年) 一月 十一日 西尾忠直書狀
 二三八九 (記事) 吉貴參勤ノ期ヲ三年毎ニ伺フコトヲ許サル
 二三九〇 (延享三年) 一月 十五日 本多忠良書狀
 二三九一 (延享三年) 一月 十五日 酒井忠知書狀
 二三九二 (延享三年) 一月 十五日 西尾忠直書狀
 二三九三 (延享三年) 一月 十五日 徳川宗直書狀
 二三九四 (延享三年) 一月 十五日 徳川宗翰書狀
 二三九五 (延享三年) 一月 十八日 酒井忠知書狀
 二三九六 (延享三年) 一月 十八日 本多忠良書狀
 二三九七 (延享三年) 一月 十八日 西尾忠直書狀
 二三九八 (延享三年) さえた外七名連署消息
 二三九九 (延享三年) さえた外七名連署消息
 二四〇〇 (延享三年) 二月 岡田外二名連署消息
 二四〇一 (延享三年) 二月 六日 堀田正亮書狀
 二四〇二 (延享三年) 二月 六日 西尾忠直書狀
 二四〇三 (延享三年) 二月 六日 堀田正亮書狀
 二四〇四 (記事) 重豪ノ七夜ノ賀儀行ハル
 二四〇五 (延享三年) 二月 十三日 堀田正亮書狀
 二四〇六 (延享三年) 二月 十三日 西尾忠直書狀
 二四〇七 (延享三年) 二月 十三日 本多忠良書狀
 二四〇八 二月 十六日 島津継豊同書
 二四〇九 (延享三年) 二月 廿日 酒井忠知書狀
 二四一〇 (延享三年) 二月 十八日 堀田正亮書狀
 二四一一 (延享三年) 二月 十九日 堀田正亮書狀

- 二四二二 (延享三年) 二月廿五日 堀田正亮書狀
- 二四二三 (延享三年) 二月廿五日 西尾忠直書狀
- 二四二四 (延享三年) 二月廿五日 本多忠良書狀
- 二四二五 (延享三年) さへた外七名連署消息
- 二四二六 (延享三年) さへた外七名連署消息
- 二四二七 (延享三年) さへた外七名連署消息
- 二四二八 (延享三年) さへた外七名連署消息
- 二四二九 (延享三年) さへた外七名連署消息
- 二四三〇 (延享三年) 樺山久初外三名^{家老}連署知行目錄
- 二四三一 (延享三年) 宗信參府 (記事)
- 二四三二 (延享三年) 三月十四日 酒井忠知外三名^{幕府}連署狀
- 二四三三 (延享三年) 三月十五日 島津繼豊伺書
- 二四三四 (延享三年) 三月十八日 松平乘賢書狀
- 二四三五 (延享三年) 三月十八日 繼豊病ニヨリ使ヲ進シテ家重嗣位ヲ賀ス (記事)
- 二四三六 (延享三年) 三月廿日 幕府大目付廻狀
- 二四三七 (延享三年) 三月廿日 酒井忠知外三名^{幕府}連署狀
- 二四三八 (延享三年) 三月廿日 宗信登宮シ武家諸法度ヲ聞ク (記事)
- 二四三九 (延享三年) 幕府御触書
- 二四四〇 (延享三年) 三月廿日 藤本伴右衛門外二名連署書狀
- 二四四一 (延享三年) 三月廿日 德川武家諸法度布告次第
- 二四四二 (延享三年) 三月廿日 野矢直之丞口上覚
- 二四四三 (延享三年) 三月廿日 武家諸法度
- 二四四四 (延享三年) 三月廿日 幕府廻達次第
- 二四四五 (延享三年) 三月廿二日 堀田正亮書狀
- 二四三六 (延享三年) 三月廿二日 松平乘賢書狀
- 二四三七 (延享三年) 三月廿二日 西尾忠直書狀
- 二四三八 (延享三年) 三月廿五日 酒井忠知書狀
- 二四三九 (延享三年) 三月廿六日 今帰仁朝見起請文前書
- 二四四〇 (延享三年) 三月廿六日 宜野灣朝雅起請文前書
- 二四四一 (延享三年) 三月廿七日 近衛内前書狀
- 二四四二 (延享三年) 四月三日 島津久甫・顯娃久周^{家老}連署書狀
- 二四四三 (延享三年) 四月三日 宗信、繼豊ニ代リ將軍宣下ノ賀宴ヲ為ス (記事)
- 二四四四 (延享三年) 四月十九日 繼豊、宗信ヲシテ將軍宣下ノ賀宴ヲ為サシム (記事)
- 二四四五 (延享三年) 四月十九日 島津忠就届書
- 二四四六 (延享三年) 四月十九日 島津繼豊届書
- 二四四七 (延享三年) 四月十七日 島津久甫・顯娃久周^{家老}連署書狀
- 二四四八 (延享三年) 四月廿一日 酒井忠知書狀
- 二四四九 (延享三年) 四月廿一日 西尾忠直書狀
- 二四五〇 (延享三年) 四月廿一日 繼豊嘉例ニヨリ馬二匹ヲ献ス (記事)
- 二四五一 (延享三年) 四月十九日 島津繼豊上馬目錄
- 二四五二 (延享三年) 四月十九日 島津繼豊進上馬目錄
- 二四五三 (延享三年) 四月廿五日 島津繼豊献上馬目錄
- 二四五四 (延享三年) 四月廿五日 献上馬具目錄
- 二四五五 (延享三年) 四月廿五日 酒井忠知書狀
- 二四五六 (延享三年) 五月朔日 島津久甫・顯娃久周^{家老}連署書狀
- 二四五七 (延享三年) 五月朔日 島津久甫・顯娃久周^{家老}連署書狀
- 二四五六 (延享三年) 五月朔日 島津久甫・顯娃久周^{家老}連署書狀
- 二四五八 (延享三年) 五月廿八日 樺山久初外三名^{家老}連署返書
- 二四五九 (延享三年) 五月廿八日 藤之外二名連署消息
- 二四六〇 (延享三年) 五月二日 德川家重御内書

- 二四六一 (延享三年) 五月 二日 西尾忠直書状
 二四六二 (延享三年) 五月 三日 酒井忠知外三名幕府連署状
 二四六三 (記事) 宗信登宮シ蹴鞠ヲ拝観ス
 二四六四 (記事) 吉貴、宗信ニ上使ヲ賜ハルヲ謝ス
- 二四六五 (延享三年) 五月 九日 本多忠良書状
 二四六六 (延享三年) 五月 九日 酒井忠知書状
 二四六七 (延享三年) 五月 九日 西尾忠直書状
 二四六八 (延享三年) さゑた外七名連署消息
 二四六九 (延享三年) さゑた外七名連署消息
 二四七〇 (延享三年) さゑた外七名連署消息
- 二四七一 (延享三年) 五月十三日 酒井忠知書状
 二四七二 (延享三年) 五月十三日 本多忠良書状
 二四七三 (延享三年) 五月十三日 西尾忠直書状
 二四七四 (延享三年) 藤え外二名連署消息
 二四七五 (延享三年) 藤え外二名連署消息
 二四七六 (延享三年) さゑた外六名連署消息
- 二四七七 (延享三年) 五月十八日 島津吉貴内意書并家老連署返書
 二四七八 (延享三年) 五月廿三日 秋元涼朝・本多正珍連署書状
 二四七九 (延享三年) 五月廿四日 島津繼豊届書
 二四八〇 (延享三年) 六月十一日 堀田正亮書状
 二四八一 (延享三年) 六月十一日 松平武元書状
 二四八二 (延享三年) 六月十一日 酒井忠知書状
 二四八三 (延享三年) 六月十一日 松平武元書状
 二四八四 (延享三年) 六月十一日 堀田正亮書状
- 二四八五 (延享三年) 六月十一日 酒井忠知書状
 二四八六 (延享三年) 清崎・高瀬連署消息
 二四八七 (延享三年) さゑた外六名連署消息
 二四八八 (延享三年) 六月十六日 堀田正亮書状
 二四八九 (延享三年) 六月廿三日 堀田正亮書状
 二四九〇 (延享三年) 六月廿三日 酒井忠知書状
 二四九一 (延享三年) 六月廿六日 堀田正亮書状
 二四九二 (記事) 島津忠紀、吉貴ヨリ腰刀ヲ受ク
 二四九三 (寛保三年) 七月廿六日 脇差拵書
 二四九四 (延享三年) 七月 七日 西尾忠直書状
 二四九五 (延享三年) 七月 六日 西尾忠直書状
 二四九六 (延享三年) 七月 六日 松平武元書状
 二四九七 延享三年 七月十一日 島津繼豊公帖
 二四九八 (記事) 繼豊御廣ノ雲雀拝領
 二四九九 (記事) 上使領内ヲ巡見ス
 二五〇〇 (記事) 上使夏目氏領内水引ニテ病ヲ養フ
- 二五〇一 (延享三年) 八月 四日 宗信御鷹ノ雲雀拝領
 二五〇二 (延享三年) 八月 四日 吉貴、上使巡國ヲ勞フ
 二五〇三 (延享三年) 八月 九日 酒井忠知書状
 二五〇四 (延享三年) 松平武元書状
 二五〇五 (延享三年) 西尾忠直書状
 二五〇六 (延享三年) 清崎・高瀬連署消息
 二五〇七 (延享三年) さゑた外七名連署消息
 二五〇八 延享三年 八月廿五日 幕府老中指凶書
 (記事) 宗信、家重代替ノ起請文ヲ提ス
 島津宗信起請文前書

二五〇九 起請文進上者名書

二五〇〇 (延享三年) 九月 二日 島津繼豐書狀

二五一 (延享三年) 九月 二日 島津繼豐書狀

二五二 (延享三年) 九月 二日 島津繼豐書狀

二五三 (延享三年) 九月 二日 島津宗信書狀

二五四 (延享三年) 九月 二日 島津宗信書狀

二五五 (延享三年) 九月 二日 島津宗信書狀

二五六 (延享三年) 九月 七日 徳川家重御内書

二五七 (延享三年) 九月 七日 松平武元書狀

二五八 (延享三年) 九月 八日 島津久甫書狀

二五九 (延享三年) 九月 八日 繼豐領知之印章ヲ受ク

二五〇 (延享三年) 九月 八日 宗信、繼豐ニ代リ領知印章ヲ受ク

二五一 (延享三年) 十月 十日 酒井忠知外二名幕府連署狀

二五二 (延享三年) 十月 十日 徳川家重領知判物

二五三 (延享三年) 十月 十一日 秋元涼朝・本多正珍連署領知目録

二五四 (延享三年) 十月 十五日 松平武元書狀

二五五 (延享三年) 十月 十七日 藤え外二名連署消息

二五六 (延享三年) 十月 廿一日 西尾忠直書狀

二五七 (延享三年) 十月 廿一日 宗信御鷹ノ鷹拜領

二五八 (延享三年) 十一月 十七日 岡田外二名連署消息

二五九 (延享三年) 十一月 十七日 岡田外二名連署消息

二六〇 (延享三年) 十一月 十七日 岡田外二名連署消息

二六一 (延享三年) 十一月 十七日 繼豐致仕、宗信襲封ヲ謝ス

二五三二 (延享三年) 十一月 廿一日 宗信襲封、繼豐隠居ヲ謝ス

二五三三 (延享三年) 十一月 廿一日 島津宗信連書

二五三四 (延享三年) 十一月 十八日 島津久甫外二名幕府連署書狀

二五三五 (延享三年) 十一月 十八日 榊山久初外五名幕府連署書狀

二五六 (延享三年) 十一月 十八日 島津繼豐願書

二五三七 (延享三年) 十一月 廿一日 島津久甫外二名幕府連署書狀

二五三八 (延享三年) 十一月 廿一日 榊山久初外五名幕府連署返書

二五三九 (延享三年) 十一月 廿二日 酒井忠知外二名幕府連署書狀

二五四〇 (延享三年) 十一月 廿五日 松平武元書狀

二五四一 (延享三年) 十一月 廿五日 酒井忠知書狀

二五四二 (延享三年) 十一月 廿五日 西尾忠直書狀

二五四三 (延享三年) 十一月 廿五日 島津久甫外二名幕府連署書狀

二五四四 (延享三年) 十一月 廿九日 酒井忠知外二名幕府連署書狀

二五四五 (延享三年) 十一月 廿九日 幕府老中宿繼証文

二五四六 (延享三年) 十一月 晦日 酒井忠知外二名幕府連署書狀

二五四七 (延享三年) 十一月 晦日 酒井忠知外二名幕府連署書狀

二五四八 (延享三年) 十一月 晦日 宗信襲封ヲ將軍等ニ礼謝ス

二四九 (延享三年) 十二月 十一日 繼豐御鷹ノ鷹拜領

二五〇 (延享三年) 十二月 十一日 宗信、伝来ノ重物ヲ譲リ受ク

二五五二 (延享三年) 十二月 十一日 島津繼豐讓狀

二五五三 (延享三年) 十二月 十三日 堀田正亮書狀

二五五四 (延享三年) 十二月 十三日 松平武元書狀

二五五五 (延享三年) 十二月 十三日 酒井忠知書狀

二五六 (延享三年) 十二月 十三日 吉貴、繼豐ノ領知判物受ルヲ謝ス

又

- 二五五七 (延享三年) 十二月十五日 松平武元書狀
- 二五五八 (延享三年) 十二月十五日 堀田正亮書狀
- 二五五九 (延享三年) 十二月十五日 酒井忠知書狀
- 二五六〇 (延享三年) 十二月十八日 島津久甫外二名家^老連署書狀
- 二五六一 登城令書
- 二五六二 (延享三年) 十二月十七日 酒井忠知外三名^{幕府}連署狀
- 二五六三 (記事) 宗信左近衛少將ニ転任
- 二五六四 延享三年 十二月十八日 島津宗信任左近衛權少將口宣案
- 二五六五 上卿・職事等書立
- 二五六六 延享三年 十二月十八日 島津宗信任左近衛權少將宣旨
- 二五六七 (延享三年) 十二月十九日 堀田正亮書狀
- 二五六八 (延享三年) 十二月十九日 松平武元書狀
- 二五六九 (延享三年) 十二月十九日 酒井忠知書狀
- 二五七〇 (延享三年) 十二月十九日 堀田正亮書狀
- 二五七一 (延享三年) 十二月十九日 松平武元書狀
- 二五七二 (延享三年) 十二月廿二日 堀田正亮書狀
- 二五七三 (延享三年) 十二月廿三日 徳川宗勝書狀
- 二五七四 (延享三年) 十二月廿七日 徳川家重御内書
- 二五七五 (延享三年) 十二月廿七日 松平武元書狀
- 二五七六 (延享三年) 十二月廿七日 酒井忠知外三名^{幕府}連署狀
- 二五七七 (記事) 宗信、任官ヲ將軍父子ニ礼謝ス
- 二五七八 (延享三年) 十二月廿七日 徳川家重御内書
- 二五七九 (延享三年) 十二月廿七日 松平武元書狀
- 二五八〇 (延享四年) 一月二日 岡田外二名連署消息

- 二五八一 (延享三年) 十二月廿一日 島津宗信献上伺書
- 二五八二 (延享四年) 一月二日 伊勢貞起書狀
- 二五八三 (延享四年) 一月七日 松平武元書狀
- 二五八四 (延享四年) 一月七日 西尾忠直書狀
- 二五八五 (延享四年) 一月七日 松平武元書狀
- 二五八六 (延享四年) 一月七日 西尾忠直書狀
- 二五八七 延享四年 一月十一日 島津宗信吉書
- 二五八八 (延享四年) 一月十一日 酒井忠知外三名^{幕府}連署狀
- 二五八九 (延享四年) 一月十一日 松平武元書狀
- 二五九〇 (延享四年) 一月十一日 松平武元書狀
- 二五九一 (延享四年) 一月十一日 西尾忠直書狀
- 二五九二 (記事) 吉貴、繼豊隠居、宗信襲封ヲ謝ス
- 二五九三 (延享四年) 一月廿七日 松平武元書狀
- 二五九四 (延享四年) 一月廿六日 西尾忠直書狀
- 二五九五 (延享四年) 一月廿六日 堀田正亮書狀
- 二五九六 (延享四年) さゝた外六名連署消息
- 二五九七 (延享四年) 清崎・高瀬連署消息
- 二五九八 (延享四年) さゝた外六名連署消息
- 二五九九 本多正珍書狀
- 二六〇〇 (延享四年) 二月十二日 松平武元書狀
- 二六〇一 (延享四年) 二月十二日 西尾忠直書狀
- 二六〇二 (延享四年) 清崎・高瀬連署消息
- 二六〇三 (延享四年) 二月 幕府指圖書
- 二六〇四 (延享四年) 二月十六日 島津宗信伺書
- 二六〇五 (記事) 吉貴、宗信ノ少將転任ヲ礼謝ス

- 二六〇六 (延享四年) 二月十八日 本多正珍書狀
 二六〇七 (延享四年) 二月十八日 松平武元書狀
 二六〇八 (延享四年) 二月十八日 西尾忠直書狀
 二六〇九 (延享四年) さえた外六名連署消息
 二六一〇 (延享四年) さえた外六名連署消息
 二六一一 (延享四年) 清崎・高瀬連署消息
 二六一二 (延享四年) (記事) 宗信襲封ヲ賀シ幕臣ヲ招宴ス
 二六一三 (延享四年) 二月廿日 酒井忠知書狀
 二六一四 (延享四年) 二月廿日 酒井忠知書狀
 二六一五 (延享四年) (記事) 吉貴御鷹ノ鶴拜領、礼使ヲ派ス
 二六一六 (延享四年) 二月廿一日 酒井忠知外三名幕府連署狀
 二六一七 (延享四年) 二月廿一日 松平武元書狀
 二六一八 (延享四年) 二月 西尾忠直書狀
 二六一九 (延享四年) さえた外六名連署消息
 二六二〇 (延享四年) さえた外六名連署消息
 二六二一 (延享四年) 二月廿三日 本多正珍書狀
 二六二二 (延享四年) 二月廿三日 酒井忠知書狀
 二六二三 (延享四年) 二月廿六日 松平武元書狀
 二六二四 (延享四年) 清崎・高瀬連署消息
 二六二五 (延享四年) さえた外六名連署消息
 二六二六 (延享四年) (記事) 天英院七回忌ニ繼豊香燭ヲ献ス
 二六二七 (延享四年) 島津繼豊明細書
 二六二八 (延享三年) 島津宗信明細書
 二六二九 (延享四年) 二月廿九日 穎娃久周書狀
 二六三〇 (延享四年) 二月廿九日 西尾忠尚書狀
- 二六三一 (延享四年) (記事) 宗信襲封ヲ賀シ諸侯ヲ招宴ス
 二六三二 (延享四年) 三月十一日 酒井忠知書狀
 二六三三 於供繼豊誕生
 二六三四 延享四年 四月 二日 桃園天皇女房奉書
 二六三五 (延享四年) 四月 二日 島津宗信伺書
 二六三六 (延享四年) 四月 七日 堀田正亮書狀
 二六三七 (延享四年) 四月 七日 松平武元書狀
 二六三八 (延享四年) 四月 七日 西尾忠尚書狀
 二六三九 (延享四年) (記事) 宗信帰国ノ告ヲ賜ハル
 二六四〇 (延享四年) 四月十八日 酒井忠知外二名幕府連署狀
 二六四一 (延享四年) 登城令書
 二六四二 (延享四年) (記事) 宗信、家督後始メテ帰国ノ故ヲ以テ宝刀ヲ賜ハル
 二六四三 (延享四年) 四月廿一日 某覚書
 二六四四 (延享四年) 四月廿二日 島津宗信願書
 二六四五 四月廿二日 島津宗信口上書
 二六四六 (延享四年) (記事) 宗信帰国
 二六四七 延享四年 四月廿八日 島津宗信疏

鹿兒島県史料編さん関係者

顧問

聖心女子大學講師
早稻田大學教授

大久保利謙
竹内理三

學習院大學學長

兒玉幸多

東洋大學教授

沼田次郎

前東京大學教授

小西四郎

北川鐵三

桃園惠真

原口虎雄

四本健光

五味克夫

桑波田興

山下千本

村野守次

芳即正

村野守次

益山重二

田中昇

岡本政徳

田中昇

中野實

西迫清成

今別府修一

郷原美保子

藏敷清子

郷原美保子

田島秀隆

田實勇

下堂園純治

木山實常一

堂瀨幸子

鎌田二十代

伊東洋子

鹿兒島県史料 旧記雜録追録 4

昭和48年11月25日印刷 非売品
昭和49年2月1日発行

編集 鹿兒島県維新史料編さん所

発行 鹿兒島県

印刷所 合名会社 文尚堂印刷所
鹿兒島市西千石町1-8